

令和3年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月

志學館大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	31
基準 4. 教員・職員	44
基準 5. 経営・管理と財務	53
基準 6. 内部質保証	62
IV. 特記事項	69
V. 法令等の遵守状況一覧	70
VI. エビデンス集一覧	81
エビデンス集（データ編）一覧	81
エビデンス集（資料編）一覧	81



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### (建学の精神)

時代に即応した堅実にして有為な人間の育成

### (大学の使命)

教養と実践的な専門の学芸を体系的に教授研究し、科学的・論理的思考法、現代社会に必要な技能及び総合的な問題発見・課題解決能力を身につけ、自主性・創造性と社会に貢献する態度・志向性を持っている堅実・誠実な職業人を育成する。

### (大学の目的等)

**志學館大学の目的：** 本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人から、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする。

**人間関係学部**の教育研究上の目的： 人間関係学部は、人間のこころと身体、人類の文化・社会について教授研究し、社会の要請にこたえることのできる人間の育成を目的とする。

**心理臨床学科**の教育研究上の目的： 心理臨床学科は、心理学及び健康科学の分野について教授研究し、職業人として社会の様々な分野で活躍できる人間の育成を目的とする。

**人間文化学科**の教育研究上の目的： 人間文化学科は、言語や文化に関わる諸領域について教授研究し、豊かな教養をもって社会の様々な分野で活躍できる人間の育成を目的とする。

**法学部**の教育研究上の目的： 法学部は、法学及び関連分野に関する専門の学芸を教授研究し、現代社会に即応できる専門的知識・技能を備えた人間の育成を目的とする。

**法律学科**の教育研究上の目的： 法律学科は、法学、政治学及び関連分野について教授研究し、法曹及び法実務の専門家（法律専門職・公務員等）として社会に貢献できる人間の育成を目的とする。

**法ビジネス学科**の教育研究上の目的： 法ビジネス学科は、法学、経営学及び関連分野について教授研究し、法実務の専門家及び企業法務に精通した職業人として社会に貢献できる人間の育成を目的とする。

### (志學館大学の個性・特色)

大学の個性・特色は、何よりもまず建学の精神に表れる。本学の建学の精神は、「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」であり、モットーは、「個性、実践、人間力」である。学生の「個性」を伸ばす教育を行うことを第一に掲げ、「実践」は、学園の旧名称「実践学園」に因んだものでもあり、学生の職業を通じた社会参画意識の涵養の重視を表している。「人間力」は、建学の精神を承けた、全人的教育に繋がるものである。

上記のような建学の精神とモットーを承けた、本学の具体的な個性・特色（気風・大学文化・強み）は、以下のようなものである。

① 個性の尊重と人間力教育： 学生一人ひとりの個性を大切にし、社会、文化、世界に関

する理解に係る教養教育と、専門分野の知識や時代の状況を把握し自ら判断していく科学的・論理的思考力と創造力の獲得といった人間力教育を目指すのは、本学教育の軸であり、特色である。例えば、平成16年度中教審答申に示された「学士力」を重視し、中期計画の冒頭にこれを掲げているのも、この特色から発している。

- ② 自ら学び成長していく場を提供する大学： 学生が自主的に学ぶ態度・志向性・行動力を育むよう、そのための教育手法等を工夫し、そのように学ぼうとする学生を支援する場を整える大学でありたいと考えている。アクティブ・ラーニングの推進やインターンシップなどの体験型教育を推進し、問題発見・課題解決能力を獲得させていこうとするのはこの特色の反映である。
- ③ 学生の社会参画意識を育む大学： 学生が職業を通じて社会に参画することで自己実現を図るために必要な知識・能力（技術、必要な時には資格）を身に付けることができる教育を目指すのは、本学の伝統である「実践」から受け継がれた特色・強みである。第Ⅱ期認証評価で掲げた「キャリア教育ときめ細かな進路指導」といった教育上の特色は変わることなく継承している。
- ④ 学生の潜在力を引き出し伸ばす教育： 学生の「伸び」を重視し、それを学生自身が実感できる体系的な教育課程と体制作りを重視している。すなわち、学生一人ひとりの能力・適性に合った教育を行い、個々人の学力レベルに応じてきめ細かく指導し、学力の伸長を第一義とする。そして、その「伸び」を実感して貰うことをアセスメント・ポリシーの軸に据え、自ら学ぶことの喜びを実感させる大学を目指している。
- ⑤ 地域とともに歩む大学： 地域社会と緊密な関係を維持し、大学を取り巻く外部状況としての、必要な学びの内容や養成すべき人材に関する地域社会のニーズを把握し、教育課程やさまざまな取組みと制度に生かしていくのは、建学の精神にある「時代への即応」に沿ったものである。一方、①～④に記した教育は、キャンパス内だけでは実現は困難であり、地域社会と連携した（地域社会に手伝って貰う）教育が不可避である。このために、自治体や産業界と連携しつつ、常に地域社会に開かれた大学であろうとしている。
- ⑥ コンプライアンスと誠実性を重視する大学： 上記のすべてにわたり、我が国の高等教育に係る諸制度の定めを遵守するだけでなく、教育の質保証、内部質保証を重視し、社会から信用・信頼される誠実な大学であることは、大学運営の王道であると考えている。また、「社会から信用・信頼されるに足る誠実性」の重要性を学生にも伝えている。活発なIR活動による外部状況のモニタリングや、いち早く「内部質保証のポリシー」を策定し、大学運営の中軸に据えているのは、この特色を反映したものである。
- ⑦ 教職員と学生の距離が近い大学： 学園創設期からの一貫した本学園の気風として、女子大時代も通じて継承してきた特色である。①～⑥に掲げた特色ある手厚い教育を実現するための基盤として、この気風は本学の強みである。第Ⅱ期認証評価では、本学の特色の冒頭に掲げたが、上記すべての個性・特色・強みの基盤を与えてくれるものとして、敢えて本項目の最後に書いた。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

志學館大学は、学校法人実践学園（昭和26年設置、現志學館学園。以下「学園」又は「法

## 志學館大学

人」という。)が昭和54年に鹿児島県隼人町(現霧島市)に設置した鹿児島女子大学を母体とする。学園は、鹿児島の女子教育の先駆者である満田ユイが明治40年に開いた鹿児島女子手芸伝習所に始まり、長年にわたり女子専門教育の伝統を継承してきた。学園は、現在、合計7つの設置校・園(志學館大学、鹿児島女子短期大学、志學館高等部、志學館中等部、鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園、同すみれ幼稚園、同なでしこ幼稚園、なでしこ保育園)を擁し(共通基礎表 F-2 附属機関の概要)、鹿児島女子大学は、学園が鹿児島女子短期大学(昭和40年開設)に続いて設置した高等教育機関であった。

学園は約90年間にわたり主に女子教育を行ってきたため、建学の精神を「時代に即応した堅実にして実際に役立つ婦人の育成」としていた。昭和62年に、学園創設80年を期して、男女共学の志學館中等部を設置したのを期に、従来の建学の精神の「実際に役立つ婦人」の部分をも、「有為な人間」と改めた。

平成11年、鹿児島女子大学を共学化し、大学名を志學館大学に変更した。同時に、創立以来の文学部に加えて法学部(法律学科)を設置した(共通基礎データ様式1)。学校法人の名称も志學館学園と変更した。

平成15年度に、文学部を人間関係学部へ改組し、心理臨床学科と人間文化学科を置いた。前者は、現代社会で存在意義を増している心理学の臨床的側面の教育・研究に重点をおいた学科であり、後者は、伝統的な文学部の教育(リベラルアーツ)を保持しつつ、人文科学と社会科学との融合を目指した学科とした。

表Ⅱ-1-1 学校法人志學館学園及び志學館大学の沿革

和暦年	記事
明治40年	満田ユイ、鹿児島女子手芸伝習所を鹿児島市平之町に開設
昭和26年	学校法人実践学園を設置
昭和54年	鹿児島女子大学開設、文学部(国文学科、英文学科、人間関係学科)を設置
平成11年	志學館大学に大学名を改称、男女共学化。法学部(法律学科)を設置。法人名を学校法人志學館学園に変更
平成12年	文学部各学科の入学定員変更(国文学科50人→40人、英語英文学科50人→40人、人間関係学科100人→120人)
平成15年	文学部を人間関係学部へ改称。人間関係学部へ心理臨床学科、人間文化学科を設置
平成17年	大学院心理臨床学研究科心理臨床学専攻(修士課程)を設置 法律学科の入学定員変更(200人→150人)
平成19年	学園創立100周年。第1次中期経営計画(2008-2009)を策定
平成20年	法学部に法ビジネス学科を新設
平成23年	鹿児島市へキャンパス移転
平成24年	法学部法律学科及び法ビジネス学科の入学定員を変更。法律学科(60人→70人)法ビジネス学科(70人→60人)
平成30年	心理臨床学科(120名→130名)の入学定員増
令和元年	志學館大学創立40周年
令和2年	人間文化学科(50名→70名)、法学部(130名→145名)の入学定員増

## 志學館大学

平成 17 年度に、心理臨床学科を基礎として、大学院心理臨床学研究科（修士課程）を設置した。同研究科は、平成 19 年以降、日本臨床心理士認定協会から指定大学院 [第 I 種] の指定を受けている。

学園は、平成 19 年に創立 100 周年を迎え、中期経営計画(2008-2009)（第 1 次）を策定し、中長期的展望に立った運営を開始した。これを基礎に、大学は、平成 20 年に法学部に法ビジネス学科を設置した。この時に、2 学部 4 学科、1 研究科の現在の体制の基礎ができた。平成 23 年に、大学キャンパスを鹿児島市内に移転し、これを契機に、学生数が増加に転じ、現在は、定員増を経たのちにも収容定員を適切に満たすようになっている。

平成 29 年度に、心理臨床学科を定員増し、精神保健福祉、学校教育心理に関する教育課程を充実した。これにより、大学の入学定員は、300 名から 310 名となった。

平成 30 年度以降、大学の使命、目的、教育研究上の目的、三つのポリシー等の改正を行い、コンプライアンス重視の大学運営を進めた。

大学は、令和元年度に創立 40 周年を迎えた。令和 2 年度に、法学部（法律学科の増と法ビジネス学科の減を含む）と人間文化学科の定員増により、入学定員が 345 名となった。

## 2. 本学の現況

### 大学名

志學館大学

### 所在地

鹿児島県鹿児島市紫原 1 丁目 5 9 - 1

### 学部構成

表 II-2-1 学部、学科の構成の構成

	学部・研究科	学科・専攻
学士課程	人間関係学部	心理臨床学科
		人間文化学科
	法学部	法律学科
		法ビジネス学科
大学院課程	心理臨床学研究科（修士課程）	心理臨床学専攻

**学生数、教員数、職員数**

学生及び教職員の数は、以下に掲げる各表に示すとおりである。

表Ⅱ-2-2 学生数（令和3年5月1日現在）

	学部・研究科	学科・専攻	入学定員	収容定員	在籍者数
学士課程	人間関係学部	心理臨床学科	130	526	602
		人間文化学科	70	244	282
		学部合計	200	770	884
	法学部	法律学科	95	336	442
		法ビジネス学科	50	224	192
		学部合計	145	560	634
学士課程合計			345	1,330	1,518
大学院課程	心理臨床学研究科	心理臨床学専攻	10	20	21

表Ⅱ-2-3 教員数（令和3年5月1日現在）

学部・研究科	学科・専攻	教授	准教授	講師	助教	助手	計
人間関係学部	心理臨床学科	9	4	2	5	0	20
	人間文化学科	6	5	4	0	0	15
法学部	法律学科	6	3	3	0	0	12
	法ビジネス学科	5	2	2	1	0	10
合計		26	14	11	6	0	57
兼任教員数		-	-	-	-	-	76
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻	8	2	1	4	0	15
兼任教員数		-	-	-	-	-	7

表Ⅱ-2-4 職員数（令和3年5月1日現在）

専任職員	39	契約職員	0	パート	5	合計	44
------	----	------	---	-----	---	----	----

※ 本部職員で大学に割り振られた者4人を含む。

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### (1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

###### (2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

**法令遵守：** 大学の目的及び学部、学科ごとの教育研究上の目的は志學館大学学則（基礎資料F-3-1）（以下学則・規程等の名称に冠している「志學館大学」は省略する。）に具体的に明文化している。本学の名称「志學館」は、大学の名称にふさわしく、学部、学科の名称すなわち人間関係学部及び法学部と、それらの教育研究上の目的は整合している。

大学院の目的及び教育研究上の目的は、大学院学則（基礎資料F-3-2）に定めている。研究科の名称すなわち心理臨床学研究科は教育研究上の目的に整合している。

**使命・目的及び教育研究上の目的：** 本学の建学の精神は、「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」である。学園の創設者である満田ユイ先生が残されたみおしえ「雪の如く清らかに 月の如く明らけく 花の如く撫子の 強く優しく」があり、育成すべき人間像を指し示している（基礎資料F-5-1「学生便覧」 建学の精神と志學館大学の使命 p.3）。

大学の使命は、平成30年度に大学運営会議で改定し（本書Ⅰ参照）、学園理事会に報告した（資料1-1-1「教育研究上の目的の新設のための「大学の基本理念」等の改廃について」（大学運営会議資料））。この改定は、この下に、各学部、学科の「教育研究上の目的」と大学、学部、学科のディプロマ・ポリシー（以下「DP」という。）を一貫性のあるかたちで定め直すために行ったものである。

人間関係学部及び法学部の教育研究上の目的は、それぞれ学則第3条の2及び第3条の5に定めている（本書Ⅰ参照）。人間関係学部は心理臨床学科、人間文化学科で構成し、各学科の教育研究上の目的は学則第3条の3、第3条の4に定めている（本書Ⅰ参照）。法学部は法律学科、法ビジネス学科で構成し、各学科の教育研究上の目的は学則第3条の6、第3条の7に定めている。4つの学科の名称は、それぞれの教育研究上の目的に整合している。

これらは、平成29・30年度に進めた、大学の管理運営制度の検証（規程類の整備・改正）の総仕上げとして改定したもので、同時に三つのポリシー（基礎資料F-13-1）の整合的な改定と内部質保証のポリシー策定を進めたものである。

大学院の目的は、大学院学則第2条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び深い人間理解と心理臨床に関する実践力を身に付けた専門家を養成する」と定めている。大学院には心理臨床学研究科（以下「研究科」という。）を置いており、その名称は、教育研究上の目的に整合している。

###### 1-1-② 簡潔な文章化

**使命・目的及び教育研究上の目的の簡潔な文章化：** 大学の使命は、「教養と実践的な専門の学芸を体系的に教授研究し、科学的・論理的思考法、現代社会に必要な技能及び総合

的な問題発見・課題解決能力を身につけ、自主性・創造性と社会に貢献する態度・志向性を持っている堅実・誠実な職業人を育成する」で、簡潔に文章化している。

大学の目的は、「本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人ながら、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする」で簡潔に文章化している。

大学院の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び深い人間理解と心理臨床に関する実践力を身に付けた専門家を養成する」で、簡潔に文章化している。

学部、学科ごとの教育研究上の目的は志學館大学学則（基礎資料F-3-1）に、大学院の教育研究上の目的は、大学院学則（基礎資料F-3-2）に定めている通りで、簡潔に文章化している。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本書 I で既述のとおり、本学の特色はまず、建学の精神「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」及びモットー「個性・実践・人間力」に現れているほか、①個性の尊重と人間力教育、②自ら学び成長していく場を提供する大学、③学生の社会参画意識を育む大学、④学生の潜在力を引き出し伸ばす教育、⑤地域とともに歩む大学、⑥コンプライアンスと誠実性を重視する大学、⑦教職員と学生の距離が近い大学と要約できる。

本学の使命は、「教養と実践的な専門の学芸を体系的に教授研究し、科学的・論理的思考法、現代社会に必要な技能及び総合的な問題発見・課題解決能力を身につけ、自主性・創造性と社会に貢献する態度・志向性を持っている堅実・誠実な職業人を育成する」である。

目的は、「本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人ながら、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする」である。

建学の精神は、使命の「現代社会に必要な技能」「堅実・誠実な職業人」、目的の「有為な人間の育成」などに反映されつつ、使命・目的に包括的に反映されている。モットーは、「個性・特色」の随所に表れ、使命・目的にも反映されている。

個性・特色①に掲げる「人間力」は、教養と専門分野の知識に基づき時代の状況を把握し自ら判断していく科学的・論理的思考力と創造力を指すもので、使命の「教養と実践的な専門の学芸」「科学的・論理的思考法」に、目的の「幅広い知識」と「専門の学芸」「豊かな教養」「自主的・創造的な行動力」に反映されている。

個性・特色②で育まれる「自ら学び成長する態度・志向性・行動力」は、使命の「総合的な問題発見・課題解決能力」「自主性・創造性」に、目的の「自主的・創造的な行動力」に反映されている。

個性・特色③に掲げる「社会参画意識の涵養」は、使命の「社会に貢献する態度・志向性」、目的の「有為な人間の育成」に反映されている。

個性・特色④に掲げる「潜在力を伸ばす教育」は、使命の「体系的な教育」、「科学的・論理的思考法と技能」に、目的の「広い知識と深い専門的学芸の教授」に反映されている。

個性・特色⑤に掲げる「地域重視」は、外部状況の把握と大学運営改善への活用と地域

社会の協力を得て進める教育の両面性を持っており、使命の「社会に貢献する態度・志向性」「堅実・誠実な職業人の育成」に、目的の「社会の充実発展に寄与」に反映されている。

個性・特色⑥の「コンプライアンスと誠実性」も大学運営と教育で育みたい資質の両面を含んでおり、使命の「堅実・誠実」、目的の「誠実な人がら」に反映されている。

なお、目的の「文化の創造」は、学教法第83条第2項全体を一言で表したものである。

大学の使命、目的及び学部・学科の教育研究上の目的は、学生便覧（志學館大学の目的 p. 7）やホームページ（資料1-1-2 建学の精神・使命、目的・三つのポリシー）などで公開し、明示している。個性・特色については、ホームページの「学長挨拶」（資料1-1-3）などで言及している。

大学院の使命は、国家資格である公認心理師及び認定資格である臨床心理士を養成することであり、教育目的に「心理臨床に関する実践力を身につけた専門家を養成する」と明示している。

#### 1-1-④ 変化への対応

特に中央教育審議会（以下「中教審」という。）答申には、我が国の社会の中で高等教育が目指すべきものが示されていると考え、常にモニタリングしている（資料1-1-4 IR報告書「近年の中央教育審議会答申に見られる大学教育をめぐる状況と課題」）。これにより、例えば「学士力」「学力の三要素」「高大接続」など高等教育をめぐる社会情勢の変化に迅速に対応できている。これらの詳細は、本書の各所で説明する。

平成16年度中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」に示された学士力を特に重視し、産業界や卒業者が学士力のどの項目を重視するかの意見を聴いて（資料1-1-5 IR報告書「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査報告」、資料1-1-6 IR報告書「卒業者が求める大学教育の質に関する調査報告」）、使命及び教育研究上の目的等を見直し、平成30年度に改正した（資料1-1-7「学則改正新旧対照表」（大学運営会議資料））。

上記の調査等を承けて、大学の使命及び目的の下に、学部、学科の教育研究上の目的、さらに三つのポリシーを一体的に改正し、教育課程も全面改定したのは、変化への対応の好例である。

大学院では、公認心理師法制定（平成27年）に合わせて、三つのポリシーの文言を一部改訂、その後、令和2年に研究科の使命（三つのポリシーの前文として明示）及び目的の下に、三つのポリシーを一体的に改正した（基礎資料F-13-2）。

#### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

平成30年度に改正した教育課程をレビューすることになる令和4年度以降に、それに連動して建学の精神の下での使命・目的、教育研究上の目的及び三つのポリシーの整合性及び有効性について検証する。この際、個性・特色の一層の伸長に意を用いる。

大学の使命・目的及び学部、学科の教育研究上の目的について、平成30年度中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を基軸としつつ、IR活動の成果を利用して、時代の変化（内部・外部の状況）への対応度の点でも検証する。これをもって、次期中期計画の中間点検とする。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### (1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

### (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の使命・目的及び学部、学科の教育研究上の目的等の公表は、「広報・情報発信管理会議」が公表媒体による一貫性を常時点検しており、各種媒体で異なっていることはない。

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神の下での大学の使命、目的及び学部、学科の教育研究上の目的は、全学委員会である教育課程編成会議の議を経て大学運営会議で策定・改廃し、学園本部へ報告する（資料1-2-1「教育研究上の目的の新設のための「大学の基本理念」等の改廃について」）。

特に大学の目的及び学部、学科、大学院の教育研究上の目的の改正は学則あるいは大学院学則の改正に繋がるため、理事会の議題として審議、承認されたものであり（資料1-2-2 理事会議題）、学園の理事、評議員等にも、理解・支持されている。

#### 1-2-② 学内外への周知

**法令遵守：**情報の公表のために、ホームページに「志學館大学の基本情報」（資料1-2-3）のページを設けており、「学部、学科と大学院研究科の概要」、「志學館大学の目的・三つのポリシー」の記事を掲載している。「学部、学科と大学院研究科の概要」のページには、学部、学科の教育研究上の目的を公表・周知してある。

**使命・目的及び教育研究上の目的の周知：**使命・目的及び教育研究上の目的は、策定・改訂時に合同教授会で説明し、全教員に周知している（資料1-2-4 合同教授会議事要旨）。新任教職員研修でも、建学の精神、大学の使命と目的を、学校教育法、同施行規則、大学設置基準、近年の中央教育審議会答申、認証評価等と関連付けて説明している（資料1-2-5 新任者研修資料）。全教員対象のコンプライアンス・チェックシート（資料1-2-6）で、建学の精神の理解の必要性を毎月喚起している。

使命・目的及び教育研究上の目的及び三つのポリシーなどの重要事項の改正は、事務局定例会議で、全事務職員にも周知している。学生便覧（基礎資料F-5-1 [一] 建学の精神と志學館大学の使命 p.3、[二] 志學館大学の目的・方針 pp.5-13）にも記載し、学生にも周知している。学生便覧は、本学では教職員にとっても必携文書の性格を持っているので、教職員への周知にも繋がっている。

大学院では、使命・目的及び教育研究上の目的及び三つのポリシーは、策定・改訂時に研究科委員会で説明し、全教職員に周知している。大学院便覧（基礎資料F-5-2 大学院心理臨床学研究科ポリシーについて p.6）に記載し、学生にも周知している。

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

**法令遵守：** 学園の設置校の一つである本学の中期計画は、学園の中期計画の一部をなしている。計画は、学園の財務・事業計画及び第Ⅱ期の認証評価の結果に基づき、使命・目的及び教育研究上の目的に則って策定したものである。

**使命・目的及び教育研究上の目的の反映：** 現在の中期計画は、教育・研究活動、学生

支援、管理運営、学生受入、社会貢献の5つの基本計画からなっており、基本計画Ⅰの第1取組み戦略は、「学士力(人間力)」を保証する教育の一層の確立と増強・質的転換」であり、使命・目的と学士力を基本に置いて作成したDPとよく整合している(資料1-2-7「大学の中期計画」令和2年度版)。

第1取組み戦略の冒頭の「施策」に、「DPを軸にした教育課程の組織的・体系的な形成」「DPを実現するためのカリキュラム・ポリシー(以下「CP」という。)の中での教育課程と教授法の明確化と実施」「教育課程履修による獲得能力の分析・評価の改善」を挙げ、使命、教育研究上の目的及び三つのポリシーの統合的な推進を、中期計画の重点に置いている。

第1取組み戦略の施策ではほかにも、「組織的・体系的に設計された教育課程の確実な実施」を掲げている。「アクティブ・ラーニングの推進」「地域と共に成長する教育(地域課題に積極的に取り組む教育)」「地域と共に成長する教育(インターンシップに取り組む教育科目の増加)」などを挙げているのも、使命が掲げる「問題発見・課題解決能力」や「社会に貢献する態度・志向性」を持った職業人の育成などを反映したものである。

大学院では、基本計画Ⅰの第2取組み戦略「皆資格・高資格を目指す教育」第3項「新たな国家資格への対応と準備」に、大学院の使命・目的である心理専門職の養成について、具体的な施策として反映させ、確実に実行している(資料1-2-7)。

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

**法令遵守：**平成29・30年度に、大学運営会議及び教育課程編成会議を中心に、大学、学部、各学科の三つのポリシーの検証を進め、大学の使命・目的及び学部、学科の教育研究上の目的と三つのポリシーが一貫性を持つように改正した。この際、DPとCPの一貫性には、特に意を用いた(資料1-2-8「三つのポリシー改正案(大学運営会議資料)」)。

**使命・目的及び教育研究上の目的の三つのポリシーへの反映：**上記の再編作業ではまず、大学のDPを大学の使命・目的と整合的に定めた。DPは下枠内に掲げるとおりで、第1項は建学の精神と本学の使命を、第2項以下は、目的の「豊かな教養」、使命の「体系的な専門的学芸」「職業人育成」「社会貢献」とそれらに中教審答申等でも重視されている「多様性理解」「グローバル化人材」をキーワードとしつつ構成したものである。

#### 志學館大学のディプロマ・ポリシー

本学は建学の精神「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」に従い、その教育目標を実現することを目指し、以下に掲げる資質・能力を修得した者に学士の学位を授与します。

- 1 個性的かつ堅実な人間性、自主性、創造性が身につけている。
- 2 人類の文化、社会と自然に関する豊かな教養と科学的・論理的思考法、情報処理技術、コミュニケーション能力を身につけ、自ら学ぶことの喜びを知っている。
- 3 実践的で体系的な専門的知識と技能を身につけ、総合的な問題発見・課題解決能力を持っている。
- 4 職業観を持ち生涯学習し続ける能力を有している。
- 5 倫理観を持った市民として地域社会の発展に貢献する高い意識を持っている。
- 6 多様な言語・社会・文化を理解し、国際人として活躍する素地を持っている。

各学部、学科のDPは、大学のDPと合わせて一体となるように、大学のDPに各専門領域の知識・技能と必要とされる態度・志向性を加えて構成しており、大学の使命・目的を反映したものである。

大学のCPは、DPとの一貫性があるものとなるよう、特に意を用い、DPを実現するために必要な共通教育及び専門教育科目群の内容の記載と教授法で構成している。学部、学科のCPは、上記の専門科目の配置を説明している。従って、これらは、DPを媒介にして、大学の使命・目的を十分に反映しているものとなっている。

アドミッション・ポリシー（以下「AP」という。）は、建学の精神、大学の目的、DPに掲げた能力の修得に適した人材像を示している。求められる能力・資質として、「文化への関心」「社会的関心」「基盤的学力」「専門的勉学への興味」「多様な経験」を含んでおり、これらはDPを承けたものである。学部、学科のAPは、専門領域ごとの探求心・志向性と必要な基礎学力・資質等で構成している。

大学院では、令和元年度に、研究科の三つのポリシーを一体的に改定した（資料1-2-9 研究科委員会議事要旨）。この改定によって、大学院の教育目的及び使命である「深い人間理解と実践力を身に付けた心理の専門家を養成」するための一貫した体制が整った。

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**法令遵守：** 本学は、人間関係学部、法学部の2学部を有する。人間関係学部は、心理臨床学科と人間文化学科で、法学部は法律学科と法ビジネス学科で構成しており、十分な規模である。学部、学科の教育研究上の目的は、「現代社会に即応できる知識・能力」「社会に貢献できる人間」「豊かな教養」「職業人育成」等を掲げている点で、建学の精神、大学の使命・目的の達成を図るものになっている。

大学院は、心理臨床専門家の養成という目的に沿った1専攻である。研究科の教育研究上の目的は、大学院学則で定めており、「深い人間理解」「実践力を身に付けた専門家を養成」等を目的に掲げている点で、建学の精神、大学の使命・目的を達成しようとするものになっている。

**使命・目的及び教育研究上の目的を達成するための基本組織：** 教育研究上の基本組織は学部で、すべての教員は2学部いずれかの教員組織に所属している。各学部は、教授会のほか、教務委員会、紀要編集委員会を持ち、各学部の教育研究上の目的を達成するための活動にオートノミーを発揮している。上記の2つの委員会に代表される教育と研究に関するもの以外の領域では、委員会等は全学組織とし、それに各学部学科から委員が参加するという組織形態としている。それらを学長又は学長補佐が率領することで、大学のガバナンスが全学的に実現しやすい形態になっており、大学の使命・目的及び学部、学科の教育研究上の目的を整合的に達成することを目指した組織形態となっている。

大学院は、心理臨床学の1研究科1専攻である。研究科は、研究科委員会のほか、下部組織としてのワーキンググループ等を研究科長が率領することで、教育研究上の目的を達成しやすい組織で構成している（資料1-2-10 研究科委員会議事要旨）。現在、教育研究上の目的によりふさわしいものになるよう、学士課程心理臨床学科との接続教育を進めている。

### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的から各種ポリシーに至るまでの本学の戦略的方向性について、産業界、高校教育界、ステークホルダー等を含む学内外に対して、誠実かつ確実に情報提供し、支持が得られるよう、コンプライアンス重視の広報の整備を進める。

第Ⅲ期認証評価の基準を基に、個性・特色・強みを伸ばす戦略の教育研究上の目的と三つのポリシーへの反映について検証し、令和4年度からの次期中期計画策定を進める。

大学院教育の強化・充実を図る。質の高い心理専門職を輩出するために、学士課程からの接続性に配慮した教育を目指す。

#### 【基準1の自己評価】

使命・目的及び教育研究上の目的等は適切に設定しており、それらの意味・内容は具体的に、明確・簡潔に文章化している。使命・目的及び教育研究上の目的に大学の個性・特色を反映し、明示している。使命・目的及び教育研究上の目的は、社会情勢の変化に対応して見直している。

使命・目的及び教育研究上の目的は、教職員の関与・参画の下で策定したもので、理事会・評議員会に報告しており、関係者から理解・支持されている。学内外への周知もしている。使命・目的及び教育研究上の目的は、大学の中期計画及び三つのポリシーにも一貫性を持って整合的に反映されている。それらを達成するための、教育研究上の基本組織の構成との整合性も保たれている。

以上のことから、本学では、使命・目的及び教育研究上の目的並びに関連するポリシー等は適切に設定され、確立していると自己評価する。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### (1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

#### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**法令遵守：** 本学の入学資格は学則（基礎資料F-3-1）第32条に定めている。高専、専修学校及び短大卒業者の編入学の制度も学則第42条に定めている。飛び入学制度は採用していない。入試問題は、学内委員が作成している。

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

**法令遵守：** 三つのポリシー（基礎資料F-13-1）を定めており、DPとAPの一貫性にも意を用いて定めた。大学院でも同様である（基礎資料F-13-2）。

**教育目的を踏まえたAP：** 三つのポリシーは、教育課程編成会議の審議事項としており（資料2-1-1「教育課程編成会議規程」）、本書1-2-④で記したように、APを含め、建学の精神、教育研究上の目的から三つのポリシーまですべてに一貫性があるように策定している（資料2-1-2 教育課程編成会議議事要旨）。

APは、DPに掲げた能力の修得に適した人材像を示している。学部、学科の教育研究上の目的は、「それぞれの領域の専門的知識を持ち社会に貢献できる人材の育成」と要約できるもので、APは専門領域への志向性とその学びに必要な基礎学力で構成しており、教育研究上の目的とよく整合している。

本学のAPは、掲げた5つの志望動機（受験者像）について、総合型選抜以下7つの選抜区分ごとに、どの志望動機を重視して選抜するかを定めている点に特色がある。

APを含む三つのポリシーは、使命、学則等と同等に管理しており、学内では常に利用可能である。学外へは、大学ホームページ、学生募集要項、大学説明会等で周知している。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

**法令遵守：** 入学者の受入れは、入試管理委員会が管理し、入試広報課がその決定に基づいて公正に実施している（資料2-1-3 入試管理委員会議事要旨）。入試管理委員会は、大学運営会議のメンバーにアドミッション・オフィサーとしての経験の深い入試広報課長を加えて構成しており、本学の最高レベルの責任体制を採っている（資料2-1-4「入試管理委員会規程」）。

大学院では、研究科委員会が大学院募集要項の内容、運用に責任をもって、入学者選抜を行っている（基礎資料F-4-2）。そのプロセスと結果については、学長に報告している。

**APに沿った入学者選抜：** 本書2-1-①に記載したとおり、本学のAPは、大学全体での定義と学部、学科での定義の組み合わせで構成している。大学のAPに掲げた5つの志望動機について、選抜区分ごとに、どの動機を重視して選抜するかを定め、入学者選抜全体でAPを実現できるようにしている点に、制度設計上の特色がある。

入試問題は、本学教員の中から学長が指名した作問委員が作成している。入試管理委員会委員全員が下見をし、問題の内容・形式等にわたって、大学入試問題に相応しいか否か

を検討し、必要に応じて変更を求める等して、試験の質を確保している。

国の入試制度改革（大学入学共通テストへの改革その他）を承けて、令和3年度から本学でも、総合型及び学校推薦型選抜での小論文導入及び学力の三要素の多面的・総合的な評価並びに一般選抜での2科目以上の出題科目による学力検査及びすべての科目での記述式問題の導入等の改革を行った。これに対応するために、入試管理委員会がAPを検証し、一部改正した（資料2-1-4、資料2-1-5 入試管理委員会議事要旨）。

IR活動の一環として、科目ごとの点数の分布を分析・検証し、次年度の問題作成への指針を示している（資料2-1-6「令和2年度大学入試一般選抜前期日程試験に関する分析」）。

大学院では、APに沿って、大学院募集要項に基づく選抜試験を実施し、研究科委員会で入試判定基準に基づき合否判定している。入試問題は、本学教員の中から学長が指名した作問委員が作成し、研究科長及び研究科主任が問題を下見し、試験の質を確保している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**法令遵守：** 学部、学科ごとの収容定員は学則第3条で定めており、編入学定員もここで明示している。入学定員、在籍学生数、収容定員充足率は、ホームページ「情報公開-学生に関する事」(資料2-1-7)で公開している。

大学院では、入学資格は大学院学則（基礎資料F-3-2）第30条に定めている。飛び入学制度は設けていない。研究科の収容定員は大学院学則第10条で定めている。入学定員等の公表については、上記と同じである。

**入学定員及び収容定員に沿った在籍学生の適切な確保：** 入学定員を平成29年度に300名から310名に増加した（資料2-1-8 心理臨床学科増員時の認可書）。さらに、収容定員規模を点検し、入学定員・収容定員の増加（一部での減を含む）が認可され、令和2年度に345名へと増加した（資料2-1-9 人間文化学科・法学部増員時の認可書）。現在、全学で入学定員は345名、収容定員は完成年度で1,380名である。

入試管理委員会は在籍学生数が収容定員から超過又は未充足にならないように、毎年の入学者数を決定している（資料2-1-10 入試管理委員会資料）。このために、入試管理委員会は、入試区分ごとの募集人数及び日程を見直し、共に令和3年度入試から変更した（資料22-1-11 入試管理委員会議事要旨）。上記を確実にを行うために、推測統計学的手法による分析に基づいた、選抜方法の開発に取り組み、ほぼそれを確立した（資料2-1-12（臨時）入試管理委員会資料）。

表2-1-1に、過去5年間の収容定員、在籍学生数、収容定員充足率を示す。近年は、収容定員充足率は1.10前後にあり、入学定員、収容定員を適正なレベルで充足できている（共

表 2-1-1 過去5年間の収容定員、学生現員数、収容定員充足率

年度	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
平成29年度	1,230	1,235	100.4%
平成30年度	1,240	1,288	103.9%
令和元年度	1,250	1,380	110.4%
令和2年度	1,295	1,499	115.8%
令和3年度	1,330	1,518	114.1%

通基礎データ様式2、共通基礎表2-1)。

上記の定員増認可時の附帯条件であった、法学部の定員管理を確実にするため及び法ビジネス学科の定員未充足を改善するために、法ビジネス学科の魅力化と法学部全体の改革のほか、各種の対策（情報収集、広報の強化等）を講じてきた。

既述の定員増と同時に、令和元年度に、法学部入試を大括り化し、1年次に両学科を理解させたのちに分属するレイト・スペシャライゼーションに取り組むことを決定した（資料2-1-13 入試管理委員会議事要旨）。法学部では、入試大括り化に対応するために、教育課程を見直し、1年次の法学全般への入門科目を充実するとともに、法ビジネス学科の魅力化に取り組んできた（資料2-1-14 教育課程編成会議議事要旨）。例えば、法ビジネス学科に、地域経済、企業法務領域担当の教員を純増で採用し、地域に関する知識や課題に積極的に取り組む態度等を涵養できる学科科目を充実するなど、教育課程を改善した。

法ビジネス学科の広報強化では、大学地域コンソーシアム鹿児島島の合同ガイダンスやオープンキャンパス等で、企業犯罪やビジネス法などに関する模擬講義を実施した。大学案内、ホームページでビジネス法務と経営学を従来よりも詳細に紹介している。

これらの結果、過去に課題であった法ビジネス学科の定員未充足は、漸次改善されている（共通基礎データ様式2）。

大学全体としては、本学の魅力ある諸活動等に関する情報を発信し、高校訪問、リクエスト講義の実施等による対人的アピールや、鹿児島女子短期大学（学園設置校）からの編入学促進に向けた協議等を継続的に実施している。広報の方向性を検証するために、高校生が本学の何に興味を持つかを調査した（資料2-1-15 IR報告書「志學館大学受験動向に関する調査報告」）。

大学院では、入学定員10名、収容定員20名で、近年両定員ともに満たし、妥当な水準を維持している（共通基礎表2-2「研究科、専攻別在籍者数」）。

入学者確保に向けて、内部進学者への積極的な広報活動を続けており、大学院説明会を実施し、専用のパンフレット等（資料2-1-16）を作成して各大学へ案内している。ホームページでの配信も行っている。

### **(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）**

APに沿って入試制度（入試区分及び選抜方法等）の検証を行い、さらに必要な改善を進める。その際、高大接続教育をアピールし、入学者の数・質の確保に努める。

近年の出願者数の増加に鑑み、入学及び収容定員に沿った適切な学生受入れ数を維持するために、入試管理委員会が中心となり、入学者選抜手法のさらなる改善を進める。

## **2-2. 学修支援**

### **(1) 2-2の自己判定**

基準項目2-2を満たしている。

### **(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

法令遵守： 教職協働を学則（基礎資料F-3-1）第11条の2に定めている。例えば、一部

の会議体等では、事務職員が陪席ではなく委員として参画している。

大学院関係でも、大学院学則（基礎資料F-3-2）第15条に教職協働を定めている。

#### （学修支援の方針と実施体制）

**学修支援の方針：** 志學館学園第3次経営計画「志學館未来計画2016-2021」（基礎資料F-6-2）では、長期ビジョンとして「人間力を養成する教育」を掲げ、基本計画Ⅰに「教育・研究活動：確実に卒業に繋がる教育・指導」を謳っている。

「志學館大学の個性・特色」として本書Ⅰで述べたとおり、「教職員と学生との距離の近さ」は学園創設期からの一貫した本学園の気風であり、教育と学修・学生支援のための各種取り組みの根底には、教職協働による親身な指導の風土がある。

**学修支援の実施体制：** 学修支援には、主に学務委員会、各学部教務委員会、学生支援センター、学生支援室、進路支援センター、学務課、進路支援課等が連携しながら、関係教職員の協働による支援体制を整備している。

各取り組みの実施と全学的な調整には、学部教務委員会の意見を聴きながら、学務委員会を中心に行っている（資料2-2-1「学務委員会規程」）。取り組みの改廃、新設等は、教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て学長が決めている。

#### （学修支援の計画・取り組み）

**指導教員制度：** 指導教員制度を採用し、学生が抱える教育・生活・進路等の日常的な相談に応じ、適宜指導助言を行う体制を整えている（基礎資料F-5-1「学生便覧」学生指導教員制要綱 p. 27）。

特に1年次には、全学必修の初年次導入教育科目（「学問へのステップⅠ・Ⅱ」）の担当者が指導教員となり、高等学校から大学へのスムーズな学修環境移行を支援している。この制度により、1年次は週に1度は必ず指導教員と接することができ、指導教員にとっては指導学生の状態や変化を把握しやすい。

すべての学生は学期初めの定められた時期に指導教員による修学面談を受ける。面談の記録は学生ポータルサイトである志學館大学ユニバーサル・パスポート・システム（以下、「ユニパ」という。）上の学生個別フォルダに記載し、担任の引き継ぎ等に活用している。

**学年開始時のオリエンテーション：** 適切な履修計画や間違いのない履修登録、修学上の連絡等の効果的な伝達などのために、オリエンテーションを重視している。年度初めの授業開始前に、各学部学科コース・学年別のオリエンテーションを教職協働で実施している（資料2-2-2 新入生・在学生オリエンテーション日程 資料2-2-3 学務委員会議事要旨）。役割分担では、内容やプログラム編成は各学部教務委員会が、資料準備や会場設営等の運営業務は職員が担い、学務委員会は全学的な調整を行う。

**オフィスアワー：** 全教員が週1コマ以上、オフィスアワーを設定し、授業時以外の自主的な学修に対する支援や相談等、学生の多様なニーズに応じて指導している。学生は、ユニパ等で各教員のオフィスアワーを確認できる（資料2-2-4 ユニパ「オフィスアワー確認画面」）。

**出席状況調査と保護者連携：** すべての授業科目で全授業実施回数の1/3終了時に出席状況を調査し、出席不良の学生には、指導教員が呼び出し面談を行う。出席不良科目数の多い学生の場合は保護者に通知し、早期改善できるように体制を整えている（資料2-2-5「出席状況調査様式」、資料2-2-6「保護者への通知文書様式」）。

**要支援学生への支援：** 障がいがある学生（以下、要支援学生という。）への学修支援体制の中核は学生支援室で、本人や保護者からの要請に基づき、心理専門職が指導教員や授業担当教員と情報共有しながら合理的配慮の内容を検討し、速やかに実行に移す業務体制ができています。その後も定期的な面談を継続し、合理的配慮内容の適宜の見直し、保護者及び指導教員や授業担当教員との面会・連絡、定期テストでの別室試験等の手配、災害時への対応等も継続的に行っている。入学前は入試広報課、入学時及び入学後は総務課や学務課、就職活動期は進路支援課等と連携して、入学前、入学時、入学後を通して途切れなく、要支援学生を支える体制ができています。制度の詳細は、本書2-4-①に記す。

平成30年に、「障がい学生支援に関する基本方針」（資料2-2-7）を改訂し、それに従い、「教職員のための学生サポートハンドブック2019」（資料2-2-8）、「障がい学生支援リーフレット」（資料2-2-9）、「学生支援室利用案内」（資料2-2-10）を刊行した。これらは教授会やホームページでの公開を通して全教職員に配布・周知するとともに、FD研修会等で学生サポートハンドブックを使った講演を行うなど、教職員の啓発を進めている（資料2-2-11 FD研修会資料）。

**学習力不足の学生への支援：** 各種IR活動に基づき、高大接続の新しい取組みを検討していく中で、学習力及び学習習慣が不足している学生に対する学修支援は、大学の導入教育にとって重要であるという結論を得た（資料2-2-12 大学運営会議議事要旨）。令和3年度には、共通教育センターを高大接続教育センターへと改組し、要支援学生以外の学生に対する学修支援を本格的に始動させる体制が整った（資料2-2-13 大学運営会議議事要旨）。

大学院では、要支援学生については学生支援センターの活用、学習力不足については、授業担当教員と指導教員による指導で対応している。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

**法令遵守：** 授業は、講義、演習、実験、実習に分類して実施している。一部に、授業の大部分を外国で履修する授業科目もある。一部の科目を、通信技術を利用して教室等以外の場所から遠隔履修させることがある。

大学院では、上記のほか研究指導、学内外の臨床実習施設での実習を行っている。学外の心理専門家によるスーパーバイズ制度も設けている（資料2-2-14 学外スーパーバイザー委嘱状）。

**TA及びSAの活用：** 「ティーチング・アシスタント規程」（資料2-2-15）を定め、学修支援にTAを活用している。大学院学生のTAが、心理臨床学科の実験、実習科目や卒業研究等で学修支援を行うことで教育の質の確保に努めている。現在、すべての大学院生が年に15時間以上、TAに従事している（資料2-2-16 ティーチング・アシスタント勤務実績書）。

TAに対しては、毎年度初めに研修会を開催し、技能の向上に努めている（資料2-2-17 研究科TA研修会資料）。年度末には研究科委員会でTAの活用状況等が報告され、問題点や課題を協議し、次年度予算措置等が講じられている。

学士課程学生を授業アシスタント(SA)として活用し、初年次科目の学修支援を充実させるとともに、アシスタントとなる学生自身の資質向上を図ることとした（資料2-2-18「授業アシスタント規程」）。この取組みは、高大接続教育の充実を図るものである。

**障がい学生へのピアサポート：** 障がいのある学生が不利益なく教育を受けられるよう

に、前項2-2-①で述べた、教職員の理解と能力の向上及び支援体制の充実に加えて、学生同士のピアサポート体制を構築している。このために、「対人援助基礎演習」で(資料2-2-19「対人援助基礎演習シラバス」、障がい学生サポーターを養成している。

**中途退学への対応及び休学者・卒業延期者への支援：** 「修業年限を超えて在学する学生への対応要領」(資料2-2-20)を定め、休学、中途退学者等に関する資料を蓄積・分析し(資料2-2-21 IR報告書「志學館大学における中途退学者及び除籍者に関する報告書Ⅱ」)、支援に当たっている。この分析を承けて、すべての学生の学期単位での単位修得状況をモニタリングし、学生指導の基礎資料としている(共通基礎表3-3「取得単位状況」)。

脱落の可能性がある学生への早期対応のため、指導教員による修学面談では、単位の修得状況、履修確認、生活の様子等を確認し、経済的事情や修学意欲の変化等について注意を払っている。各学期初めには、休学満了者、卒業延期者対象のオリエンテーションを実施し、学修への動機づけを図っている。退学者、留年者の発生状況は、共通基礎表2-3「学部、学科別退学者数及び留年者数の推移」に示すとおりである。

大学院では、入学後速やかに各種オリエンテーションを逐次行い、1年次の6月には指導教員を確定して修学及び生活全般をサポートしている。要支援学生は学生支援センターを活用している(基礎資料F-5-2「大学院便覧」履修指導及び研究指導のスケジュール p.70)。

### (3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

教職協働での学修支援体制を維持しつつ、変化・多様化する学生に柔軟に対応できるように学修支援に係る方針、計画、実施体制の継続的な検証と改善を進める。

障がいのある学生に対する支援について、学生支援センターの機能を強化するとともに、TA、SAその他の学修支援制度を検証し、改善を進める。

高大接続教育センターを中心に、高大接続教育及び導入教育の企画・立案と実施を進めるとともに、学生の学習力向上や中途退学等のリスクが高い学生への支援体制を強化する。

## 2-3. キャリア支援

### (1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

### (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

**法令遵守：** 学生の社会的・職業的自立に関する支援には、教育課程内外での実施には学務委員会と学務課が、卒業後の資質向上には進路支援センターと進路支援課が教職協働で当たっている(共通基礎表2-4「就職相談室等の状況」、基礎資料F-3-1「学則」第11条の2、資料2-3-1「学務委員会規程」、資料2-3-2「進路支援センター規程」)。

**キャリア教育：** 共通教育にキャリア形成科目(選択必修科目)6科目を設け、1年次に「キャリア開発入門」を、2年次に「キャリア概論(かごしま学)」ほか4科目を配当し、初年次から段階的に社会的・職業的自立意識を高める教育を行っている。これらは、両学部ともに、2単位以上を選択必修とし、最大10単位までが卒業要件単位として認められ、履修ガイダンス時に学生に履修を推奨している(基礎資料F-5-1「学生便覧」卒業要件単位数早

見表 pp. 246-251)。

上記のキャリア形成科目のほかに、地元産業界や自治体と連携したキャリア教育に関連する科目も複数設けている。鹿児島県中小企業家同友会との連携による就業体験を行う法学部専門教育科目「法ビジネス基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ(キャリア教育)」、人間関係学部専門教育科目「産業組織心理学演習」、「社会産業実習」、地域理解学習と就業体験を組み合わせた共通教育科目「ボランティア企画実習」等である。

上記科目のうち、法ビジネス基礎演習ほか6科目でインターンシップを実施している。これらの科目でのインターンシップ参加者数は、平成28年度：132人、平成29年度：118人、平成30年度：151人、令和元年度：162人、令和2年度：85人であった。

教育課程外では、県内の産官学連携組織である「大学地域コンソーシアム鹿児島」やCOC+事業の地域連携・就業事業として、企業等訪問バスツアーやフォーラムを行っている(資料2-3-3「食と観光で世界を魅了する「かごしま」の地元定着推進プログラム事業報告書」)。

**就職・進学に対する相談・助言体制：** 学生の進路に応じた相談窓口(進路支援センター、教職センター、資格センター)を設け、民間企業や官公庁への就職、教員採用試験対策、大学院進学等に関する情報提供や相談、助言等に当たっている。ゼミ担当教員がゼミ所属学生の個別指導も行っている。近年の就職率は共通基礎表2-5「就職の状況」に示すとおり、98～99%を維持している。就職先業種等は、共通基礎表2-6「卒業後の進路先の状況」に示すとおり、学科の学びの特性を反映した就職が多い。

民間企業採用試験対策には、進路支援センターが「進路支援プログラム」を設けている。低学年向けや進学希望者向け講座等、就活支援講座を新增設し、学生のニーズを捉えたプログラムを拡充し、ゲストスピーチや内定者パネルディスカッション、ビジネスマナー講座、模擬面接会、保護者対象進路説明会等、現在30以上の活動を実施している(資料2-3-4進路支援プログラム内容一覧及び参加者数)。大学主催の「学生と企業の情報交換会」を行っており、学生の企業研究の機会となっている(資料2-3-5 大学主催合同企業説明会資料)。

公務員採用試験対策には、主に進路支援センターが情報提供、面接・論文指導を行っている。公務員試験の筆記試験には、教養試験対策、専門試験対策あわせて8講座を資格センターが開講している(表2-3-1、資料2-3-6「資格センター講座案内2021」)。

表 2-3-1 近年の公務員講座受講者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
教養試験対策 Web	30	13	13	20	26
専門試験対策 Web	18	11	12	14	7
経済学講座	—	10	—	5	14
数的処理講座	35	15	20	26	43

資格取得には、主として資格センターが対策講座を運営している。学生の希望進路及び企業側の求める資格を考慮し、表2-3-2に示す14の資格取得講座を開講している。講座の多くを本学の教員が受け持つことで、学生の受講料負担を少なくしている。

教員免許や関連資格(図書館司書、学芸員)の取得には、教職センターが教職課程カリキュラムの企画運営、教職ガイダンス、実習指導、試験情報の提供、学生への個別相談対

表 2-3-2 近年の資格講座受講者数

講座・資格名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
宅地建物取引士	114	138	131	154	127
行政書士講座 I	25	25	24	19	34
行政書士講座 II	15	22	24	19	16
TOEIC 入門	42	17	33	25	13
TOEIC 初級 (500 点)	41	14	17	12	10
TOEIC 中級 (650 点)	10	0	13	8	—
FP3 級	23	59	45	73	45
FP2 級	0	4	4	4	5
日商簿記 3 級	40	20	20	13	11
MOS Word 2016	12	5	8	23	20
MOS Excel 2016	12	20	18	25	29
MOS PowerPoint 2016	10	10	3	7	6
かごしま検定	33	24	13	24	13
秘書検定 2 級	—	21	30	26	13

※ 表中の「—」は、当該講座を実施しなかったことを示す。

応や指導等により支援している(資料2-3-7 教職センター運営会議議事要旨、資料2-3-8 教職センター・オリエンテーション資料)。支援プログラム登録者数を表2-3-3に示す。

表2-3-3 年度別教職課程・司書資格・学芸員資格プログラム登録者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
教職課程 (中学・高校・養護)	56	83	77	89	99
司書資格	70	62	51	64	60
学芸員資格	34	38	40	43	42

大学院進学に関しては、法科大学院への進学希望者には資格センターが指導に当たっている(資料2-3-9 資格センター運営会議議事要旨)。他の大学院進学希望者には、主に指導教員が入試対策、論文指導などを個別指導している。

### (3) 2-3の改善・向上方策 (将来計画)

インターンシップを含む教育課程内でのキャリア教育を検証し、次期中期計画に繋げる。ボランティア、各種体験事業等の、教育課程外の社会的・職業的自立に向けた支援体制は、学外組織との連携体制も含め今後も重視し、次期中期計画期間を通じて強化する。

## 2-4. 学生サービス

### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

## (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

**法令遵守：** 厚生補導及び学生生活の安定のための支援を行うための組織として学務課に学生担当を置き、専任の職員が業務に当たっている。学務課学生担当部署は学務委員会、学生支援センターと連携体制を確保している。

大学院が徴収する費用（授業料、入学料等）等の経済的負担に関する情報は、大学院学則（基礎資料 F-3-2）第43条に明示している。

**学生サービス、厚生補導のための組織体制：** 学務委員会は、教員と事務職員で構成し、課外活動、育英奨学及び学生の防災・安全に関する事項をはじめ、学生の修学及び生活指導に関する事項を所掌している。学務委員会は、毎月定例で開催し、学務課で集約された各事項の審議等を行っている。

学生支援センターは、教員と進路支援センター職員、保健センター職員、カウンセラー、学務課職員で構成し、学内関係部署（指導教員、学務課、保健センター、進路支援センター等）及び学外の関係機関と連携協力し、専門的支援が必要な学生及び修学上問題が生じた学生の修学及び学生生活をサポートしている（資料 2-4-1「学生支援センター規程」）。学生支援センター運営会議は毎月定例で開催し、学生支援室の活動・運営状況報告等をはじめ、個別の支援や配慮や教職員の資質向上のための研修の立案・実施等している。

学務課は学生生活全般にわたる支援活動のほか、学友会活動及び課外活動の指導助言や奨学金に関する業務を行い、内容については学務委員会で審議・報告し、情報を共有しつつ組織的に実施している。

学生の状況は、修学面談や授業への出席状況調査、FKテスト（後述）の受験状況から進路支援エントリーシート提出状況等に至るまで、切れ目なくモニターしており、学生は指導教員との個別相談等に加え、学生支援室や保健室等を日常的に利用でき、常に複数の教職員から重層的な支援を受けられるようになっている。

**経済的支援：** 学務課学生担当部署は、修学支援新制度や各種奨学金、特待生制度などの紹介や事務手続きの指導等の業務を一元的に管理している。学納金やアルバイトの斡旋をはじめ、学生の経済的な問題全般の相談に対応、支援している（共通基礎表2-7「独自の奨学金の状況」）。

特待生制度として、人物、学業及び技能等が優れかつ経済的事情で修学が困難な学生を支援するために、4種類の制度（学業特待、成績上位特待、技能特待、地域特待）を設けている（資料2-4-2「特待生候補者の選考に関する規程」）。特に地域特待では、鹿児島県奄美市・大島郡地区、種子島・屋久島地区の高等学校出身者に対して、受験時の手続きなく入学後に特待生資格を付与し、大学のポリシーとして離島出身学生支援を明確にしている。

大規模災害等による経済的負担を軽減するための特別措置として、熊本地震発生時に、被災学生支援のために経済的支援の制度を設けた。その後「特待生候補者の選考に関する規程」を改定し、「緊急時支援特待生」を新設することで大規模災害被災学生の経済的支援を爾後恒常的な措置として位置づけた。直近数年の特待生数は表2-4-1の通りである。

特待生制度では、種類ごとに設けられた基準に基づき、年度末に継続審査を行っている。条件未達の場合は、「条件付き継続」「停止」「取消し」と順次特待生資格を失う仕組みを採っており、経済的支援を保持しつつ、学修への奮起と動機づけを図っている。

表 2-4-1 近年の特待生人数

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学業特待生	191	177	193	173
技能特待生	153	148	128	115
経済特待生	127	140	144	122
地域特待生	44	46	47	54
緊急時支援特待生	2	1		
合計	517	512	512	464

学園独自の給付型奨学金制度を置いており、1年次前期末の成績をもとに希望する学生から各学部1名ずつを採用している。年度末には継続審査を行っている（資料2-4-3「学園奨学生候補者選考及び奨学金継続支給審査に関する規程」）。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家計急変学生への経済的支援のために、学園独自の貸与型奨学金制度を設けている（資料2-4-4「志學館学園新型コロナウイルス感染症に係る貸与奨学金制度規程」）。

学費納入猶予制度として、特別の事由がある場合には、月割分納又は延納を認めている（資料2-4-5「学費納入に関する規程」）。卒業要件を満たした上で、学費未納により除籍された者が未納額を納入して、就学することなく卒業できる制度を定めている（資料2-4-6「再入学、編入学及び転入学に関する規程」）。

**新修学支援制度への対応：** 学園規程を改正し（資料2-4-7「授業料等減免規程（学園規程）」）、当該制度の機関認定を受けた。令和元年度には学生向け説明会を4回実施、保護者（保証人）向けの説明文書等を送付し、制度の周知を図っている。爾後もユニパ等を通じて適切に情報等を提供し、学生が経済的支援の機会を逃さないように努めている。

修学支援新制度に係る学生の適格認定（学業成績・学修意欲）は、学務課が判定用資料を作成、学務委員会が判定案を作成し、大学運営会議で審議の上、学長が決定する。学修意欲等は、指導教員が学修計画書等に基づき、一人ひとり確認している。令和2年度3月時点での給付奨学金対象者は264名であった。

**日本学生支援機構奨学金への対応：** 同奨学金に係る手続き等は学務課学生担当部署が学生への周知、事務連絡等を含め、確実にやっている。令和2年度末の適格認定時点での第1種奨学生は338名、第2種が277名であった。

大学院では、「第一種奨学金返還免除候補者選考に関する規程」（資料2-4-8）に定めた選考基準により、日本学生支援機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生で返還免除候補者を決定している。

**課外活動等への支援：** 教育課程外での学びも大切に、学友会を置き、学生相互の親和・協調並びに学生生活の充実と豊かな人間形成及び社会性の涵養を図っている。学友会は本学全学生を正会員、本学全専任教職員を特別会員として組織している。

課外活動は、学友会に所属するサークル・同好会を中心に活発に行われており、学生の約半数が何らかの課外活動に参加している（資料2-4-9 IR報告書「令和元年度学生に対する生活調査の結果」）。すべてのサークル・同好会には専任教職員が顧問となり、課外活動

やその運営の相談、助言、指導に当たっている。学務課学生担当部署は全学的に課外活動を掌握し、学務委員会が活動に関して審議等している。学生の課外活動に対する支援の状況は、共通基礎表2-8「課外活動への支援」に示すとおりである。

地域とともに歩む大学を目指す趣旨で、学生が企画・実施又は参加するボランティア活動については、定められた条件を満たす場合、単位として認定するなど支援している（資料2-4-10「ボランティア活動支援実施要項」）。

**心身に関する支援：** 学生の修学上の諸問題の解決及び精神的健康の維持・増進を図り、豊かで快適な学生生活を支援することを目的として学生支援センター（学生支援室）を設置している。学生支援室には公認心理師と臨床心理士資格を有する教員とカウンセラーが常駐し、学生及び教職員の心的支援や教職員間のコンサルテーション業務に当たっている（共通基礎表2-9「学生相談室、保健室等の状況」）。

学生支援センターは、指導教員、学務課、保健センター（保健室）、進路支援センター、学内関係部署及び学外の関係機関と連携し、専門的支援が必要な学生及び修学上問題が生じた学生の修学や学生生活をサポートしている（資料2-4-1）。学生は心身の不調のほか、学業、友達付き合い等の人間関係から就職や進路に関することまで、気軽に相談でき、支援を求めることができる体制が整っている。

何らかの支援を必要とする学生に対しては、修学上必要となる合理的配慮の内容や環境調整の範囲について、場合によっては入学前から、面談等を行い、本人・保護者等の合意を得て、「災害時対応も含めた要支援学生一覧表」を作成し、学内関係部署と連絡・調整している（資料2-4-11 配慮願い様式）。

心身に関する支援は、教職員の役割（1次支援）、学生支援室の役割（2次支援）、学外医療・専門機関等との連携（3次支援）による重層的な体制により行っている（資料2-4-12 学生支援体制）。1次支援では学生と日常的に接する教職員が、学生自身又は支援者である教職員の困り事等について、学生支援室に適宜相談、情報共有しながら支援に当たる。専門的支援が必要と学生支援室が判断した場合は、2次支援に移行し、学生支援室のカウンセラーによる面談を通じて、学生個々の状況に合わせて、継続的な心理カウンセリングや合理的配慮の調整、介入等を行う。さらに医療・専門機関での治療・支援が必要と学生支援室が判断した場合は、学生（保護者）と医療・専門機関との連携、協働を図る（3次支援）。

保健センター（保健室）には、看護師1名が常駐し、学生及び教職員の心身の健康保持及びその増進を図るため、健康診断、その事後指導や健康保持・増進に必要な指導、健康相談等の業務を行っている。新型感染症対策として、健康状態の不調や不安がある場合は必ず登校前に大学に相談することとしたため、学生からの問い合わせに電話対応し、必要に応じて医療機関の受診を指示したり、一定期間の自宅待機を依頼した（資料2-4-13 大学運営会議共有ファイル [コロナ対応受付台帳]）。保健室の状況等は、共通基礎表2-9「学生相談室、保健室等の状況」に示すとおりである。

### **(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）**

学生サービス、厚生補導の充実のために、基準項目2-6（学生の意見・要望への対応）で示すような仕組みを活用しながら点検し、一層の改善に取り組む。

特に今後暫くは社会的状況を反映した学生の経済的、心理的不安定性の継続が予想されるため、関係部署間の緊密な連携とサポート体制の充実を図る。特待生制度の継続審査の厳格化が、学修状況の改善に与える効果は今度もモニタリングを続ける。

## 2-5. 学修環境の整備

### (1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

### (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

**法令遵守：** 本学紫原キャンパス等に、校地、校舎、休息その他の空間、運動場、体育館を有している。校地、校舎については、校地等面積32,655.5㎡、校舎面積16,008.4㎡、運動場4,933.4㎡、及び体育館面積2,306.4㎡で、休息等のための空間も有しており、大学設置基準を満たしている（共通基礎データ様式1）。下記のように、現在40周年記念館（仮称）の新営等の施設整備を進めており、より優れた教育研究環境を整えるよう努力を継続している。校舎には、理事長室、学長室、会議室3、事務室等を備えている。必要な経費は、学園が施設整備中期計画に従い確保している。

大学院では、基本的に教員研究室、講義室、実験・実習室、演習室等を学士課程と共用している。研究科・専攻に必要な機材、検査道具、器具、標本及び図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料を系統的に整理し、教員数、学生数に応じて備えている（資料2-5-1 両センター備品一覧（検査用具））。必要な経費の確保と教育研究にふさわしい環境の整備の状況については、上記と同じである。

**施設設備の整備と有効活用：** 学修環境の整備と適切な運営・管理には、第3次施設設備投資計画（2015～2021）に従い、学園本部が当たっている。ただし、軽微なものについては、大学の単年度計画の中で機動的な整備を進めている。

近年の学生数の増加傾向に鑑み、施設の増設のほか、キャンパス全体の整備と学生のためのアメニティ空間を創出するために、現有施設の有効利用計画を進めている。

**校地：** 校地は、鹿児島市の市街地に位置し（共通基礎データ様式1）、直近のJR駅、市電・バス停留所から至近の距離にあり、利便性は高い（基礎資料F-8）。構内の歩道を整備して歩車を分離し、安全性を高めた。

**校舎：** 講義棟（本館及び新館）、心理棟、会議棟、福利厚生棟（コスモスホール）、体育館の5棟からなる。近年の学生数の増加等に対応するため、大学全体の長期的な施設整備計画の一環として、500人以上の収容能力のある大講義室を備えた40周年記念館（仮称）が令和4年3月竣工の予定である。この館は、大学記念ギャラリーや学生の自由な活動に利用できる空間も含んでいる。同じ理由で、カフェテリア（学生食堂）の増床工事を行った。

施設の耐震工事を進めてきた。現在の人常在する建物に関する耐震化率は100%である（資料2-5-2 ホームページ「耐震化状況について」）。

**講義室及び教員研究室等：** 講義室25、演習室10、実験・実習室2、情報処理学習室4、語学学習室1を有し、文系4学科の特性にふさわしい教育上の環境を整備している。すべての講義室には視聴覚設備（プロジェクタ・スクリーン、電子黒板等）を設置している。ポ

ータブルな視聴覚機材も用意しており、すべての教室で利用可能である。平成28年度以降、階段教室6教室を順次改修整備するとともに、アクティブ・ラーニングなど多様な教育手法に対応するため、大半の教室に大型液晶モニターを導入した。

すべての専任教員に教員研究室を配している。ほかに、非常勤講師室が1ある。

**情報関係施設：** コンピュータ室5室を有し、共通教育の基礎科目である「インターネット演習」や第4群「数理・情報環境の諸相」の科目群、視聴覚環境を必要とする授業などでも利用している。合計約170台のデスクトップ型パソコンを備えており、これらのパソコンは、学生がレポートや卒論の作成、就職活動関係の情報の収集などに自由に利用できる。コンピュータ室等の状況等は、共通基礎表2-12「情報センター等の状況」に示すとおりである。

学内のWi-Fi環境については、平成28年度に始まった学園全体の6か年整備計画の一環で順次強化拡充しており、これまでにWi-Fiのアクセスポイントを集約するコントローラーを設置したほか、中講義室計6室などのアンテナを増強した。今後も、本館5階大講義室や心理棟などのアンテナ増強を予定している。通信の高速化を図るための各種スイッチ類や、ファイアウォール機器の高度化によるセキュリティも強化した。

平成29年度にユニパを導入し、学生は受講登録やシラバスの閲覧、自らの成績の照会、大学からの各種通知の確認などを自宅などからインターネット上で行えるようになった。

学修支援のためにMoodleシステムを導入しており、学生からのレポート提出や教員からの講義資料提供などが、インターネット上で行える。遠隔授業でも活用している。

**運動場：** 大学の構外に運動場（大峯グラウンド8,484.5㎡）を共有しており、もっぱらラグビー部が、週4日、平日は18時から21時まで、休日は9時から12時まで利用している。

**体育施設：** 体育館は、床面積2,306.4㎡で、2階にメインアリーナ、1階に武道場・トレーニングゾーン・多目的スペースを有し、体育実技系の授業のほか、サークルの活動や入学式や卒業式などの学校行事に利用している。学生サークルによる利用では、メインアリーナはバレエ部をはじめ5サークル、多目的スペースは4サークル、武道場は1サークルが利用して、平日は17:00から21:30まで、週末は9時から17時まで、それぞれ活動をしている（資料2-5-3 体育館サークル利用割当表）。

**休息のための空間：** 旧学生会館を、学生の課外活動の部室、学友会室を備え、かつ一般学生も休息その他に利用できる、多目的スペースとして全面改装した（資料2-5-4 コスモスホール配置図、写真等）。学生生活調査で、大学内での「居場所」として、コスモスホールを挙げた者が、回答の21%を占めており（資料2-5-5 IR報告書「令和元年度志學館大学学生に対する生活調査の結果」）、憩いの場として利用されている。

**学部、学科に必要な機械、器具及び標本：** 心理臨床学科に、養護教諭免許課程の養護実習施設を整備し、内部実習施設として活用できるようにしている（基礎資料F-5-1「学生便覧」心理棟配置図 p.244）。

地域の心理的支援及び発達支援に関する臨床的援助ニーズに応えるために、心理相談センターと発達支援センターを置いている（基礎資料F-3-1「学則」第62条の2、資料2-5-6 心理相談センター・発達支援センターご利用案内）。両センターは大学院の教育研究施設として活用されており、大学院学生の心理臨床的実習の場として機能している。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

**法令遵守：** 図書館は、二つの学部の専門領域及び学生数等に応じた図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に備えている。独自に学術情報を提供するとともに、他大学の図書館等と協力して各種資料を提供している。

**心理相談センターと発達支援センター：** 大学院は、地域の心理的支援及び発達支援に関する臨床的援助ニーズに応えるために、心理相談センターと発達支援センターを置いている（共通基礎表2-10「附属施設の概要」）。同時に両センターは大学院の教育研究施設として活用されており、大学院生の心理臨床的実習の場として機能している。両センターについては、特記事項で詳述する。

**図書館：** 閲覧室、レファレンス・コーナー、整理室、書庫等を備えており、閲覧室122席、グループ学習室36席、ラーニングコモンズ66席、自習室24席等、総座席数286席を有している（共通基礎データ様式1）。グループ学習室とラーニングコモンズは、移動可能なキャスター付きの机を配備し、意見交換や情報共有が容易な使い勝手のよい空間となっており、講義・演習等の授業や学生の交流の場として活用されている。自習室は、レポートや卒業論文の作成、各種試験の準備等に利用されている。ただし、新型コロナウイルス感染拡大のため、現在は、総座席数を172席に削減した（閲覧室53席、ラーニングコモンズ45席等）。自習室は、閉鎖している。

図書 141, 183 冊、雑誌 3, 335 種、視聴覚資料 2, 346 点を所蔵し、文献データベース 10 種、電子書籍 500 タイトルを整備している（資料 2-5-7 図書館委員会資料）。令和 2 年度の受入図書数は 1, 889 冊、受入雑誌数は 453 種であった。雑誌については、和雑誌 450 種、洋雑誌 3 種を受け入れている。文献データベースについては、CiNii、地元紙・全国紙のデータベースのほか、人間関係学部の専門分野に対応した心理学、医学、教育関連の和洋 4 種類のデータベースを、法学部の専門分野に対応した法律関連の和洋 3 種類のデータベースを整備しており、十分な学術情報資料を確保している。図書館資料は、毎年度、図書館委員会が各学科の教員から整備すべき図書等の推薦を受け、それに基づき購入している（資料 2-5-8 図書館委員会議事要旨）。

貸出冊数及び貸出者数は、それぞれ年間 9, 236 冊、のべ 5, 224 人であった。他大学図書館等と協力して自館で所蔵していない資料の提供にも努めており、図書館間相互貸借は、図書貸借 140 件（借受 124 件、貸出 16 件）、文献複写 157 件（取寄 110 件、提供 47 件）であった（資料 2-5-7）。

図書館は、専任職員 3 人（うち司書 2 人）等の体制で運営している（共通基礎表 2-11「図書館の開館状況」）。平日は 8 時 30 分から 20 時まで、土日も 10 時から 16 時まで開館しており、令和 2 年度は年間 238 日開館した（共通基礎表 2-11「図書館の開館状況」、資料 2-5-7）。

学生が、図書館サポーター（ボランティア）として、図書館カウンター業務、選書や展示等の図書館業務を主体的に経験する機会を提供している。模型（模型部）や文芸誌（文芸部）等のサークル活動による成果を展示するスペースを提供している（資料2-5-7）。

図書館内には、各種の ICT 機器を整備している。学生の利便性に資するため、蔵書検索やデータベース閲覧用のデスクトップ型パソコン及び学生貸出用のノートパソコンも約 40 台を備えている。図書館のラーニングコモンズにスクリーンとプロジェクターを整備し

ているほか、図書館内に大型ディスプレイや電子黒板を計4台揃えている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

**バリアフリー化工事：**平成28年度以降、計画的に本館、心理棟出入口の自動ドア改修（5か所）、多目的トイレの整備（10か所）、すべての階段への手摺の設置、講義室の車椅子専用席の設置等を行った（資料2-5-9 バリアフリー施設写真）。視覚に障害のある学生に対応するために、教室番号・学内案内板の文字の大きさ及び色を修正した（資料2-5-10 視覚障害対応写真）。なお、建物のすべての入口への斜路、昇降機の設置、車いすの常備は、大学院関連施設を含め、本受審対象期間以前に整備済みである。

過去5年間に行った、バリアフリー等に係る工事は、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 過去5年間のバリアフリー等に係る工事一覧

年度	整備事項
平成28年度	本館2階中講義室 改修工事（一部車椅子専用席の設置） 心理棟1階入口前 舗装工事（車椅子の学生が通りやすいように舗装） 本館・学生会館 手摺新設工事 本館全教室の表示張り替え工事 本館1階西側出入口 自動ドア設置
平成29年度	本館3階中講義室 改修工事（一部車椅子専用席の設置） 学生会館リニューアル改修工事（入口自動ドア化・多目的トイレ新設）
平成30年度	本館4階中講義室 改修工事（一部車椅子専用席の設置） 本館1階EVホール前出入口 自動ドア設置 本館2階 進路支援課 出入口扉スライドドア設置
令和元年度	COSMOSHALL 手摺設置工事 本館1階事務室出入口 自動ドア設置
令和2年度	本館1階ATM前出入口 自動ドア設置

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

**法令遵守：**授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備等を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数としている。

大学院の授業科目では、心理専門職養成の観点から10名程度の少人数教育としている。

**管理の実態：**教室の年間を通じた利用状況を分析し、施設利用に関する改善計画を策定し、施設の有効活用と教育効果を高められるように、クラスサイズに応じた適正規模の教室を割り振っている（資料2-5-11 IR報告書「開講授業から見た施設（教室）利用の再検討」、資料2-5-12「志學館大学の施設利用改善計画について」）。

外国語科目では1クラス30～40名程度を目安とし、受講者数が過多の場合は、クラスを増設している。初年次導入教育科目（「学問へのステップⅠ・Ⅱ」）では、両学部とも十数名程度の少人数クラスを編成している。その他の授業科目では、原則として、科目ごとに定員を設け、必要に応じて履修者を抽選で決定するなど、学生数の適切な管理を図っている。

大学院では、入学定員が10名であることもあり、すべての授業科目を少人数で開講して

おり、丁寧な指導ができています。

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

学園の次期中期計画に従い、学生のニーズを捉えながら、施設設備の整備・改修を進め、快適な学修環境を提供し、利便性の向上やバリアフリー化を図る。

実習施設、図書館、情報関係施設等の本学教育体系の中での性格付けを明確にし、40周年記念会館（仮称）竣工後のキャンパス整備を含む中長期的な整備を図る。

教室の使用効率と時間割編成方法及び履修登録の調整システムを検証し、適切な授業クラスサイズと無駄のない授業開始を実現する方策を進める。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### (1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**学生支援室による面談と配慮願いの作成：** 学生支援室が、修学上の問題を抱える学生と、必要に応じて保護者を交えながら、繰り返し面談を行う。そこで、発達の特徴や障がい等の程度に応じた、授業中に担当教員に配慮してほしい事項を汲み上げ、「配慮願い様式」（資料2-6-1）にまとめている。学生支援センターは、これら合理的配慮の妥当性を審議の上、集团的守秘義務を前提として、「災害時対応も含めた要支援学生一覧表」にまとめ、各科目担当教員に協力を要請する。科目担当教員は、「書字に時間を要する」「緊張不安による体調不良の可能性」など多岐にわたる配慮事項を事前に伝えられることで、該当学生の学修支援に向けて準備できる。

**授業評価アンケート：** 教育の質の保証及び継続的な改善に資することを目的として、授業評価アンケートを実施し、個々の授業科目の内容及び方法について学生の意見を聴き、改善を図っている（資料2-6-2「授業評価アンケート実施要領」）。アンケートに記載された教室内の不備や改善要望等を学務委員会で点検し、迅速に対応している。回収率向上を目指し、平成29年度からはスマートフォンでの回答を可能とした。

学修支援も含めた授業改善に向けた授業内容や方法の評価結果の活用等については、本書3-3-②で詳しく述べる。

**学生生活調査：** 学務委員会は、学生生活調査として、原則として質問項目を固定した悉皆調査を毎年度実施し、学生生活全般にわたる基礎的データの収集と経年変化を検討している。この調査は、学修支援のみならず、健康や経済状況等の生活面（本書2-6-②参照）、学修環境（本書2-6-③参照）等、多岐に渡って学生の意見・要望を汲み上げ、その状況をモニターし、改善につなげている。回答の分析結果はIR報告書としてまとめ、大学運営会議、合同教授会等で説明・共有するとともに大学運営の基礎資料としている（資料2-6-3 IR報告書「令和元年度志學館大学学生に対する生活調査の結果」）。

**学友会・寮役員との意見交換会：** 学務委員会は、学長以下大学運営会議メンバーと学友会及び寮役員の意見交換会を毎年度設けている。学友会及び寮の役員が、学生生活の各

側面について、学生の意見や要望を事前に聴取し、集約した学生意見をもとに意見を交わす場となっている。学修支援、学修環境等に関する意見は学務委員会が点検し、改善方策を検討し、対応している。(資料2-6-4 学友会役員・すみれ寮役員との懇談会次第)

これまでに、貸出用ノートパソコンの導入やデジタルサイネージの導入、駐輪場屋根の設置、Wi-Fi環境増強などの改善に寄与している。

**学生意見箱の設置：** 学生が匿名で自由に意見を述べられる意見箱を設置している。学生の投書は各個に学務委員会で点検、検討の上、掲示板等を通じて必ずフィードバックし、大学と学生間の信頼関係の醸成に努めている(資料2-6-5 学生投書とフィードバック)。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**指導教員制度と学生情報の連携活用：** 少人数の学生を指導教員が担任する制度を採用しており、すべての学生は学期初めに指導教員との修学・履修面談(本書2-2-①参照)で、意見・要望等を直接伝える機会がある。オフィスアワーやゼミ指導等でも日常的に学生の心身の健康状態等をモニターしたり、意見や要望等を汲み上げる機会を確保している。

面談結果は、学生本人の了解を得た上でユニパ上の「学生情報」に記録する。蓄積された学生情報は、各種学生サポートに活用している。

**学生生活調査：** 学生生活調査(2-6-①参照)には、心身の健康状態、経済的困窮具合に関する項目も含まれており((5)生活困窮度とアルバイト、(6)心身の健康度)、調査結果はIR報告書としてまとめ、大学運営会議及び教授会で報告している(資料2-6-3)

**心身に関する健康相談等：** 指導教員、保健室及び学生支援室が連携しながら、学生の状態を適切に把握し、その都度助言指導等を行うとともに、必要に応じて継続的なカウンセリングに繋がったり、外部機関とも連携等している。

本書2-4-①及び2-6-①で詳述したとおり、特別な配慮が必要な学生には、学生支援室が入学前から本人・保護者との対話を重ね、配慮内容を検討している。結果は、学生支援センターが検討し、教授会で報告する。各科目担当者は配慮願いを基に合理的配慮を行っている。保健室は、日常的に学生及び教職員からの健康相談に応じている。

**経済的支援：** 本書2-4-①に詳述したように、学務委員会が、各種奨学金の貸与状況や大学特待生継続に必要な学業成績の推移等を把握している。特待生制度では、特待生の選考に関する規程に基づき毎年度継続審査を行い、基準に満たず条件付き継続、停止等の判定となった学生については、大学運営会議及び教授会で報告し教職員間で情報共有するとともに、指導教員と連携し、修学面談等での指導を行っている。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**学生生活調査：** 学生生活調査(2-6-①参照)で、図書館、コンピュータ室、カフェテリア、コスモスホール(旧学生会館)等、学生関連施設に対する満足度や改善要望等を問うている。調査結果は、IR報告書にまとめ、大学運営会議、各委員会及び関係部署で改善に役立てている(資料2-6-3)。例えば、学内での「居場所」としてカフェテリアを上げた学生が多かったことから、カフェテリアの増床工事を行った。

**授業評価アンケート：** 本書2-6-①に記載した授業評価アンケートの自由記載欄でも、

教室環境に関する要望等の情報を得ている。ほぼすべての教室の黒板をホワイトボードへ切り替えたり、視認性の高いホワイトボードマーカーの選定を行った例がある。

**学生意見箱の設置：** 本書2-6-①にも記載したとおり、学生意見箱を常設している。投書内容は学務委員会でその都度点検、検討し、関係部署と連携、協議の上で改善に役立っている。これまで休講補講・教室変更等連絡画面のレイアウト変更や教室スクリーンの配置換え、教室照明スイッチの組み替えなど、多岐にわたる学修環境の改善に寄与している。

大学院では、FD研修で出された意見を反映させ、大学院学生が使用する統計ソフトの拡充、グループ活動に適した部屋を設置するなどの例がある。

### **(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）**

学修支援や学修環境、学生生活全般に関する学生の意見・要望の汲み上げには、現行の多チャンネル方式を維持する。把握した内容は、関係部署間の連携の中で教育目的に照らし、軽重優先順位等を見極めながら、継続的に改善に反映させる。

心身の健康相談については、現行制度を維持しながら、支援者を支援する体制の強化を図る。経済的支援については、経済状態が急変した学生への対応を重点的に整備する。

#### **【基準2の自己評価】**

学生受入れのために、教育研究上の目的を踏まえ、APを定め周知している。入学者選抜は、APに沿って、公正で妥当な方法と適切な体制で運用し、検証している。入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に管理している。入試問題は、大学が自ら作成している。

学生への学修支援は、教職協働により、方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。具体的には、障がいのある学生への配慮、全学的なオフィスアワー制度、TA・SAなどの活用による教員の教育活動の支援、中途退学、休学及び留年への対応も行っている。

キャリア支援では、インターンシップなどを含めたキャリア教育のための支援体制を整備するとともに、就職・進学に対する相談・助言体制を適切に整備し運営している。

学生生活の安定支援のために、学生サービス、厚生補導のための組織を置き、適切に機能させている。学生に対する経済的支援を行っている。学生の課外活動を適切に支援している。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

教育目的の達成のため、校地、校舎等の施設設備の学修環境を整備し、安全性（耐震化など）を確保しつつ有効に活用している。図書館の規模は適切であり、十分な学術情報資料を確保しており、開館時間等の点で十分に利用できる快適な環境を整備している。各種施設にはコンピュータなどのIT施設を適切に整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に配慮している。授業を行う学生数を適切に管理している。

学修支援、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を把握・分析し、検討結果を活用している。

以上のことから、学生関連の活動は適切に行われていると自己評価する。

### 基準3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### (1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

##### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

**法令遵守：** DPは、教育目的等と一貫性があるように策定し、周知している（資料3-1-1 三つのポリシー改正案新旧対照表、資料3-1-2 ホームページ「目的・三つのポリシー」）。

**DPの策定と周知の状況：** 大学運営上、DPをことのほか重視し、現在の中期計画でも、基本計画I「教育・研究活動：確実に卒業に繋がる教育・指導」の冒頭の施策に「DPを軸にした教育課程の組織的・体系的な形成」を挙げている。

本書1-2-④で記したように、DPは、平成29・30年度に、大学、学部、各学科で三つのポリシーの整合性に意を用いつつ、建学の精神以下、使命、学科の教育研究上の目的までと整合するように改正した（資料3-1-1、資料3-1-3 大学運営会議議事要旨）。ここではまず、大学のDPを、建学の精神や学士力の考え方にに基づき、また鹿児島商工会議所会員企業や既卒業生等の意見を聴いて定めた。各学部、学科のDPは、それぞれの教育研究上の目的に整合するように定めたものと大学のDPとを合わせて機能するように構成した。

学園は、DPを含む三つのポリシーを重視し、理事会での報告事項としている。上記の策定作業は、学園常務会、理事会に十分な説明を行いつつ進めた。

DPは、学生便覧（基礎資料F-5-1 志學館大学三つのポリシー pp. 8～13）、ホームページ（資料3-1-2）等で学内外に公表しており、周知度は極めて高い。

大学院も、研究科の三つのポリシーを定めている（資料3-1-4 研究科委員会議事要旨）。策定・周知等の運用は、上記に倣って行っている。

#### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

**法令遵守：** 修業年限が4年、卒業要件単位数が124単位以上の修得であること、卒業生、修了者への卒業証書の授与及び学位の授与、本学の学生以外としての修得単位の読み替え及び在籍期間への算入（編入学、転入学以外では算入しない）、授業科目の単位数の決定法（必要な学修時間等）は、学則（基礎資料F-3-1）第4条、第23条、第48条、第50条、第27条、第28条、第45条及び大学院学則（基礎資料F-3-2）第40条に定めている。

開講している各授業科目の単位数、年間授業計画は学生便覧（教育課程表、学年暦 p. 78）に明示している。個々の授業の内容・方法はシラバスで年度初めに明示している。学修成果の評価、卒業認定基準はアセスメント・ポリシー（以下「ASP」という。）等として明示し、学務委員会、教授会が適切に運用に当たっている。

履修証明書が交付される特別の課程については学則第50条の3に定めている。履修証明課程の制度的内容は学生便覧（「履修証明書が交付される特別の課程に関する規程」p. 149）に記載している。

進級制度を採っていないため進級基準はない。早期卒業制度は設けていない。

法令に示される教育研究活動等の状況については、大学ホームページや学生便覧等の刊行物で適切に情報公開している（資料3-1-5 ホームページ「情報公開」）。

大学院では、授業及び研究指導の方法と内容は、大学院便覧（基礎資料F-3-2 大学院教育課程表 p.15）に明示している。学修成果と学位論文の評価基準もあらかじめ明示している。授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、入学前の既修得単位などの認定、長期にわたる教育課程の履修については、学則の規定を準用している。2年以上の在籍、40単位以上の修得、研究指導を受けた上で修士論文の審査及び試験に合格することを、修了の要件としている。

**各基準の策定と周知：** DPを踏まえ、単位認定基準、卒業認定基準は学則第22条、第48条に定め、学生便覧及び学生生活の手引きのほか、ホームページにも掲載し、学内外に周知している。学期初めのオリエンテーションで説明し、各授業科目の単位数は履修規程に明示し、学生便覧及びユニパで周知している。

年間授業計画は学生便覧（基礎資料F-5-1 学年暦）で、個々の授業の内容・方法はシラバス（資料3-1-6 シラバスの例）で年度初めに明示している。

各科目とDPとの関連は、コーディング（ナンバリング）で明示し、「学生生活の手引き」（資料3-1-7 コーディング（ナンバリング）pp.66-68）でコーディングの構造と活用方法を詳述した上で、シラバスで周知している。

履修証明書が交付される特別の課程は、学生便覧で周知している（資料3-1-8「履修証明書が交付される特別の課程に関する規程」）。特別の課程は体系的に編成しており、120時間以上の授業で構成するようにしている。

大学院では、本書1-2-④に示した通り、DPを研究科の目的や使命と一貫性があるよう策定しており、大学院便覧（基礎資料F-5-2 研究科ポリシー p.6）、ホームページ（資料3-1-9 ホームページ 研究科の目的・三つのポリシー）等で学内外に公表している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

**法令遵守：** 各基準は、本書3-1-②に記載したとおり、学務委員会及び教授会が適切に運用している。試験等に基づく単位認定制度は学則第22条に定めている。卒業論文の評価基準も定めている。進級制度は採用していないので、進級基準はない。早期卒業の制度は設けていない。他大学等での修得単位、留学による修得単位、大学以外の教育施設等での学修は、教育上有益と認める場合、60単位を上限に単位として認定している。既修得単位による修業年限通算を行っている。入学前の既修得単位は本学に相応する授業科目がある場合、単位認定を行っている。科目等履修生、特別の課程履修生は本学学生の教育に支障がでない範囲で受け入れ、厳正な試験の上で単位を与えている。学籍簿・学修の記録は電子的に作成し、厳正に管理している。

大学院では、授業科目の単位数の決定法は大学院学則で学則を準用するように定めており、適切に運用している。心理臨床学研究科修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与している。

#### （単位認定基準及び卒業・修了認定基準の厳正な適用）

**厳格な成績評価基準とシラバスチェック：** 成績評価基準は「履修規程」に定めている（共通基礎表3-2「成績評価基準」）。個別の科目の到達目標をシラバスに記載し、それに達

したものを合とする。その評価方法もシラバスに示している。シラバスの記載内容は、シラバス点検委員会が「講義要項(シラバス)作成の手引き」(資料3-1-10)に基づき第三者チェックを行い、不備・不足に対しては加筆・修正を求めている(資料3-1-11「講義要項(シラバス)点検委員会規程」)。

各科目の合格者のうち成績分布に関する目安を定めた上で(資料3-1-12「科目成績評価基準に関する取り決め」)、各科目の成績分布状況をホームページ上で学期ごとに公表している(資料3-1-13「令和2年度各科目の成績分布状況」)。平成30年度教職合同研修会で成績評価に関するFD研修を実施した。

GPA制を採用し、厳格な成績評価に基づき算出されたGPAを用いて、CAPの上限緩和特別枠の設定や奨学生選考、学外実習などの参加要件の一つとして活用している。

**学習時間の確保：** 事前事後学習時間を確保するためにCAP制度を採用し、学則第21条の2、上限科目数を履修登録システムに対応させることで厳格に適用している(共通基礎表3-4「年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)」)。事前事後学習の内容や必要な時間数は、卒業研究等の一部科目を除き、すべての科目のシラバスに明記している(資料3-1-14 シラバスの例)。

学事暦は、各学期の授業実施回数(試験を除き15週)を確保するように適正に定めている。自然災害等により臨時休業となった場合は、あらかじめ設定している予備日等を授業日に充てて対応している(資料3-1-15「学生生活の手引き」講義に関するカレンダー)。

**厳正な試験の実施(成績評価の公平性のための工夫)：** 授業科目の試験方法(評価方法)はシラバスに明記し、筆答試験を行う場合は、受験者数が50名を超えるごとに一人ずつ試験監督補助者として専任教員を配置している(資料3-1-16 監督補助時間割の例)。再試験は卒業が見込める最終学期を除き廃止している。

卒業研究試験には、人間関係学部卒業論文評価基準を定め、これに基づき評価している(資料3-1-17「人間関係学部卒業論文評価基準」)。

成績評価に疑義がある場合、学生は定められた期間に照会を求めることができる質疑書受付期間を設けている(資料3-1-18「質疑書様式」)。

**卒業・修了認定基準の厳正な適用：** 学籍簿(学修記録)は電子的に管理しており、これに基づき学務課は卒業判定資料を作成し、学部教務委員会による精査を経て教授会で厳正に審議し、その意見を聴いて学長が決定している(表3-1-1、共通基礎表3-4「年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)」)。

表3-1-1 卒業に必要な単位数 (令和3年4月現在)

科目区分	人間関係学部	法学部
共通教育科目	44単位以上	32単位以上
専門教育科目	80単位以上	92単位以上
合計	124単位以上	124単位以上

大学院では、大学院便覧に示したとおりに授業及び研究指導を行い、修了判定では、研究科委員会が、あらかじめ定められた学修成果と学位論文の評価基準を厳正に適用して審議し、その意見を聴いて学長が決定している。

**(他の大学等での学修等の単位認定)**

**他の大学又は短期大学での授業科目の履修：** 他の大学又は短期大学の授業科目の履修に係る単位認定は、教育上有益で本学の専門教育科目と見なすことができ、本学と他の大学等との間で履修に関する協定がある場合、60単位を上限に認めている（資料3-1-19「他の大学等及び他の大学院における授業科目の履修に関する規程」）。

学生から上記の申請があった場合、学部教務委員会が精査し、教授会の議を経て、学長が単位認定を行う。外国の大学等に留学する場合の扱いも同じである。交換留学での授業科目の履修による単位認定には、共通教育科目への読み替えも可能としている（資料3-1-20「交換留学による授業科目の履修及び学修の単位認定要領」）。

**授業科目の履修以外の学修：** 交換留学による授業科目以外の学修については、表3-1-2のとおり、学修時間に応じて（演習科目に準じ、30時間の学修をもって1単位とする。）、共通教育科目「海外学修A」又は専門教育科目「海外学修B」のいずれかを履修したものと単位を認定している。単位認定は学務委員会が所掌し、必要な場合はグローバル化推進委員会の意見を聴く（資料3-1-20）。

表3-1-2 交換留学での授業科目の履修以外の学修時間に応じた認定単位数

大学	学修時間	認定単位数
新羅大学校	400 時間	13 単位
文藻外語大学	170 時間	5 単位
アングリア・ラスキン大学	378 時間	12 単位

**大学以外の教育施設等での学修（文部科学大臣が別に定める学修）：** 入学前又は入学後に、本学が指定する外部試験・検定等に合格した場合、学生の申請に基づき学部教務委員会で精査し、試験・検定等の種類に応じて、所定の単位を認定している（基礎資料F-12-1「履修規程」第3条の2、資料3-1-21「学生生活の手引き」特別な単位の認定 pp. 61-63）。

**入学前の既修得単位及び編入学者、転入学者の前籍大学等での修得単位：** 入学前の既修得単位又は編入学若しくは転入学者が前籍大学等で修得した単位は、本学に相応する授業科目がある場合、その履修により修得したものと見なしている（資料3-1-22「再入学、編入学及び転入学に関する規程」）。単位認定に当たっては、各学部教務委員会が前籍大学等の成績証明書及びシラバス等をもとに本学の教育課程や科目内容との照応性を検討した上で決定している（資料3-1-23 教務委員会単位読替の例）。

大学院では、大学院学則第34条に、前籍大学院での在学年数および既修得単位の全部又は一部を、本大学院の在学年数及び修得単位数に算入できると定め、研究科委員会で認定している。

**(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）**

平成30年に改正した使命、教育研究上の目的及び三つのポリシーと、その下で形成し平成31年度の新入生から適用された現在の教育課程について、彼らが卒業する令和4年度以降、産業界及び卒業生の意見を聴いて、使命から教育課程までの整合性及び教育効果に関する改善の成果を検証する。

卒業・修了認定基準及び認定制度の厳正な適用と運用を維持し、単位の実質化を図る各種制度の整備をさらに進める。

単位認定基準、卒業（修了）認定基準を今後も厳正に適用し、DPと教育内容の関係性を点検しつつ、各基準の適切性を向上する。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### (1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

#### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**法令遵守：** 学年の始期・終期及び入学時期は学則（基礎資料F-3-1）第6条に定めている。教育研究組織は2学部各2学科で、各学部及び大学全体で、大学設置基準に定められた数以上の教員を配置している（共通基礎データ様式1）。すべての専任教員は、教育研究に従事している。「文書取扱規程」（資料3-2-1）、「文書保存規程」（資料3-2-2）を定めている。教育活動は、ホームページの情報公開の項（資料3-2-3）で公表している。研究活動は、ホームページに研究者一覧（資料3-2-4）として公表している。授業科目、授業の方法・内容、年間の授業の計画等は、ホームページの情報公開のページ（資料3-2-5）に公表している。

大学院では、大学院設置基準に定められた、研究科及び専攻に必要な人数の教員を配置している。研究科教員は、すべて学部教員の兼任である。研究科教員は、「大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準」（資料3-2-6）及び同「細則」（資料3-2-7）に則った資格審査の上で兼任させている。

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

建学の精神の下、学則第1条に掲げる本学の目的及び同第3条の2～第3条の7に掲げる教育研究上の目的を達するために、平成29年度に、CPを含む三つのポリシーを検証し、総合的に改定した。CPは学生便覧（基礎資料F-5-1 pp. 8-11）、ホームページ等に記載し、周知している。

大学院では、臨床心理士及び国家資格である公認心理師養成という研究科の目的を達するために、令和元年度に三つのポリシーを検証し、総合的に改定した。CPは、年次ごとの教育課程を示すよう改定し、大学院便覧（基礎資料F-5-2 p. 6）、ホームページ等に掲載し、周知している。

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

**法令遵守：** CPはDPとの一貫性に十分に留意し、DPを実現するために必要な教育課程と教授法を示すように定めている（資料3-2-8 教育課程編成会議資料）。

**一貫性の確保：** 平成29年度に、教育課程編成会議での十分な議論を経て、建学の精神、大学の使命・目的及び教育研究上の目的と三つのポリシーの整合性を重視して改訂した（資料3-2-8）。この取組みは、各科目が担う主なDP項目の明示、これを利用した志學館大学スタンダードの改訂と学修成果の可視化、ASPの制定までを含む、教育の質保証制度を一体的に改革したものである（資料3-2-9「志學館大学スタンダード」、資料3-2-10「アセスメン

ト・ポリシー)。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

**法令遵守：** 修業年限以下寄宿舍までの学則への記載が必須の事項は、すべて学則に定めている。大学、学部、学科ごとの教育課程は組織的・体系的なものになるよう意を用いて編成してある(資料3-2-8)。

授業科目は必修科目、選択科目(選択必修を含む)及び自由履修科目に区分し、配当学年を決めて、教育課程を編成している(「学生便覧」教育課程表 p. 78、共通基礎表3-1「授業科目の概要」)。授業は、講義、演習、実験、実習に区分して開講しており、授業の全部又は一部を外国等の学外で開講しているものもある(資料3-2-11 海外英語研修シラバス)。休暇を除く授業を行う期間は、試験期間、補講期間等を含め学事歴で40週程度としている(共通基礎表3-1「授業科目の概要」、資料3-2-12「学生生活の手引き」講義に関するカレンダー)。

学修証明書制度としての体系的なプログラムを開設している(「学則」第50条の2、「学生便覧」ESDプログラム p. 107)。CAP制、長期履修制度を採用している(「学則」第21条の2、第28条の2)。科目等履修生、履修証明課程の制度を設け、本学学生への教育に支障を及ぼさない規模で実施し、単位を付与している(「学則」第58条、第50条の3)。

教育課程の編成には実務家教員が参画している。

大学院では、公認心理師及び臨床心理士養成カリキュラムに基づいた授業科目と論文作成指導の計画による体系的な教育課程、授業科目の授業と研究指導による教育、有資格教員による研究指導を行っている(基礎資料F-5-2「大学院便覧」指導のスケジュール p. 70)。

**教育課程の体系的編成と実施：** 教育課程編成の方針を定めることは、学則第19条の2で定めている。教育課程の体系的編成のために、平成28年度に、教育課程編成会議を全学組織として設置し、全学の教育課程の抜本的な見直しを開始した。上記会議には実務家教員も参画したが、本学では、学部学科の性格上、実務家経験を有する教員が多数在籍しているため、実務家教員の参画を規程等には特に明記はしていない。

**シラバスの適切な整備：** シラバスでは、講義・演習等の授業形態の別、必修・選択の別、単位数、配当年次、開講期といった基本情報と授業内容の概要、到達目標、授業計画、成績評価の基準、評価の方法等に加えて、アクティブ・ラーニング要素の取り入れ、事前・事後学習の指導等の授業の工夫に関する情報も提供している(資料3-2-13 シラバス作成の手引き)。シラバスは、学年開始の前に各授業科目担当教員が作成し、ユニパを通して学務委員会に提出する。本書3-1-③でも記載したとおり、提出されたシラバスは、シラバス点検委員会が精査し、不十分な場合は修正等を求める制度としている。

**単位制度の実質化：** CAP制を採用し、成績が良好な学生に対する登録単位数上限緩和の制度も設けている。(共通基礎表3-4「年間履修登録単位数の上限」)。授業は、試験期間を除き各期15週を確保している。集中講義の総授業時間は15週による場合と同じである。履修取消期間の制度を改善し、学期初めに学習内容の一部の受講が欠けることがないよう工夫している。授業科目の成績評価基準(秀～可までの付与人数の比率の基準)を定め(資料3-2-14 成績評価基準に関する取り決め)、評価の厳格化を図ると同時に、成績分布状況を公表している。4年生以外の再試験を廃止し、学生に学修への集中を促している。

**その他の教育課程：** 令和3年度に、本学学生に対して学修証明書を交付することができるプログラムの制度を学則第50条の2に定めた。現在、「ESD(持続可能な開発のための教育)」「日本語教員養成」の2つのプログラムを開設している。

本学の学生以外の者を対象とした履修証明が交付される特別の課程（以下「履修証明プログラム」という。）を置き、本学が開設する講習又は授業科目により体系的に編成している（資料3-2-15「履修証明書が交付される特別の課程に関する規程」）。在籍学生の教育に支障がない範囲の適切な規模とし、現在、「地域学習アニメーター養成」と「日本語教員養成」の2つのプログラムを開設している。履修証明プログラムの修了は、学務委員会で審議し、開設学部の教授会の議を経て認定している。プログラム修了者には、その事実を証する証明書を交付している（資料3-2-16 履修証明書様式）。

### 3-2-④ 教養教育の実施

共通教育は、基礎科目6科目、教養科目60科目、キャリア形成科目6科目、かごしま教養科目2科目、外国語科目25科目に区分され、教養科目とかごしま教養科目のすべてと基礎科目の一部が教養教育科目である（「学生便覧」共通教育科目表 p. 78、共通基礎表3-1 授業科目の概要）。

上記の教養教育は、「思想と文化」、「人間と社会」、「生命と環境・資源利用」、「数理・情報環境」の諸相の4群で形成している。文理融合型の教養教育を強化するために、理系科目で構成する「生命と環境・資源利用の諸相」群を近年で5科目増加し、充実してきた。表3-2-1に示すように、すべての領域で、各学部が履修を求めている単位数に対して、十分な選択肢を学生に与えられる数の授業科目を開講している。

表3-2-1 教養科目の開講状況と学生に課している卒業要件単位数（令和3年度）

区分・群（諸相）名	開講科目数	卒業要件単位数	
		人間関係学部	法学部
基礎科目*	3	-	-
教養科目第1群（思想と文化）	17	6	2
教養科目第2群（人間と社会）	19	6	2
教養科目第3群（生命と環境・資源利用）	16	6	2
教養科目第4群（数理・情報環境）	8	2	2
かごしま教養科目	2	-	-

※基礎科目中の教養科目のみの数を示す。ここでは教養科目に限った卒業要件単位数は定めていない。「-」は定めがないことを示す。

現代的教養教育として、「持続可能な開発のための教育」プログラムを令和元年度に開設した。本プログラムは、基礎科目に含まれる授業科目「持続可能な開発（SDGs）」をプログラム必修とし、共通教育各群と専門教育科目から指定科目を定め、学部を越えた全学横断・縦断型で構成している（「学生便覧」p. 107）。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

**法令遵守：** 学長、教授、准教授、講師、助教を置くこと及び学長、学部長の職務は学則第9条、第10条、第11条に、教員の職階ごとの職務は、学園の「管理及び運営に関する規則」（資料3-2-17）に、それらに求められる能力は「教員選考規程」（資料3-2-18）で定めている。教員の採用、昇任と資格認定については、「教員選考手続規程」（資料3-2-19）、「教員資格審査細則」（資料3-2-20）を定めている。

教員の職務・能力を向上させるための研修（FD研修）を学則第26条の2に定め、以下に記載するように研修を含む様々な活動を実施している。

#### （授業内容・方法の工夫）

**アクティブ・ラーニング：** 講義等のための事前事後の学修（資料の下調べ等）や学生同士のディスカッション等を促すアクティブ・ラーニング型の授業や、インターンシップなどの体験型教育を重視し、学生の積極的な学びを促す工夫を加えた授業を推進している。

例えば、近年、アクティブ・ラーニングを主内容とする科目（資料3-2-21「フィールドで学ぶ環境科学」シラバス、資料3-2-11「海外英語研修」シラバス）を新設したり、ESDプログラム（「学生便覧」ESDプログラム科目一覧表 p.107）を導入した。地域連携によるアクティブ・ラーニングも推進している。例えば、既存科目の中で地域課題への取組みを導入するとともに（資料3-2-22「キャリア概論（かごしま学）」シラバス）、地域課題に取り組む新規授業科目を新設し（資料3-2-23「鹿児島地域経済演習」、資料3-2-24「鹿児島企業経営演習」シラバス）、それらの科目では、地元企業から多数のゲストを招聘し、地域課題に関するディスカッションの機会を設けている。

こうした取組みの結果、令和3年度開講科目のうちアクティブ・ラーニング要素導入科目の割合は、72.5%である。

**インターンシップ：** 短期だけでなく、企業等との協定等に基づく長期インターンシップも授業科目として設けている（資料3-2-25「インターンシップ（長期）」シラバス）。

**その他の工夫：** 情報教育を推進するため、数理・データサイエンス（統計学、数学、コンピュータサイエンス等）に係る科目（資料3-2-26「確率と統計の基礎」、資料3-2-27「文系学生のための数学の世界」シラバス）、ICTを活用した双方向型授業や自主学習の支援を行う科目（3-2-28 Moodle利用科目の例「地理学概論Ⅰ」）を開講している。JTBとの協定による「専門演習ⅠB（キャリア教育）」では、組織の課題解決に資するデータ分析等を行う実践的なデータサイエンス教育として、業務上の実データを扱って教育している（資料3-2-29「専門演習ⅠB（キャリア教育）」シラバス）。

大学院では、学内実習での学生の心理相談活動に、有資格者の教員が必ず指導助言者として関わっている。心理相談実習記録（実習時間）を都度記入させ、月に2回以上の報告を求めて管理し、確実に確保している。スーパーバイズ、心理検査の実施などもすべて記入を求め、管理している（資料3-2-30 臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ 総時間換算フォーム、臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）実施報告書）。

#### （教授方法の改善を進めるための組織体制と活動）

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等の実施は、学則第26条の2に謳っている。これに基づき、大学運営会議（IR室を含む）、学務委員会、FD推進委員会が、以下のような取組みを行っている。

**大学運営会議による取組み：** アクティブ・ラーニングなどの教育改革を推進するための大学改革学長裁量経費を設けている（資料3-2-31 大学改革学長裁量経費取扱要項）。教員業績評価の中で、アクティブ・ラーニングの実施を特別項目として加点している（資料3-2-32「大学業績点検及び教員業績評価・自己点検に関する実施要領」）。

学生の授業評価結果を集計分析したIR報告書等をもとに、学長が当該学期の「ナイスティーチャー」を選出し、FD推進委員会と共同でナイスティーチャー講演を毎学期実施している。ナイスティーチャー講演制度による活動内容については、本書4-2-②に詳しく記す。

地域課題に積極的に取り組む科目を担当できる教員の新規採用や、地域の人々の意見を教育内容に取り入れる機会を設けている（資料3-2-33「中小企業家同友会と志學館大学の意見交換会」記録）。地域連携による授業内容の改善にも取り組んでいる（資料3-2-34「キャリアデザイン」シラバス）。

**学務委員会の取組み：** シラバスを充実し、アクティブ・ラーニング要素（PBL、反転授業、ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワーク）の有無を明示する欄を設けた（資料3-2-35 シラバス様式）。

学生による授業評価結果は科目ごとに担当者にフィードバックされる。これを踏まえ、本書3-3-②で記載するとおり、科目担当者には授業改善計画の提出を義務づけている（資料3-2-36 授業評価アンケート実施要領）。

**FD推進委員会の取組み：** FD推進委員会は、教授方法の工夫・開発等を目的としたFD研修等の活動を実施している（資料3-2-37「FD推進委員会規程」）。

授業改善と資質向上を目指して、毎学期、授業相互参観期間を設定している。参観後は必ず授業参観報告書（書式自由）を授業者に提出し、相互に授業の改善・向上を図っている（資料3-2-38 授業公開科目一覧）。

### **(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）**

三つのポリシーの一貫性に基づく教育課程の体系的編成と、ASPに基づく到達度評価の統合的効果について、継続的に点検・評価する制度を整備する。

上記のために、教育課程編成会議を中心とした教育課程の改善、学務委員会による確実な実施、シラバス点検委員会によるシラバスチェック体制、IR室による産業界の意見や学生による授業評価等の分析を通じたPDCA体制の安定的な定着を進める。

FD推進委員会によるFD活動の点検・見直しと、授業内容・方法の工夫・改善に資する取組みを強化するとともに、教員や学生の意見・要望を汲み上げ、FD活動に反映するシステムの構築を図る。

教養教育を重視し、次期中期計画の中で、共通教育の再編、見直しを検討する。単位の実質化に向けた各種の取組み、学修状況等のモニタリングは維持する。

## **3-3. 学修成果の点検・評価**

### **(1) 3-3の自己判定**

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

アセスメント・ポリシー： 「内部質保証（大学の質保証）のポリシー」（資料3-3-1）を定めた上で、DPと志學館大学スタンダードに基づき、ASPを定め、学修成果を3時期（入学時・在学中・卒業時）、3つのレベル（大学・教育課程・科目）で点検・評価している。本学のASPは、教育提供側の取り組み成果と学生側の学修の取り組み成果の両者の観点から評価する作りになっている点に特色がある（表3-3-1）。個々の点検・評価作業は、各担当部署と連携しつつ主として学務委員会が行い、大学運営会議及び教授会で報告している。

(DPを踏まえた学修成果の明示)

コーディングの利活用： 学士課程授業科目すべてに、科目の所属やその目的（DPの項目）、配当年次等を表すコード（数字列）を与え、当該授業科目の卒業認定・学位授与方針との関連や教育課程内の位置づけ、水準等を「科目コード」としてシラバス等に明示している。コーディング・システムは、学生生活の手引きのほか、ホームページ等でも学生に周知している（資料3-3-2「学生生活の手引き」コーディング（ナンバリング）p. 66-68）。

科目コードは、カリキュラムの体系性を理解したり、学びのモニタリングをする際の目安となるため、学生は見通しを持った主体的な学修を進めることができる。学生は履修登録の際に、DPに示した卒業時に身につけていることが期待される6つの能力、態度・志向性について、コーディングを参照しながら確認することで、適切に学修計画を立てられる。

志學館大学スタンダード（本学学生が卒業時に身につけていることが期待される力）： 教育課程編成会議は、DPに示した6つの能力、態度・志向性の開発に必要な標準的な修得単位数をスタンダード単位数として定め、「志學館大学スタンダード」として学生便覧（基礎資料F-5-1 p. 245）、学生生活の手引き等で周知している。学生は学期末にこれまでの学修成果として「学年末修得単位数」を記載していくことで、自らの達成状況をモニタリングして次学期の学修計画を立てることができる。志學館大学スタンダードは、学生便覧及

表3-3-1 志學館大学のアセスメント・ポリシー

	入学時	在学中	卒業時
	大学で学ぶ準備ができてきているかの検証	志學館大学スタンダードに則って学修が進められているかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかの検証
大学レベル	・入試別・FKテスト -1分析	・学生生活アンケート（大学生生活満足度）	・標準修業年限卒業率 ・就職率・進学率 ・資格・免許取得状況
		・休退学・除籍率モニタリング ・学生生活アンケート（学修行動）	・卒業時アンケート
教育課程レベル		・FKテスト・GPAモニタリング	・学位授与数
	・入学前課題評価	・単位取得状況モニタリング ・志學館大学スタンダード達成進捗度モニタリング	・卒業判定 ・志學館大学スタンダード達成度評価
科目レベル		・シラバス点検 ・授業アンケート	
		・各科目の成績評価（テスト、単位修得状況）	

び学生生活の手引きに示している（資料3-3-3「志學館大学スタンダード（学生が卒業時に身につけていることが期待される力）」）。

**ディプロマサプリメントの作成・交付：** 就職活動時等、必要な時期には、これまでの学修による各DPの達成状況を可視化したディプロマサプリメントの交付を求めることができる。卒業時にはすべての卒業者に交付している（資料3-3-4「志學館大学ディプロマサプリメントの例」）。

**（多様な尺度・指標や測定方法に基づく学修成果の点検・評価）**

既述のとおり、学修成果の点検・評価にあたり、三つの時期それぞれで達成すべき質的水準及び具体的な実施方法などを、ASPに定めている。

**FKテスト（新入生教養テスト）：** 入学前課題と連動した教養テスト（FKテスト）を、入学時に全学生対象に行っている。これをベンチマークとし、初年次教育と連動させながら、同テストを在学中に複数回受験させ、その推移をモニタリングしている。2年次までは必受とし、それ以降は就職活動の準備学修確認テストとして活用している（資料3-3-5「（FKテストの例）」）。

FKテストの実施と運用は共通教育センター（現高大接続教育センター）が担当し、分析はIR室が行う。結果は、学生にフィードバックし、自らの学修状況のモニタリングに利用させるとともに、指導教員等は、学生個々の学習状況の把握と指導に利用している。IR室は、FKテスト得点の入試区分やGPA得点との関連などをIR報告書として取りまとめ、大学運営会議、教授会等で報告している（資料3-3-6 IR報告書「FKテストとGPAを利用した入試区分別の追跡調査と評価（2）」）。

**学生生活調査（学修行動、学習時間）：** 学生生活調査の中で大学生生活の満足度や予習復習等授業時間外の学修行動・学習時間について問うている。結果はIR報告書にまとめ、大学運営会議及び教授会等で報告し、学修・教育支援の参考資料として活用している（資料3-3-7 IR報告書「令和元年度志學館大学学生に対する生活調査の結果」）。

**卒業時アンケート：** 平成30年度より、卒業時に身につけておくべき6つのDP項目を14カテゴリに細分し、それぞれの到達度の自己評価（成長実感）を卒業時アンケートとして卒業生に問うている。回答・回収率は80%を超えている。結果はIR報告書としてまとめ、運営会議及び教授会で報告し、学修成果の自己評価を点検・評価している（資料3-3-8 IR報告書「卒業生に対する学習成果に関する意識調査」）。

**卒業生アンケート：** 本学の教育内容や教育手法の妥当性を点検・検証するために、卒業生を対象として、大学で獲得することが期待される知識・理解、技能及び態度・志向性の中でどの事項が重要か、またそれらの獲得に本学の教育が有効であったかを問うアンケート調査を実施した。結果はIR報告書としてまとめ、大学運営会議及び教授会で報告している（資料3-3-9 IR報告書「卒業生が求める大学教育の質に関する調査報告」）。

特に①自らの受けた教育を、近年の卒業生からは職業経験に基づき、年長の卒業生からは企業の管理職や社会人としての経験に基づいて評価して貰い、②近年の卒業生と年長の卒業生の意見を比べることで、本学の教育内容・手法の変化について評価し、さらに、卒業生の意見を、鹿児島県の企業が求める人材像とも比較し、本学学生が獲得すべき能力等（DP）の検討に活用した。

**地元社会・産業界からの評価：** 地域とともに歩む大学であるとの考えに基づき、地元

の中小企業家同友会との間に協定に基づき、大学全体、学部の実践の適切性及び教育課程編成に関して、地域産業界の意見を聴いている（資料3-3-10 志學館大学・鹿児島県中小企業家同友会 産業界連携基本協定書）。ディプロマサプレメントや学修成果の中身、含めるべき内容、学修成果に関する情報の示し方など、毎年テーマを変えながら意見交換会を実施し、点検・評価を行っている（資料3-3-11 中小企業家同友会との意見交換会の議題）。

鹿児島県の産業界が文科系四年制大学卒業者に求める人材像を把握し、本学の教育課程や教育手法に反映することを目的として、鹿児島商工会議所と連携してアンケート調査を実施した。前出の鹿児島県中小企業家同友会との意見交換会での評価とともに分析した結果は、IR報告書としてまとめ、大学運営会議及び教授会で報告した（資料3-3-12 IR報告書「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査報告」）。

**休退学・除籍率モニタリング：** IR室及び大学運営会議は、ASPに基づき、中退者及び除籍者の発生は、教育の質保証に係るバロメーターであるとの認識のもと、教育の質を保証するとともに学生の修学指導・支援を向上し、学生の修学満足度を高めるために、中退者及び除籍者の発生状況とその要因を経時的に分析している。分析結果は、IR報告書としてまとめ、学生の修学指導・支援の改善方策を検討するとともに教授会等で報告している（資料3-3-13 IR報告書「志學館大学における中途退学者及び除籍者に関する報告書 II」）。

**資格取得状況及び就職状況：** 各種資格取得状況及び就職・進路決定状況は、進路支援センター及び進路支援課を中心に、各担当部署でその都度集約し、大学運営会議及び教授会で報告し、学修成果との関連や課題等について検討している（資料3-3-14「資格、就職等の資料の例-教授会資料等」）。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

**法令遵守：** 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修及び研究を実施するための組織として、FD推進委員会を置き、教育の質向上に向けた教職員の研修・研究、諸施策の企画・実施、情報収集と提供を行っている。

大学院でも、その教育研究上の目的に沿った研修等を実施している。

**点検・評価結果のフィードバック：** 本書3-3-①に記載したとおり、ASPに基づき、各担当部署は大学側・学生側双方の視点から学修成果を点検・評価し、結果は報告書等に集約している。各報告書は大学運営会議及び教授会を通じて全教職員及び各種委員会等に適切にフィードバックしている。

大学院では、外部実習報告会（資料3-3-15 研究科臨床心理実習連絡会）、育ち支援ネットワーク合同協議会（資料3-3-16 心理相談センター・発達支援センター合同運営会議議題）、学外スーパーヴィジョン（資料3-3-17 学外スーパーバイザー委嘱状）を実施し、大学院学生指導に活かしている。

**授業評価アンケート：** 授業評価アンケート（2-6-①参照）は、学務委員会が所掌し、実技科目等一部科目を除く授業科目を対象に、各学期末に実施している（資料3-3-18「授業評価アンケート実施要領」）。

アンケート集計結果は、学期ごとに、学務課とIR室が共同で分析・検討している。この調査はIR活動として定着し、毎学期IR報告としてまとめ、大学運営会議、合同教授会等で

説明・共有され、ホームページ上で公開している（資料3-3-19 IR報告書「令和2年度前期学生による授業評価アンケート調査の結果」）。

FD推進委員会は、個別の科目の結果を個票として担当教員にフィードバックし、これをもとに、「アンケート結果を踏まえた改善策」及び「前年度改善策の達成度等」を含む「次年度に向けた課題とその評価コメント」の提出を求めている。この提出ファイルを電子的に保管することを定め、ティーチング・ポートフォリオとして活用させている（資料3-3-20 授業評価FBコメント票様式）。

**修学面談：** 毎学期初めにすべての学生に対して指導教員が実施している修学面談は、個々の学生がASPに基づき、「志學館大学スタンダードに則って学修が進められているか」をモニタリングする機会になっている。

前学期までの学修状況は、ユニパ上で通算及び学期ごとに、各科目の成績やGPA等を通覧でき、達成度の進捗状況の確認をはじめ、次学期の履修登録指導等を行っている。

**高大接続教育の強化：** ASPに基づき、これまで蓄積された点検・評価結果をもとに、高大接続教育の充実及び本学学生の学習力向上に向けた支援の強化が喫緊の課題であると判断し、高大接続教育WGによる検討をもとに、令和3年度に共通教育センターを高大接続教育センターに発展的に改組した（資料3-3-21「高大接続教育センター規程」）。

### **(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）**

ASPに基づく学修成果の可視化の利便性を高める取組みを進め、その点検・評価結果の適切なフィードバックによる教育内容・方法及び学修指導等の改善を、教育の質保証制度の一体的改革の一つとして、確実に推進する。

このために、より高度なSD研修等の機会を増やし、教職員のIRリテラシーの向上を図り、同時に大学構成員の幅広い参画を得るために適切なフィードバック方法を検討することを、次期中期計画中の課題とする。

### **【基準3の自己評価】**

教育課程の実質化のために、教育研究上の目的を踏まえたDP及びそれを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準・修了認定基準等を策定・周知し、それらを厳正に適用している。

教育研究上の目的を踏まえ、CPをDPと一貫性を持ったものとして定め、周知している。教育課程は、CPに沿って体系的に編成している。教養教育を適切に実施し、さらに充実しつつある。教授方法の改善を進めるための組織体制を整備・運用しており、アクティブ・ラーニングなど授業内容・方法に工夫をしている。

三つのポリシーを踏まえた点検・評価の方法が確立・運用されている。学修成果の点検・評価結果は、教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックしている。

以上のことから、本学の教育課程は、適切な制度の下で体系的に編成され、学修成果を向上させていると自己評価する。

## 基準4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### (1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

#### (2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

**法令遵守：** 学長の資格は、学園の「学長選任規程」（資料4-1-1）に「(1)人格高潔で、当該大学の運営に見識をもつと思料される学識経験者、(2)学園の建学の精神をよく理解し、その継承発展が期待できる者」と定めている。

学生の懲戒等の手続きは学則（基礎資料F-3-1）第55条～第57条に定め、「学生懲戒処分等に関する指針」（資料4-1-2）に基づいて運用している。

**学長のリーダーシップを支える体制：** 学園の「管理及び運営に関する規則」（資料4-1-3）に、「学長は、大学、短大をそれぞれ代表し（中略）校務全般を統括するとともに所属職員を指揮監督する」とし、学長のリーダーシップを明確にしている。

学長がリーダーシップを発揮するためにもっとも重要な組織は大学運営会議である。大学運営会議は、学長、2名の学部長、研究科長、図書館長、3名の学長補佐、事務局長で構成し、月2回の定例会議により継続的に活動している。令和3年度から、学務、入試広報に加えて、点検・評価担当の学長補佐を置いて3名体制とし、学長を補佐する体制を強化した。

リーダーシップを発揮した活動の例として、大学運営会議による、教育・大学双方についてのPDCA体制の統合整備及び大学の使命・目的等の見直しや、教育課程編成会議による三つのポリシーと全学のカリキュラムの再編成及びESDプログラムの開設などがある。

大学院では、学長と研究科長の連携の緊密化により、大学院制度の改革と整備が進んでいる。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

**法令遵守：** 学長、学部長の職務は学園の「管理及び運営に関する規則」及び学則第10条～第11条に定めている。教員の職務・能力は「教員選考規程」（資料4-1-4）に定めている。学部教授会、合同教授会を置くことは学則第16条及び第18条に、それらの審議事項は、「人間関係学部教授会規程」（資料4-1-5）、「法学部教授会規程」（資料4-1-6）、「合同教授会規程」（資料4-1-7）にそれぞれ定めている。副学長を置くことができることは、その職務とともに「管理及び運営に関する規則」及び学則第10条の2に定めているが、現在は置いていない。

**使命・目的を達成するための教学マネジメントの構築：** 教学マネジメントの中核組織は、大学運営会議である。大学運営会議は、「大学運営会議規程」（資料4-1-8）で所掌事項とされた「教育・研究の基本方針に関する事項」「学則その他重要な規程、要項及び要領等の制定及び改廃に関する事項」等の大学運営上の重要事項を、審議・決定している。

大学運営会議のほかに、点検評価委員会、大学改革推進会議、入試管理委員会は大学運営会議とほぼ同じメンバーで構成しており、教育課程編成会議とともに、議長・委員長を

学長が務めている。教学マネジメントは、これらを統括的に運営することで構築している。

**大学の意思決定の権限と責任の明確化：** 大学の意思決定機関は、大学運営会議である。その構成、所掌事項、活動は、本書4-1-①に既述したように「大学運営会議規程」で明確にしている。大学運営会議はその下にIR室を置き、大学運営上の重要な情報の収集能力も有している。教育課程編成会議も大学運営会議の下にあり、三つのポリシーの維持とその下でのカリキュラム編成に当たっている（資料4-1-9「教育課程編成会議規程」）。

学則第66条の委任規定により、大学運営上の各事案は各級委員会、センター運営会議等の規程に定めるところの組織に委任されている（基礎資料F-5-1「学生便覧」事務局機構 pp. 22-23、資料4-1-10「委員会名簿」）。

**教授会の位置付けと役割及び意見の聴取：** 教授会の審議事項（権能の対象）は、教授会規程で定めている。「審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる」事項は、あらかじめ各学部教授会規程に定めている（資料4-1-5「人間関係学部教授会規程」、資料4-1-6「法学部教授会規程」）。それらが全学的な事案である場合は、合同教授会で扱うことを合同教授会規程で定めている（資料4-1-7「合同教授会規程」）。学部長、研究科長の選任に当たって、それぞれ教授会、研究科委員会の意見を聴くことを、学園の「学部長選任規程」（資料4-1-11）、「研究科長選任規程」（資料4-1-12）に定めている。

全学の合同教授会では、定められた審議事項を審議するとともに、大学運営会議をはじめ各級の委員会等及び事務局各課の活動が報告される。学長は、学園の理事会、評議員会、理事長懇談会等での審議事項を説明し、学園全体の各種の取組みを教員全員に周知する。

学部教授会は、定例で開催されるほか、教員の採用・昇任人事等の必要に応じて、随時開催する。人事に関する審議の場合は、専任の教授だけで構成する教授会としている。

これらのことから、教授会はその役割を果たし、機能しているといえる。

**大学の使命・目的に沿った適切な意思決定及び教学マネジメント：** 大学運営会議は毎月2回、教授会、研究科委員会、学務委員会、共通教育センター運営会議（旧）、各学部の教務委員会等は毎月1回の定例及び随時で開催している。その他の委員会は、事案が生じた場合に随時開催している。委員会等の会議の開催頻度を表4-1-1に示す。特に、大学運営、学務・教務、学生募集、学生支援等の、本学の使命・目的を達成するために重要な領域の活動が活発に行われていることが明らかである。

IR活動として、教員の各種業務へのエフォートに関する調査・分析を毎年行っており（資料4-1-13 IR報告書「令和元年度志學館大学における教員による業務実績に関する点検評価報告書」）、大学の管理・運營業務が、すべての教員の参画によって行われていることが把握できている。この業務分析に基づき、平成28・29年度に、委員会数及び各委員会の委員数を削減し、管理運營業務を簡素化した。

大学院では、委員会組織とはしていないが、入試・カリキュラム、実習、広報・大学院説明会、資格試験、研究科紀要等、複数のワーキンググループを随時開催している（表4-1-1）。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

**法令遵守：** 学園の「管理及び運営に関する規則」に定めるところにより、事務局を置き、専任職員39名を配置している（本書Ⅱ-2参照、資料4-1-14 職員配置図）。同規則に、事務局長以下、課長、調査役、課長代理及びその他事務職員の職務について定めている。

表4-1-1 委員会等会議の開催頻度一覧【令和2年度現在】

開催頻度	委員会等名称
年 20 回程度以上の開催	大学運営会議（運営会議を以って充てる他の委員会を含む）
年 10 回以上の開催（月 1 回定例会議等）	入試管理委員会、学務委員会、人間関係学部教務委員会、法学部教務委員会、共通教育センター運営会議、入試広報委員会、研究科委員会、大学案内作成プロジェクト、心理相談センター・発達支援センター運営会議、（大学院）資格試験WG、（大学院）入試・カリキュラム WG
年 4 回以上 10 回以下程度の開催（課題により随時開催等）	大学改革推進会議、時間割作成 WG、FD 推進委員会、グローバル化推進委員会、図書館委員会、社会連携センター会議、教育課程編成会議、生涯学習部門会議、教職センター運営会議、学生支援センター運営会議、進路支援センター運営会議、資格センター運営会議、（大学院）広報・大学院説明会 WG、（大学院）実習 WG
四半期に 1 回程度又はそれ以下の開催	認証評価部会(旧：自己点検・評価プロジェクト)、IR 室、ハラスメント防止委員会、衛生委員会、情報基盤センター運営会議、学生支援室会議、講義要項（シラバス）点検委員会、地域協働センター運営会議、大学地域コンソーシアム鹿児島事業部会等、ホームページ運営 WG、人間関係学部紀要編集委員会、法学部紀要編集委員会、保健センター運営会議、（大学院）研究科紀要 WG

事務局次長を置くことができる定めになっているが、現在は置いていない。

大学院の事務のために、大学院専任の事務職員を置いており、必要な事務は、事務局の 4 つの課の各所掌に従って、処理する体制としている。

**職員の適切な配置と役割の明確化：**事務局に総務課、学務課、進路支援課、入試広報課を置き、事務局長が統括している。職員数は本書Ⅱ-2に示したとおりである。各課の役割及び所掌事項は、「事務組織及び事務分掌規程」（資料4-1-15）で明確にしている。一方、学生募集、校友会行事等には、随時課を超えて事務局全体で協力して業務に当たっている。

大学運営会議のメンバーである学長補佐（点検・評価（IRを含む）、学務、入試広報担当）と事務局各課の対応・協働関係は合理的で、十分な協働体制を構築している。進路支援課とは進路支援センター及びその長が協働している。

以上のように、学長補佐等と事務局長が学長の統括指揮を補佐する体制ができており、役割の明確化と同時に教職協働が実現できており、教学マネジメントの機能性は高い。

大学院の事務は学士課程の事務と合わせた事務組織で行っているが、一部の職務事項には大学院専門の事務職員を配置している。

### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の基礎として、活発なIR活動を維持する。大学運営会議とセンター・委員会等の部署の間の報告・連絡等の体制を強化し、「自律性」と「大学ガバナンスの確実性」を両立させる体制の実現を図る。

教育研究の高度化に対応するため、事務局組織の機能性を検証し、再編を検討する。業務分析をさらに進め、管理運営業務の質を向上しつつ、スリム化・効率化を進める。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### (1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

**法令遵守：** 本学の学部、学科の教員数（本書Ⅱ参照）は、大学設置基準別表第一の基準を満たしている（共通基礎データ様式1）。教授の数はそれぞれの基準人数の半数以上である。大学全体の教員数も、上記に設置基準別表第二に定められた教員数を合した数以上である。専任教員は全員が専ら本学の教育研究に従事している。

教授、准教授、講師、助教、助手それぞれの業務は、学園の「管理及び運営に関する規程」で定めている。学長、学部長の職務は学則（基礎資料F-3-1）第10条、第11条に定め、教員の職階ごとに必要な知識・能力及び職務は、教員選考規程（資料4-2-1）及び教員資格審査細則（資料4-2-2）で大学設置基準第14～17条を満たすよう定め、かつ教員選考手続規程（資料4-2-3）を定めて、採用・昇任人事ではそれに従い運用している。

大学院関係では、本書Ⅱ-2.表Ⅱ-2-3に示すとおり、大学院設置基準が定める、研究科に必要な数の教員を置いている。研究科教員は学士課程の教員が兼ねている。上記の研究科教員は全員が、「大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準」（資料4-2-4）及び同「細則」（資料4-2-5）に定めた、教育研究上の指導能力に関する資格審査で合となった者である。

**専任教員の配置：** 本学では、近年の収容定員と在籍学生数の増加に対応するために、教員数を増加してきた。その推移を表4-2-1に示す。教員数は、平成23年度からの10年間で50名から56名に増加している。教員の専兼比率は共通基礎表4-1「学部、学科の開設授業科目における専兼比率」に示すとおりである。

表4-2-1 近年の学部学科別の教員数とS/T比の推移

学部	学科		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人間関係	心理臨床	教員数	18	18	18	19	19
		S/T比	28.0	28.0	28.0	28.6	30.5
	人間文化	教員数	16	16	16	17	15
		S/T比	13.8	13.6	14.5	15.2	18.7
法		教員数	20	20	20	20	22
		S/T比	23.9	25.7	27.6	29.7	29.0

現在、全学のS/T比は26.8で、全国の収容定員充足率95%以上の文系中小規模私立大学の平均値26.1（本学IRによる分析結果）と同程度で、妥当な値である。これまで、学部、学科間でS/T比にアンバランスがあったが、現在S/T比の平準化を図り、学部、学科ごとの業務量に大きな差異が生じないようにするために、採用枠の他学科への移動等により、学部、学科間の教員数の調整・変更を進めている。この際、IR活動として行っている教員個人業績評価の資料を用いた大学全体の業務量の分担状況の分析結果を活用している。

平成29年度から、人件費の長期的推移のシミュレーションを行い、中長期的な人事計画

を作成する方法を採用し、人件費と教員数の確実な管理を行う制度とした。

**教員の採用・昇任の方針・規則とその運用：** 学園は、「人事基本方針」（資料4-2-6）を定めている。大学でも、上記の方針に従いかつIR活動の分析に基づき、平成28年度に、「志學館大学における教員人事・人件費管理中期計画」（資料4-2-7）を策定した。それに基づき、教員の採用・昇任等の際の資格について、「教員選考規程」、「教員資格審査細則」を定めた。その運用法として、「教員選考手続規程」も定めた。

具体的には、各職階に就く標準年齢と資格基準を定め、これらを満たしている場合は、学長が学部長の意見を聴きつつ、昇任枠確保の案を作成し、理事長に上申する。学部長は、これに従い資格審査を行い、採用・昇任の選考を進めるという制度とし、教員の質の確保と待遇改善の両立を図っている。上記の選考委員会は学部長が組織するが、学長が指名する他学部の教員を加えることを必須とし、公平で厳格な人事を担保している。

専任教員の教育・研究活動は、教員業務評価IR活動として把握しており、継続的な検証を行っている（資料4-2-8 IR報告書「令和元年度志學館大学における教員による業務実績に関する点検評価報告書」）。

大学院では、大学院設置基準が定める人数を満たしている。大学院教員は大学院設置基準に従い、学士課程教員が兼務している。従って、大学院教員は、学園の「人事基本方針」、「教員選考規程」に従って採用されたのちに、学園本部から兼任の辞令を受ける。教員が大学院を担当できるか否かの資格審査は、規程を定め、運用している。資格に満たない場合は、大学院教育の補佐をする者として学長が任命している（資料4-2-4）。

#### **4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

**法令遵守：** 学則第26条の2に、教育内容等の改善のための組織的な研修等を行うことを定め、FD研修を行うなど、教育内容の改善・工夫等を推進している。このために、FD推進委員会を設置している（資料4-2-9「FD推進委員会規程」）。

大学地域コンソーシアム鹿児島島のFD部会への参加や（資料4-2-10 鹿児島大学でのFD・SD研修参加者名簿）、フィリピン大学ビサヤス校とFD・SDについての連携協定（資料4-2-11「フィリピン大学ビサヤス校との連携協定書」）を締結し教員を海外研修に派遣するなど、FDに関する大学間連携も推進し、学外のFD研修会への教員の参加も推進している

大学院関係では、教員・学生による合同FD研究会を毎年実施している（資料4-2-12 大学院FD研究会の実施記録）。

**アクティブ・ラーニングに係る研修等：** アクティブ・ラーニングやインターンシップ等、体験的学習を重視する方針のもと、FD推進委員会によるアクティブ・ラーニングに関するFD研修を実施している（資料4-2-13 FD研修会次第）。FD研修への専任教員の参加率は、令和元年度に100%となった。このほか、新任教員研修（資料4-2-14 研修報告書）、数理・データサイエンスと社会とのつながりについて教えることができる教員を養成するための研修、オンライン授業の研修（資料4-2-15 教職員合同研修会次第）等を実施している。

FD活動の成果が実践に活かされるように、学長裁量経費により（資料4-2-16 大学改革学長裁量経費取扱要項）、アクティブ・ラーニングの推進を含めた効果的な教育実践を費用面でサポートする制度を設け、新しい教育コンテンツの工夫・開発、実践を促進している。

**ナイスティーチャー講演：** 本書3-2-⑤でも述べたが、優れた授業ノウハウを共有する仕組みとして、毎学期、学生の授業評価結果をIR室が分析したIR報告書等をもとに、学生からの評価が高かった教員を選出し、「ナイスティーチャー講演」を実施している。ナイスティーチャー講演は、単に授業評価結果が高いだけでなく、秀でた評価を得た項目から優れた取組みがあると見られる教員により行われ、全学教員の資質・能力の向上に役立てられている（資料4-2-17 ナイスティーチャー講演」のレジュメ等）。

**FD活動の見直し：** FD研修を含む全学のFD関連の活動については、FD推進委員会による見直しを行っている（資料4-2-18 FD推進委員会議事要旨）。特にFD研修については、教育内容に対する学生のニーズを反映させるため、授業等に関する学生の意見の聞き取りやアンケート調査を毎年実施し、その内容は学内で共有している（資料 4-2-19 IR報告書「令和2年度前期学生による授業アンケート調査の結果」、資料 4-2-20 ランチFD懇談会）。例えば、アクティブ・ラーニングに対する学生の意見の聞き取りにより、アクティブ・ラーニングに関するFD研修改善のためのデータを収集し、合同教授会で説明した（資料4-2-21 合同教授会資料）。

大学院では、教員・学生による大学院FD研修を毎年実施し、FDのあり方について定期的な見直しを行うとともに学生と共有している（資料4-2-22 研究科FD議事要旨）。

### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

入学及び収容定員の増加及び別途計画している教養教育の充実に対応して、教員の配置を、人件費を含めて見直す。これには、学部・学科間のアンバランスの是正、非常勤講師の人数の見直しを含み、大学運営会議が中心となって、次期中期計画中に実現する。

引き続き、教育内容・方法等の改善・工夫を推進する。このための教員の能力開発に必要な研究・研修を、学生の意見等を聴きながら推進する。

## 4-3. 職員の研修

### (1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

**法令遵守：** 事務を司るために事務局を置き、本書Ⅱ-2に示したとおり、専任事務職員39名、パート事務職員5名を配置している（共通基礎表4-2「職員数と職員構成」）。現在、技術職員は配置していない。事務職員に対しては、能力開発のための研修を実施している。

事務局に、大学院事務専任の事務職員1名を配置している。SD研修を実施している。

**SD活動：** 事務職員に対する研修は、学園全体で行われているもの、大学が実施しているもの、外部の研修に参加させているものがある（表4-3-1）。

学園が実施しているものには、事務職員研修、階層別研修、新任者研修など、職階・職務に応じた各種の研修がある。

大学では、年に一度、教職員全員参加のFD・SD合同研修を実施し、高等教育関係の関係

表4-3-1 事務系職員主体の職員能力開発研修

実施主体	研修名称等
学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務職員等全体研修会</li> <li>・ 階層別研修会（事務員、主任、係長、課長、等）</li> <li>・ 新任者研修</li> <li>・ 自己啓発研修（任用時に対象者のみ学園が連携している通信教育を行う）</li> </ul>
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志學館大学・志學館中・高等部 教職員合同研修会（FD・SD）</li> <li>・ 事務局定例会【SD研修】教職免許事務勉強会・School of University Administration（愛称）</li> </ul>
その他	鹿児島県中小企業家同友会講演会

法令や近年の動向、大学の新しい取組み、障がい者との共生その他、大学運営に携わる上で基礎となる各種の講演の聴講やグループ討論などを行っている（資料4-3-1 教職員合同研究会（FD・SD）次第）。教職免許事務勉強会のような個別の職能に関するSD研修も実施し、そこで得られた学びを日常的な業務にフィードバックしている。平成29年度以降、School of University Administration（愛称）で、IR活動のための資料分析のSD研修を担当教職員に対して実施している（資料4-3-2 School of University Administration修了証）。

各種団体が実施する学外での研修等に、教職員を参加させている。研修結果は、合同教授会や事務局会議で報告し、共有している。鹿児島県中小企業家同友会との連携協定に基づき、同会が実施する企業経営の質の向上に関する優秀実践例の講演を、本学教職員に聴講させて貰っている。この場合、講演後のグループ討論にも参加させて貰い、産業界や地元企業の声に直接触れることができる。

大学院では心理臨床学研究科としての特性や有資格者の養成の実態を踏まえ、公認心理師・臨床心理士の養成校の研修会等に参加する機会を組織的に設けている（資料4-3-3 研究科委員会議事要旨）。

### (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学運営に係る職員の資質・能力向上への取組みを検証し、学園が中心となって行ってきたSD研修に加えて、大学独自（大学院運営に係る研修を含む）のSD活動の充実を図る。

## 4-4. 研究支援

### (1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

### (2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員には全員に、個人研究室を配置している。心理臨床系では、心理実験室にテレビ会議システムを、また併設する心理相談センターや発達支援センターにビデオモニターシステムを設置しており、いずれも臨床的研究に活用している。図書館に、各学部の専門分野に関する和洋雑誌453誌及び7種類のデータベース備え、学部・大学院の教育研究上必

要な学術情報資料を系統的に整備しており、有効に活用している。

制度面では、科研費応募を奨励するためのシーズマネーを学長裁量経費から配分している（資料4-4-1「大学改革学長裁量経費取扱要項」）。

教員の研究成果の出版を奨励するために、令和元年度に志學館大学出版会を設立した（資料4-4-2「出版会会則」）。これまでに3冊を刊行し、現在若手教員の著作の刊行企画を進めている（資料4-4-3 ホームページ「志學館大学出版会について」）。

大学院では、必要な経費を確保し、中長期的な計画のもと、心理相談センター・発達支援センターの来談者管理システムの導入、ビデオ録画機器の補修など研究に必要な環境の整備を行っている。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の使命に則り、公正な研究を推進するために、倫理意識を持って研究及び研究支援を適正に遂行・推進することを目的に、「公正な研究推進要綱」（資料4-4-4）を定め、その下に、「研究者及び研究支援者の行動規範」（資料4-4-5）を定めている。具体的な方策を実施するために、「大学院心理臨床学研究科人対象研究倫理ガイドライン」（資料4-4-6）、「研究資料等保存要項」（資料4-4-7）、「研究倫理研修実施要領」（資料4-4-8）、「研究活動上の不正行為への対応要領」（資料4-4-9）を定めている。

「人を対象とする実験・調査・研究に関する倫理委員会」は、大学運営会議と同等のメンバーで構成しており、人を対象とした研究計画はすべて、研究科委員会で予備審査を経て、この委員会で審議される。委員会では、活発な議論がなされ、再検討を求めて差し戻されることもあり、厳格に運営している（資料4-4-10 委員会議事要旨）。

年に1回、公的研究費に関する教職員を対象とした全学的なコンプライアンス研修を実施している。また、文部科学省「コンプライアンス教育用コンテンツ（YouTube MEXT ch）」をインターネットで受講し、誓約書を提出するよう求めている。これらは、平成29年度の規程改正で制度として厳格化し、現在に至っている。

「公的研究費運営・管理体制の点検及び不正防止計画」（資料4-4-11）を定め、研究費の配分と、その公正な使用及びそのための点検制度を設けている。

大学院では、大学院学生を対象としたコンプライアンス研修を年1回実施している。日本学術振興会の大学院学生向け研究倫理eラーニングコースの受講ならびに修了証書の提出を義務付けている（資料4-4-12 研究科オリエンテーション）。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

学園と本学及び鹿児島女子短期大学が、「教員研究費取扱規程」（資料4-4-13）を定めている（以下では、短大には触れずに記載する）。規程は、学園が教員の研究を推進するために研究費及び研究旅費を交付すること、研究費が学園から大学に予算配分され大学が教員に交付すること、研究費の使途、調査・学会参加等のための研究旅費の支給、予算の管理等について定めるとともに、科学研究費の取得を奨励している。

これに従い、大学では、すべての専任教員に、研究費及び研究旅費を交付している。新任教員には増額して配分し、研究活動を支援している。

大学では、研究活動への資源配分に関する規則を整備し、科研費応募を奨励するための

シーズマネーを学長裁量経費から配分している（資料4-4-1）。特に、地域論や地域の課題に取り組む研究を重視し、同領域に関する現状を教員業績評価で把握しつつ、奨励する枠を学長裁量経費に盛り込んでいる。

論文作成・学会発表等を奨励するため、昇任規程と採用規程を統合し、教員選考規程及び教員審査資格基準を整備し、教員資格審査の判定基準を明確にした。同時に、教員の管理運営業務量、内容及び研究推進環境を改善した。業績優秀教員の学長表彰を開始し、評価領域の一つを研究活動とした。この評価では、科研費応募を奨励するため、科研費への応募・採択に高い評価点を与えている。

研修日制度（週に一度、出勤義務を免除し、研究等に専念できる制度（資料4-4-14「志學館学園サービス規程」第6条）を採用し、研究活動に対して時間面での便を図っている。

本学大学院では RA (Research Assistant) 制度は採用していない。ただし、心理相談センター及び発達支援センターでは、大学院学生を実習相談員及び実習支援員として採用している。公認心理師、臨床心理士の取得を目指す教育、研究を推進している本学研究科では、両制度はRAの性格を有している（資料4-4-15「心理相談センター規程」、資料4-4-16「発達支援センター規程」）。

### **(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）**

研究活動の活発化に向けた施策を強化することを基本方針とする。教員に対する研究費・研究旅費の配分は現行制度を維持しつつ、科研費の取得等を支援するための学長裁量経費を充実し、教育研究の改善に資する最適の資源配分を実現する。

学生数の増加に伴う教員数の増加に対処するために、教員研究室（予備室を含む）を確保できるよう、現有施設の有効活用を図る。

研究倫理に関する制度の基礎は確立しているので、今後は幅広い周知を図る。

### **[基準4の自己評価]**

使命・目的の達成のため、大学の意思決定と教学マネジメントに係る学長の適切なリーダーシップが確立・発揮されている。権限の適切な分散と責任の明確化にも配慮している。教授会等の組織上の位置付け及び役割（学長が意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を含む）は、学則等で明確になっており、そのように機能している。

教員の配置・職能開発等に関連して、教育目的及び教育課程に即し、大学・学部及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任の方針と規則等を定め、適切に運用している。教育内容・方法等の改善の工夫・開発のためのFD活動は効果的に実施されている。

研究を支援するため、研究環境を整備し、有効に活用している。研究活動への資源配分に関する規則・制度を整備し、施設・設備及び資源配分などの面で支援を行っている。さらに、研究倫理に関する規則類を整備し、厳正に運用している。

以上のことから、教員・職員に関連した、大学の意思決定と教学マネジメント体制は適切に定められ、運用されていると自己評価する。

## 基準5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### (1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

#### (2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

大学の設置者である学校法人志學館学園は、学校法人志學館学園寄附行為（基礎資料F-1）（以下寄附行為・規則等に冠している「学校法人」は省略して記す。）第3条で「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応した堅実にして有為な人間を育成することを目的とする。」と規定している。

経営の規律と誠実性を維持するため、寄附行為第16条第2項で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、理事会を最高意思決定機関としている。

諮問機関として評議員会を設置しており、寄附行為第22条で「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定め、経営に関する重要事項を審議、決定している。

「コンプライアンス規程」（資料5-1-1）のもと、コンプライアンスを最重要事項と位置付け、理事長を統括責任者とし、設置校に責任者及び担当者を配置している。コンプライアンスの意識の向上を図るため年4回の研修会を実施し、コンプライアンス・チェックシートによる日常的なコンプライアンスの徹底状況を把握している。コンプライアンス違反事案の通報を受理した場合、調査を行い、再発防止策等の検討のため、各設置校は必要に応じてコンプライアンス委員会を組織する。

大学では、学園が定める「管理及び運営に関する規則」（資料5-1-2）に基づき、大学全体に関わる事項を審議する機関として大学運営会議のほか、各学部教授会、合同教授会及び研究科委員会を置いている。それらの権限と責任はそれぞれの組織に関する規程に明示されている（本書4-1-②参照）。各組織を適切な規模、構成で整備しており、学長の下に全体的に統合されている。

##### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

平成19年の創立100周年を機に策定した「第1次中期経営計画」（平成20～21年度）に続き「第2次中期経営計画」（平成22～27年度）「第3次中期経営計画」（平成28年度～令和3年度）（基礎資料F-6-2「志學館未来計画2016-2021」）により、各設置校及び法人各部門の連携のもと、使命・目的の実現へ向けた事業推進に継続的に取り組んでいる。

第3次中期経営計画では、上位から、「基本計画」「取組み戦略」「具体的な取組み内容」「施策」へと順次策定し、「単年度事業計画」で具体的なアクションプランとタイムテーブルを決めている。単年度終了時には、PDCAサイクルにより、計画の進捗状況を精査したうえで、施策の方向性を継続しつつ、次年度の単年度事業計画を検証し、アクションプランを理事会承認及び評議員会報告の上、再構築している。

大学では、「深く専門の学芸を教授研究し、人間力を養成する教育を行い、地域と社会に

貢献する人材を輩出する大学となる」を長期ビジョンとし、「教育・研究活動」「学生支援」「管理運営」「学生受入」「社会貢献」の5つの基本計画のもと、令和2年度には102の事業計画に取り組み、A評価（施策を遂行し、ほぼ目標を達成）以上が62で、全体の61%であった（基礎資料F-7 事業報告書）。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

**環境への配慮：** 第3次経営計画（2016-2021）6か年施設設備投資計画（資料5-1-3）により、大学構内の本館講義棟、福利厚生棟（コスモスホール）、心理棟及び女子学生寮の高効率型照明器具への更新工事を行い、学生・教職員等が日常的に使用する施設のLED照明更新による省エネ化は完了した。

第3次施設設備投資計画により、着工した大学40周年記念館（仮称）の空調設備の一部に高効率ガスヒートポンプエアコンを導入する。省電力による真夏のピーク電力・契約電力及びCO<sub>2</sub>排出量の削減が見込まれる。

大学では環境教育を推進し、ESD（持続可能な開発のための教育）プログラムを新設し、「持続可能な開発(SDGs)」のほか、「フィールドで学ぶ環境科学」「自然環境のしくみ」などを開講し、環境保全の重要性に関する全学的な理解を喚起している。

**人権への配慮：** 障がい者の人権への配慮については、「障がい学生支援に関する基本方針」（資料5-1-4）に基づき対応している。

「ハラスメント防止要綱」（資料5-1-5）に基づきハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止に努めている（資料5-1-6「ハラスメント防止委員会規程」）。

個人情報の取扱いについては、学園が「個人情報保護規程」（資料5-1-7）を、公益通報に関しては「内部通報規程」（資料5-1-8）を定め、個人の権利・利益の保護を図っている。

大学での人を対象とする実験・調査・研究に関して、事前の研究申請及び審査等を定め（資料5-1-9「人対象研究倫理委員会規程」）、被調査者への倫理的配慮を行っている。

そのほかにも、大学の実習施設である心理相談センター及び発達支援センターの利用者に関して、各センター規程の中で守秘義務を定め人権への配慮を行っている。

労働条件については、学園が「就業規則」（資料5-1-10）、「服務規程」（資料5-1-11）、「就業規則・服務規程施行細則」（資料5-1-12）、「契約教職員就業規則」（資料5-1-13）、「契約教職員服務規程」（資料5-1-14）等定めているほか、「育児休業・育児短時間勤務に関する規程」（資料5-1-15）、「介護休業・介護短時間勤務に関する規程」（資料5-1-16）により育児・介護と仕事の両立支援を行っている。

**安全への配慮：** 第3次施設設備投資計画（平成28年度～令和3年度）により、旧耐震基準で建築された大学の建物の耐震化に取り組んできた。学生会館（現コスモスホール）、本館講義棟の耐震補強工事、サブ体育館の解体工事を行い、学生・教職員等が日常的に使用する施設の耐震化率は100%となった。

AED（自動体外式除細動器）を構内3カ所（保健室前、体育館入口、心理棟2階受付横）に設置し、教職員及び体育系サークルの学生に対して操作方法の講習会を毎年実施している。

新型コロナウイルス感染症拡大対策として、ユニパやホームページを活用し、適宜注意喚起を行っている。遠隔・分散授業への対応、できるだけ大きな講義室の使用などによる3密対策を実施した。遠隔授業によるMoodleサーバの利用増大に備え、新規Moodleサーバ

を導入し、遠隔授業実施環境を整備した。

本館講義棟1階の学生カフェテリア(学生が昼食や授業以外の休憩時間などを過ごすラウンジスペース)の増床工事が令和3年度に完成した。197㎡の増床により、学生数の増加による密集度が改善された。建設中の大学40周年記念館(仮称)は、544名を収容する大講義室が主要施設であり、3密を避ける講義室として利用する予定である。

**危機管理体制：** 教職員向けに「志學館大学危機管理基本マニュアル」(資料5-1-17)及び「危機管理要項」(資料5-1-18)を定め、学生向けに「防災安全の手引き」を配布するとともに、防火・防災訓練を毎年実施し、自然災害やその他の不測の事態に備えている。非常災害時の学生・教職員等の飲料水の備蓄は消費期限で更新しており、平成30年度から4ヵ年計画で進めている保存食の備蓄は令和3年度で完了する。

### (3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

経営の規律と誠実性を引き続き維持・確保するために、評議員会・理事会を適正に運営し、使命・目的の実現に向けた間断のない経営計画策定と事業展開を進める。

環境、人権、安全への配慮については、持続可能な社会の構築に向けて情報収集を継続し、時代や地域の要請に応じて、充実・向上に努める。

## 5-2. 理事会の機能

### (1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

### (2) 5-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事、評議員、監事並びに理事会、評議員会の構成及び活動は、基礎資料 F-10 に示すとおりである(図 5-2-1)。

**理事会：** 法人の最高意思決定機関としての理事会は年4回定例開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催し、監事も出席のうえ、理事会会議規則(資料5-2-1)第5条に定める事項を審議し、決定している。

理事は、寄附行為第6条で7人以上9人以内と定め、寄附行為第7条で、建学の精神を理解し、健全な運営について学識及び見識のある者としている。理事の委任状出席を除く理事会出席率は、平成30年度以降約90%で、委任状出席を加えると100%である。書面による開催はない。

**評議員会：** 理事長は、寄附行為第21条に定める事項について、評議員会に予め諮問し、多様な意見を聴いたうえで理事会審議に臨み、経営の透明性を図っている。

評議員は、寄附行為第19条第2項により17人以上19人以内と定められ、寄附行為第23条に基づき、学識経験者を含む17人で構成している。評議員会の委任出席を除く評議員の出席率は、平成30年度以降約85%で、委任出席を加えると100%である。書面による開催はない。

**常務会：** 大学、短大両学長を含む常勤理事5名で構成する常務会を毎月(8月除く)開催し、学園及び各設置校の重要事項について速やかな協議を行っている。常務会には監事も出席し、理事会での機動的・戦略的意思決定のためにその機能を発揮している(資料5-2-1、

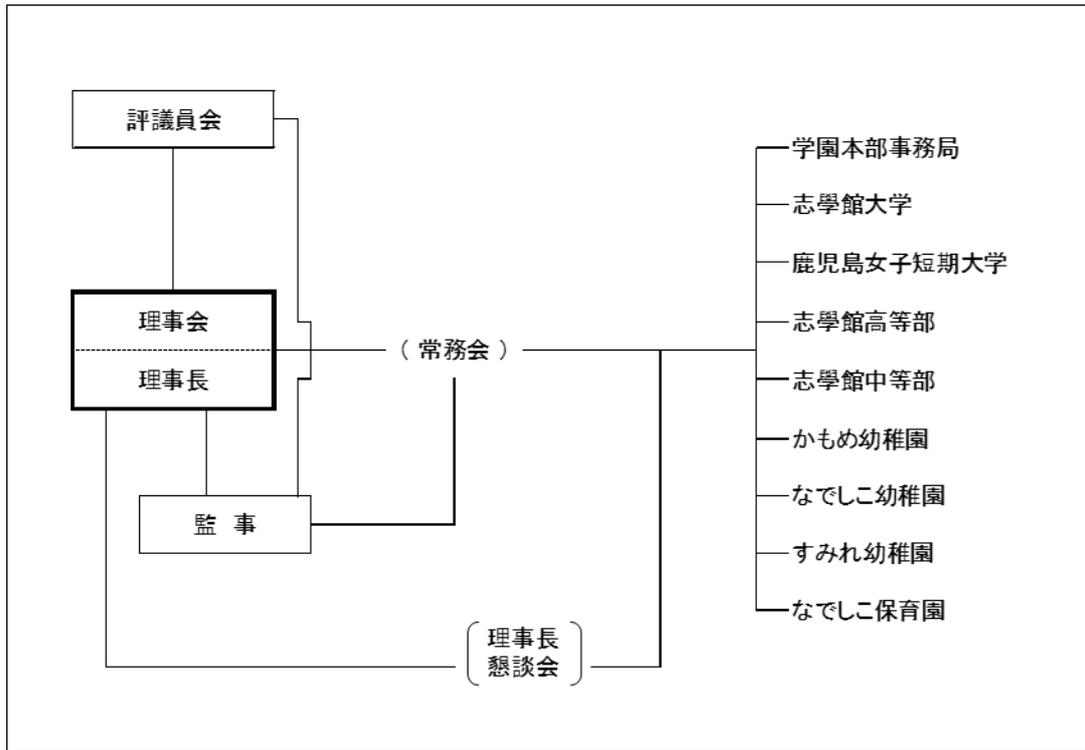


図 5-2-1 志學館学園の管理・運営組織に関する概略図

資料5-2-2「管理及び運営に関する規則」。

**理事長懇談会：** 理事長の諮問機関として、設置校校長、設置校事務局長及び学園本部事務局長等で構成する理事長懇談会を毎月（8月除く）開催し、教学部門と管理部門両面から理事長の法人運営を支えている。

**監事の活動状況：** 理事会・評議員会には監事2名又は1名が必ず出席している。監事は理事会・評議員会への出席を常としており、監査結果の報告や意見を述べるなど、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第15条に規定された監事の職務を適切に執行している。

### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、法人の使命・目的の達成と経営強化に向けた意思決定機関としての役割を果たすために、引き続き実効性のある議事運営を行っていく。

評議員会は、幅広い議論と法人運営への意見反映の機能を維持・継続し、諮問機関としての議事運営を行っていく。

常務会・理事長懇談会等の会議体の適切な開催・運営により、学園と大学間の情報共有を図りつつ、より機動性のある戦略的な意思決定ができる体制の整備に努める。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

## (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

**法人と大学の意思疎通と連携：** 学長は、寄附行為第7条により理事に選任され、理事会、評議員会、常務会、理事長懇談会に出席し、法人と大学の意思疎通を図り、円滑な運営に寄与している。

既述の理事長懇談会では、大学及び短大の学長・事務局長、中高等部校長並びに学園本部の事務局長・総務部長・企画管財部長が出席し、学園本部と設置校及び教学部門と管理部門の意見交換が行われている。

年6回開催する「事務局連絡会」は、大学及び短大の事務局長、中高等部の事務長、幼稚園及び保育園の園長並びに学園本部の事務局長・管理職で構成し、学園及び各設置校の業務・行事等に関する事項並びに事務改善・能率向上等に関する事項等を協議している。

法人の諸会議の協議内容については、学長が大学運営会議及び合同教授会で、事務局長が課長会議及び事務職員定例会議で報告し、全教職員に周知している。

**理事長のリーダーシップと内部統制環境：** 理事長は、学園本部事務局長とともに、年度当初の大学合同教授会に出席し、所信及び当該年度の運営方針について説明し意見交換を行うほか、月2回開催される「大学運営会議」に学園本部の企画管財部長が陪席している。

年1回開催する「学園設置校会議」（資料5-3-1「管理及び運営に関する規則」第19条）は、大学から保育園までのすべての設置校及び学園本部の管理職で構成し、相互に必要な事項の連絡調整及び各校の運営等に関する基本的事項について協議している。

学園では、教職員のなかに潜在しているアイデアを掘り起こすことで、業務効率改善、収益改善、職場環境改善、新規事業、学園関係者（在籍者・保護者等）の満足度向上等に関する「改善提案制度」を設けている。これまで学園内LANによる電子決済、教科書・制服のWEB販売、幼稚園業務の効率化等の成果が出ている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為に基づいて選任された2名の監事が、法人の業務や財産に係る監事監査を行うほか、ほぼ毎月開催される常務会をはじめ理事会及び評議員会にも必ず出席し、監査結果の報告や意見を述べるなど、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第15条に規定された監事の職務を適切に執行している。

理事長は法人の運営に幅広い意見を反映するため、理事会に先立ち、寄附行為第21条に掲げる重要な事項について、予め評議員会に諮問している。評議員会は寄附行為第19条に基づき適切に運営され、法人の業務、役員の業務執行に意見を述べるなど有効に機能している。評議員の選任は、寄附行為第23条の定めにより適切に行われ、令和2年度の評議員会への出席状況も92.6%と良好である（基礎資料F-10）。

学園本部は、各設置校の会計及び一般業務について、不正、錯誤等を発見・防止するとともに、業務の改善・合理化を目的とした内部監査を実施し、監査結果のフィードバックによる業務の改善・効率化を図っている。

各設置校での第3次中期経営計画の業務執行は、Plan（単年度事業計画）によるDo（事業計画実行）、Check（前年度執行結果検証）を反映したAction（単年度修正事業計画）のサイクルで継続的改善を繰り返している。それぞれの時点で理事会及び評議員会に諮られ

ェックされており、各設置校の執行状況についてもガバナンスが有効に機能している。

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

理事会・評議員会・常務会・理事長懇談会や大学の各種会議等を有効に活用し、学園と大学の連携、コミュニケーションを高めて、意思決定の円滑化と相互チェックの機能化を促進する。

## 5-4. 財務基盤と収支

### (1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第3次中期経営計画「志學館未来計画2016-2021」は、6年間を見据えて策定しているが、取り巻く環境の変化が激しいため、計画の進捗状況を単年度終了時に精査したうえで、施策の方向性を継続しつつ、次年度の計画を柔軟に再構築できるものとしている。学園本部の基本計画「環境力の充実」の具体的な取組み内容である「6か年学園施設設備投資計画」も含めて、理事会承認のもとで毎年度の事業計画を策定、実行している。

事業計画の進捗や収支バランス確保の視点から、毎年度、理事会の承認のもと、「次年度予算編成方針」を策定し、全設置校に通知している。この方針のもとに、設置校はそれぞれの年度予算案を策定し、学園本部経理部と予算折衝を行う。学園本部は、収支差額目標を確保しつつ効果的な事業計画を遂行するため、各設置校からの予算要求を調整し、学園全体の予算を取り纏め、理事会承認を経て、部門予算として各設置校に配分している。

期中に当初予算外に発生した収入及び支出が見込まれる場合は、理事会承認のもとに補正予算を編成している。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策による一次補正及び二次補正予算を編成した。

財務情報の適切な公表の状況は、共通基礎表5-1「財務情報の公表」に示すとおりである。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**安定した財務基盤：**「志學館未来計画2016-2021」の学園本部基本計画に、「経営力の強化」を掲げ、毎年度の事業計画と予算に基づき、適切な予算執行に努めた結果、令和2年度の事業活動経常収支差額は327百万円、事業活動経常収支差額比率は9.0%となり、収入と支出のバランスが取れた運営がなされている。

教育活動収入のベースとなる大学及び学園全体の学生・生徒・園児数は順調に推移している。大学では、入学定員を300名から平成29年度に310名、令和2年度に345名に増員した（共通基礎データ様式2）。

**収入と支出のバランス：**法人全体の平成28年度～令和2年度の事業活動経常収支差額の累計額は1,355百万円の目標に対し、1,746百万円と大幅に上回り、安定した財務基盤の構築に向けて順調に推移している（共通基礎表5-2「事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）」）。

同期の大学の事業活動経常収支差額は、学生数に比例して順調に増加し、法人全体の安定した事業活動経常収支差額に大きく寄与している（共通基礎表5-3「事業活動収支計算書関係比率（大学単独）」）。

この結果、貸借対照表関係比率における「純資産構成比率」や「積立率」の改善に見られるように、安定した財務基盤が確立されてきている（共通基礎表5-4「貸借対照表関係比率（法人全体）」）。

令和2年度決算での日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」による判定は、A3で「正常状態」である。

大学の補助金は、毎年2億円以上の収入があり、財務の安定に寄与している。その内、競争的補助金については、平成29年度より4年連続で改革総合支援事業の選定を受けている（表5-4-1）。

表5-4-1 補助金（大学）

単位：千円

事業活動収入	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大学 補助金総額	246,931	270,034	247,285	207,802	290,603
（内、改革総合支援事業）		(21,400)	(6,500)	(5,750)	(7,000)

**外部資金：** 「科学研究費」「寄付金」等の外部資金獲得に、学園本部と各設置校が一体となって積極的に取り組んでいる。

科学研究費には、大学教員が中心となって積極的に応募し、毎年度獲得している。増減はあるものの研究活動の一助となっている（表5-4-2）。

表5-4-2 科学研究費・受託事業（研究）推移（大学）

単位：千円

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
科学研究費	件数	6件	7件	6件	6件	6件
	金額	2,704	4,082	5,395	5,330	5,330
受託事業 （研究）	件数	1件	2件	1件	1件	1件
	金額	3,000	5,990	2,500	2,500	2,500

寄付金については、特定公益増進法人として所得税控除制度と文部科学省による法人として税額控除に係る証明を受けて、学園ホームページを活用した広報等により募集活動を行っている。寄付金の件数・金額は年度により増減があり、特に記念事業等を推進した年度には多くの実績があった（表5-4-3）。

表5-4-3 寄付金推移（法人全体）

単位：円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数(延べ)	39件	802件	33件	310件	62件
受入金額	9,295,398	44,208,588	2,284,455	18,413,097	6,477,480

### (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

教育活動収入における学生納付金収入は、法人全体は安定推移し、大学は増加しているが、補助金収入が減少傾向にある。バランスの取れた収入構成とするために、今後の鹿児島

島島の18歳人口・大学進学率等の推移を見極めた、適切な定員管理を行うとともに、教育の質向上、修学・就職支援の充実及び学生満足度を高めるために、教育研究経費、教育環境・施設整備等への予算配分の拡大を積極的に行う。

競争的資金の獲得や寄付金額の増強に繋がる施策に取り組むなど、学生納付金以外の収入を安定的に確保できる体制を構築する。

## 5-5. 会計

### (1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

### (2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

**学校法人会計基準や経理に関する規則：** 会計処理に関しては、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）を遵守し、「経理規則」（資料5-5-1）及び「経理規則細則」（資料5-5-2）に則り、適正に行っている。

**適正な会計処理：** 会計処理については、財務会計システムにより学園本部・各設置校間で会計処理データを共有するとともに、ファームバンキングを活用した納付金等の即時資金移動や振込の運用により、設置校の会計処理をリアルタイムに把握できる体制を整えている。

会計処理上判断に迷う場合は、契約監査法人、日本私立学校振興・共済事業団並びに所轄官庁（国・県・市）に相談のうえ適切に対応している。これまで国・県・市・税務署による監査・検査・調査で、特段の指摘を受けたことはない。

資産運用については、「資産運用規程」（資料5-5-3）に基づき、3月の理事会で翌年度の資産運用方針を定め、10月の理事会で期中報告、3月理事会で年度報告している。

予算執行状況及び資産運用状況（共通基礎表5-5「要積立額に対する金融資産の状況」）は、毎月、学園本部経理部から理事長に報告し、定例的な確認を行っている。

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**会計監査の体制：** 会計監査は、「内部監査」「監事監査」「監査法人監査」による三様監査体制である。それぞれが厳正な監査を実施するとともに、相互に連携し情報共有するなど、有効に機能している（基礎資料F-11）。

**厳正な監査の実施：** 内部監査は学園本部事務局長が任命した監査人が、適時適切な会計監査と業務監査を実施している。毎年度末には内部監査報告会で、理事長、常勤理事及び監事に監査結果を報告している。

監事監査は監事2名により行われている。監事は、出席を常とする理事会、評議員会、常務会で「監事からの意見」を表明するなど、理事及び評議員の職務執行の適法性、妥当性を監査している。決算監査最終日には、監査法人の監査に立会い、意見交換を行うなど、監査法人監査とも密接に連携しながら厳格な監査を実施している。

監査法人監査は、5人の公認会計士が年間延べ51日間にわたり、会計業務をはじめすべての業務の執行状況について、内部統制の観点からリスクアプローチ監査を実施している。

法人及び各設置校の各種規程、会計帳簿、証憑書類、理事会の議事要旨及び現物等の点検を行うとともに、理事長、理事、監事等から経営の現状、監事監査の状況について聴取するなど、法令に基づく厳正な監査を行っている。

### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、法令・規則に基づき、厳正な会計処理を行っていくとともに、ICTを活用した予算執行決済に係るワークフローの導入など、業務の効率化を図る。

三様監査の一層の連携・充実を図るとともに、特に内部監査での監査担当職員の監査スキルの向上を図ることで、監査の実効性を上げる。

#### [基準5の自己評価]

法人及び大学は、組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っており、経営の規律と誠実性を維持している。使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。環境や人権について配慮しつつ、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能させている。

理事会の運営は、理事の選任及び事業計画の遂行を確実・適切に行い、法人及び大学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。

評議員は評議員会に、監事は理事会及び評議員会に適切に出席し、意見を述べている。意思決定では、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。理事長がリーダーシップを発揮できる内部環境は整っており、教職員の提案などを汲み上げる仕組みも整備している。法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に行われている。法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは機能している。

事業計画と予算に基づいた適切な予算執行のもと、収入と支出のバランスが取れた運営を行っており、安定した財務状況にある。会計処理も適切に実行され、厳正な監査と相互連携による三様監査体制が有効に機能している。

以上のことから、法人及び大学の経営・管理と財務は適切な状態にあると自己評価する。

## 基準6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### (1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

#### (2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証の全学的方針の明示（内部質保証のポリシー）： 内部質保証は、大学運営上で特に重要事項であるとの認識に基づき、令和元年度に内部質保証のポリシーを定めた（資料6-1-1「内部質保証（大学の質保証）のポリシー」、資料6-1-2 大学運営会議議事要旨）。本学の内部質保証のポリシーは、品質保証の国際規格である「ISO9001」が提唱している「品質マネジメントの原則」（以下「原則」という。）の考えを取り入れたものである。平成30年度中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」に例示された、教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項も考慮した。

内部質保証のポリシーは、「学生重視」「大学ガバナンスの確立」「教育の質保証への教職員の積極的参加」「確実な教育実施体制の構築」「高大連携に基づく公正な学生募集」「コンプライアンスと情報公表」「客観的事実に基づく意思決定と継続的改善」の7箇条からなっている。原則に含まれる7項目から、「責任ある大学」にとって重要なものに絞り込み、これらを大学の運営の中で本学がどう考えているかを意思表示するかたちにした。

ポリシーの第1条は「原則1 顧客重視」に相当し、教育の質保証、学修成果、学生満足の重視を掲げている。

第2条は「原則2 リーダーシップ」を承けたもので、建学の精神以下、DP、CP等の下で、教育課程を組織的かつ体系的に編成・実施・点検・改善できる教学マネジメント体制とそための大学のガバナンスを記した。

第3条は「原則3 人々の積極的参画」を承け、FD及びSD活動を通じた、教育の質保証についての教職員の理解、力量の向上、積極的な参加を掲げている。

第4条は「原則4 プロセスアプローチ」に相当し、特に授業科目に係るプロセスを、授業計画の形成、実施、モニタリング及び改善のPDCAプロセスとして捉え、教え方の工夫、授業科目の達成目標、成績評価基準の明確化、履修・学修の指導と支援を盛り込んでいる。

第5条は、原則にはないが（一般の製造業・サービス業にはない業務なので）、大学の社会的使命としてもっとも重要なものの一つである入学者の受入れについての考えとして、高大接続、入学者受入れの方針、誠実な情報提供、透明で公正な入学者選抜を掲げている。

第6条は「原則7 関係性管理」に相当する。大学の教育研究活動等に関係する法令等の遵守、正確な情報の公表、社会的責任を果たせる運営を軸として、「責任ある大学」との考えを示した。情報公表が法的に義務付けられていることと、教育の質保証は設置基準や認証評価といった法的な制度に基づいていることから、これらの遵守を重視した。

第7条は「原則6 客観的事実に基づく意思決定」と「原則5 継続的改善」を合わせたものである。社会及び利害関係者のニーズ及び期待に関する情報を収集・分析、教育研究上の目的及びDP等の達成状況を継続的にレビューし、学修成果の継続的改善に取り組むことを定めている。

ポリシーには参考資料を付し、中教審大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」、高等教育評価機構と大学改革支援・学位授与機構の認証評価基準に記載された内部質保証についての定義や説明及び「ISO9001」に記載された「品質マネジメントの原則」を引用しつつ、内部質保証に関する大学構成員の理解・周知を図っている。

ポリシー策定と同時に、「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」（資料6-1-3）を定め、大学の質保証（内部質保証）及び教育の質保証のためのPDCAをポンチ絵を用いつつ定義し、PDCAの上位に「大学の意思」を置いた。具体的には、中期計画の5領域ごとに各施策の上位に置いた目標である（表6-1-1）。上位目標は、内部質保証の統括的な責任組織である大学運営会議が、所掌事項である「教育・研究の基本方針に関する事項」（資料6-1-4「大学運営会議規程」）として決定したものである。

表6-1-1 志學館大学の中期計画の基本計画領域ごとの上位目標

基本計画領域	上位目標
I 教育・研究活動	確実に卒業に繋がる教育・指導
II 学生支援	多面的な支援による学修継続のサポート
III 管理運営	学教法以下に則ったコンプライアンス度の高い大学の実現
IV 学生受入	APに則った入試の確実な実施と受験生確保
V 社会貢献	社会と共に歩む大学

学園は、「自己点検・自己評価に関する規程」（資料6-1-5）を定めている。この規程では、「学校教育法及び設置基準の遵守と点検・評価の結果の教育環境の充実改善及び教育・研究水準の向上に資する」ことを、点検・評価の理念として定めている。

**内部質保証のための組織体制：** 「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」は、内部質保証を実現するための全学組織体制を文書化し、単年度PDCAの各プロセスとその実施主体を明示している。各年度のplanには大学運営会議と拡大改革推進会議が、doには各学部・研究科、センター、委員会、課等の部署が、checkには点検・評価委員会（資料6-1-6「自己点検・自己評価要項」）が、actにはdoと同じ各部署が当たる。

PDCAの対象は、①大学中期計画の単年度計画の点検、②前年度の改革総合支援事業等に係る点検及び③認証評価に係る年度点検であり、中期計画を軸としつつ、統合的に進めることにしている。このために、点検評価委員会は、未来計画（学園の中期計画の名称）、認証評価、改革総合支援事業等の三つの部会で構成している。

大学の点検評価委員会の組織体制は、上記の「自己点検・自己評価に関する規程」が、学園に置いた総括点検・評価委員会の下に、大学は点検・評価委員会を置き、当該委員会は学長を統括責任者として運営会議構成員で組織すると定めていることに基づく。大学が行った点検・評価の結果は学園の総括委員会に報告し、理事会に報告するとともに、改善を要するものについては自らそれに努めるものとしている。

**内部質保証のための責任体制：** 大学の点検評価委員会の委員長は学長であり、大学運営会議のメンバー全員がこれの委員である。傘下の三つの部会の委員長は、点検・評価担当の学長補佐である。学長をトップマネジメントとする内部質保証に係るガバナンスと責任体制を明確にしている。

### (3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

大学運営会議を中心に、「内部質保証のポリシー」の実質化をさらに追及することを、次期中期計画期間の基本方針とする。そのために、現在活発に行われているIR活動を継続し、大学内部・外部の状況及びそれらの変化の把握を特に重視する。

PDCAの各プロセスの確実な実施に最適な組織構成を目指して、センター、委員会等及びそれらの所掌事項、報告・連絡関係について検証し、確実度・自律度を向上する。

教育の質保証、内部質保証を中核に据えて次期中期計画を策定し、実施する。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### (1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

**法令遵守：** 自己点検・評価の実施と認証評価の受審に関して、学則（基礎資料F-3-1）第2条に定め、それを実現するための組織体制等を本書6-1で既述したように整備し、関連する活動を実施している。

中期計画の「Ⅲ管理運営」領域の上位目標に「学教法以下（注：学教法、同施行規則、大学設置基準等を指す。）に則ったコンプライアンス度の高い大学の実現」を掲げており、内部質保証を軸として教育の質と大学全体の質の双方の改善・向上を図る、すなわち大学設置基準等の達成とその程度の向上に大学として継続的に努めることを明示している。

上記の中期計画は大学院に関する事項も含んで定めている。大学院も、学校教育法その他の法令のほか、大学院設置基準を満たすとともに、さらなる質の向上に努めている。

**自主的・自律的な自己点検・評価：** 既述のように、学園の「自己点検・評価に関する規程」、学則及び内部質保証のポリシーの下で、その実施制度を「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」に定め、実行している。この制度は、大学の中期計画の中の単年度計画の点検、改革総合支援事業等に係る点検及び認証評価に係る年度点検を統合的に実施することで、自己点検・評価の効率化を図っている点に特徴がある（資料6-2-1 3点検評価項目の対照表）。

既述の「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」で、自己点検・評価のPDCAサイクルとロードマップを定義し、年度を単位とする定期的な自己点検・評価を実施している。具体的には、中期計画を軸にして、改革総合支援事業の要求事項を勘案しつつ毎年度途中に中間点検を行うとともに、年度末に年度計画の達成度を評価する。それを認証評価の基準、項目、視点と照合しつつ、大学運営の質の向上を検証している。

第Ⅱ期の認証評価受審以降、毎年度の自己点検の結果を年度末に取りまとめた自己点検・評価書を学園に提出している（資料6-2-2「令和2年度自己点検・評価報告書」）。

このような制度の維持に資するために、志學館大学出版会から学長が刊行した著書「教育の質保証」（資料6-2-3）を全教職員に配布し、内部質保証及び教育の質保証の重要性について意識向上を図るとともに、すべての教職員の参画を促している。

**エビデンスに基づく自己点検・評価：** 次節6-2-②に記載するように、大学運営会議の

下部組織であるIR室が、IR調査・分析活動を活発に行っており、点検・評価及び大学のガバナンスに必要なエビデンスを提供している。様々なデータについて統計学的分析を実施し、意思決定等に資するために、点検・評価担当の学長補佐を令和3年度から配置した。

**自己点検・評価結果の学内での共有と社会への公表：** 上記の自己点検・評価報告書を、大学運営会議で審議した上で、合同教授会で説明・共有するとともに、学園本部に報告している。報告書はホームページ上でも公開している(資料6-2-4 ホームページ 情報公開 報告書等)。

大学院では、研究科長がリーダーとなって、カリキュラムWGで中期計画に対する点検と次期への展開を定期的実施し、その結果について研究科委員会で審議又は報告している。これらは、必要に応じて大学全体としての報告書に記載し、公開している(資料6-2-5、資料6-2-6 研究科委員会議事要旨)。

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

内部質保証のポリシーの7箇条の一つに「客観的事実に基づく意思決定と継続的改善」に掲げているとおり、IR活動を内部質保証の重要な柱の一つと考えて、実施体制を構築している。

制度面では、「大学運営会議規程」(資料6-2-7)で「大学運営のための情報収集及び分析に関する事項」を同会議の所掌事項と定め、そのために、大学運営会議の下にIR室を置いている(資料6-2-8「IR室設置要項」)。IR室は、学長、大学運営会議の委員のうちから若干名及びその他若干名で構成している。このような体制を採っているのは、本書6-2-①に記載したとおり、大学として点検・評価を重視していることと、学園の規程で各学園設置校の自己点検・評価を学校の長が宰領することと定めているためである。新たに置いた学長補佐(点検・評価担当)をIR室長に配することで、IR活動をさらに強化している。

IR室は、大学運営にとって重要な情報の分析・提供に関して必要な事項を業務としている(資料6-2-8)。IR活動は、近年充実してきており、内部質保証のポリシーの各箇条に従って、系統的かつ継続的に、大学を取り巻く内外の状況を把握するようにしている。これまでの調査・分析及びIR報告書の刊行は、授業評価や学修成果、学生要求・生活行動、教員の大学運営への参加・貢献度、入学者選抜、ステークホルダーのニーズ、外部状況等に分類できる。代表的なIR報告書に、「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査」、「近年の中央教育審議会答申に見られる大学教育の課題」「入試区分別の入学者の追跡調査と評価(3回)」、「学生に対する生活調査(2回)」「授業アンケート結果に関する分析(5回)」「卒業生に対する学修成果に関する調査(3回)」「中途退学者及び除籍者に関する分析(3回)」「保護者アンケート(2回)」などがある(資料6-2-9 既刊行のIR報告書一覧)。

IR活動を継続的に実施するために、IRの企画や実施方法等に関するSD研修を実施し、IR担当教職員に受講させている(資料6-2-10 SD研修記録、資料6-2-11 SD研修修了証書)。

大学院では、研究科長がリーダーとなって、カリキュラムWGで大学院受験者の分析、入学後の学生の学修行動、教育の成果、資格取得動向、就職や進学の実績等を定期的に点検し、大学院運営に反映させている。分析内容について研究科委員会ならびに学長に報告している。

### (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

三つの点検・評価（大学の中期計画、認証評価、改革総合支援事業等）とそれらのためのPDCAを統合的に行う、現在の内部質保証の基本手法は維持する。一方、点検・評価に必要なエフォートをできる限り軽減できるように手法を改良し、持続的・自律的に実施できるものにする。

IRは現在の活動度で継続する。そのためにも、高度なSD研修を活発化し、IR分析ができる教職員を増やす。

大学構成員の幅広い参画を得るために、点検・評価を行うことの成果の可視化に努める。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### (1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

**法令遵守：** 大学、学部及び学科ごとに、教育研究上の目的を踏まえて、三つのポリシーを定めている。CP及びAPは、特にDPとの一貫性に意を用いて策定した。

大学の中期計画の「Ⅲ 管理運営」領域の上位目標に「学教法以下（注 設置基準等までを含むことを意味する）に則ったコンプライアンス度の高い大学の実現」を掲げ（資料6-3-1 大学の中期計画）、設置基準を重視した大学運営を方針として明示している。

学園本部は、中期計画中の単年度計画の達成度の検証を行い、それに基づいて、毎年度末の理事会で、次年度の事業計画と予算案を決定している（資料6-3-2 理事会資料）。現在の中期計画は平成28年度～令和3年度が対象で、第Ⅱ期認証評価を基に、平成27年度に計画し、定めたものである。次期中期計画は、本受審を通じたこれまでの施策の検証結果に基づいて策定する計画である。

大学院でも、三つのポリシーを互いの一貫性に意を用いつつ定めている。大学院設置基準を充足することはいうまでもなく、その水準を越えるよう努めている。

**三つのポリシーを起点とした内部質保証：** 本学が、内部質保証の制度をDP、CPを起点として形成している姿勢は、内部質保証のポリシー（資料6-3-3）第2条（総則に当たる第1条に続く実質的な冒頭条）に、「… 学位授与の方針及びカリキュラム編成の方針を定め、カリキュラムを組織的かつ体系的に編成・実施・点検・改善できる教学マネジメント体制を確立する」としていることに明確に示されている。既述のように、APは、DPと一貫性があるように策定しているので、DPとCPを基本とすることは、すなわち三つのポリシーを踏まえることを意味するよう、制度設計してある。

中期計画（資料6-3-1）の中の基本計画Ⅰ「教育・研究活動」の冒頭に、取組み戦略として「『学士力(人間力)』を保証する教育」を掲げ、第1番目の施策を「DPを軸にした教育課程の組織的・体系的な形成」を掲げている点にも、上記の姿勢が表れている。

具体的には、平成元年度から、内部質保証のポリシーの制定、学部・学科の教育研究上の目的等と三つのポリシーを統合的に改正し、これらに基づいて教育課程を改訂・改善し

たことが、本学の内部質保証制度が教育の改善・向上に反映されていることを示している。

**内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルと機能性：** 内部質保証のための、大学全体のPDCAを定義している（資料6-3-4「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」）。平成29年度に、大学・教育双方の質の向上についての点検・評価のPDCA体制を整理した。すなわち、PDCAの制度・組織を確立し（本書6-1-①参照）、中期計画に沿った部署ごとの未達成課題の中間点検と年度末レビューを行い、それらの結果を改革総合点検の準備に反映することで改善を促進するという制度をルーチン化している。大学運営会議によるplanに各学部長及び研究科長が参加、doに学部、学科、研究科を含む各級組織が参画し、checkには各種センター・委員会の長が参画する拡大大学改革推進会議が当たることで、大学全体から学部、学科、研究科及び各種センター等までを含むPDCAになるようにしている。

本学の点検・評価は、中期計画に関する点検、認証評価基準に基づく点検、改革総合支援事業の要求事項に関する点検を統合的に扱う体制としている点に特徴がある（学内では「三つの点検・評価」と呼んでいる）（資料6-3-5 3点検評価項目の対照表）。これらのことから、本学の点検・評価制度の機能性は極めて高いと自己評価する。

**自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などを踏まえた中長期的な計画：** 現在の中期計画は、第Ⅱ期の認証評価時の自己点検評価に基づいて策定したものである。その後、既述の三つ点検・評価の統合・連動を進め、これを年度ごとの自己点検評価とし、これを基に、中期計画に随時修正等を加え、機動的な内部質保証制度を形成している。

令和2年度に、人間文化学科及び法学部の入学・収容定員を増加した際、「法学部法律学科の定員超過の是正に努めること。」との附帯事項（遵守事項）が付されていた。この件には、第Ⅱ期認証評価で参考意見があった、法ビジネス学科の定員未充足と共に、改善に取り組んできた。法学部では、令和2年度より学生募集を大括り化し、入学後の専門導入教育で十分に両学科への理解を深めた後に、2年次に分属する制度とした。同時に、高校生等には分かりにくい法ビジネス学科の魅力化とその発信に努めた結果、令和3年度開始時点での両学科の収容定員超過と未充足はともに、大きく改善した（基礎資料F-14、資料6-3-6「収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書」）。法律学科の定員超過と法ビジネス学科の定員未充足はオフセット関係にあるため、今後も法ビジネス学科の魅力化に取り組んでいく計画である。

**内部質保証による大学運営及び教育の改善・向上：** 大学の中期計画の中の基本計画Ⅲ「管理運営」の上位目標として、「学教法以下に則ったコンプライアンス度の高い大学の実現」を掲げ、そのための第一番目の取組みとして「内部質保証のための制度の整備」を、そのための第一番目の施策として「使命・目的と中長期計画の実現に向けた総合的自己点検・評価制度の整備」を掲げている。上記の考えを基に内部質保証に取り組み、以下のような大学運営の改善・向上に取り組んできた。

大学運営の面では、①使命・目的に沿ったポリシーとその実質化と継続的な改善、②大学の規程類のレビューと学教法以下の法令との関係性及び規程間の整合性を高める改訂、③認証評価に向けたロードマップと各年度プロセス管理(PDCA)案の策定、④各年度のPDCAでの年度中間点検の定着、⑤法ビジネス学科の教育内容、人員、広報等の強化（第Ⅱ期認証評価での指摘事項を承けた中期計画による）などの例がある。

教育改革の面では、①IR調査に基づくレビューによる三つのポリシーの改定、②同じくIRの結果を取り入れた教育課程の改訂、③教養教育の強化、④文理融合型のESD (Education for Sustainable Development)プログラムの開設、⑤高大接続教育の強化などの例がある。

学生募集の面では、①入学・収容定員の増、②国による改革に合わせた入試改革の推進、③入学者選抜での定員管理方式の改善、④法ビジネス学科の定員未充足への対応と学生確保等、⑤法学部入試の大括り化、⑥高大連携活動の強化などの例がある。

以上のことから、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施し、成果を得ていると自己評価する。本学では、内部質保証を大学運営上の重点施策とし、教育の質保証と大学の質保証の双方について、恒常的な組織体制・責任体制を整備・明確にしつつ、自主的・自律的・定期的な自己点検・評価活動と、十分な調査・データの収集・分析に基づき、継続的改善と向上に取り組むことを明確に手順化しており、かつそれが機能している。

大学院は、大学のPDCAサイクルの中に位置づけられており、上記に沿った点検・評価が機能的に実施されている（資料6-3-1 大学の中期計画）。

### **(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）**

内部質保証の制度の基礎はできているとの判断に基づき、次期中期計画期間は、特に教育の質保証（教育の改善、質の向上）に注力する。そのために、学部、研究科等の企画力を高め、PDCAのうち、現在主に大学運営会議が担っているplanプロセスへの、学部、研究科の参画を進める。

#### **【基準6の自己評価】**

内部質保証の組織・責任体制は整備・確立されている。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施しており、その結果が全学的に共有されている。IR活動による調査・データの収集と分析は活発に行われている。大学全体及び基本組織その他各部署のPDCAサイクルの仕組みは確立しており、その機能性は高い。

以上のことから、本学の内部質保証は確実に機能していると自己評価する。

## IV. 特記事項

### 1. 心理相談センター及び発達支援センター

平成17年に、大学院（修士課程）の設置に伴い、臨床心理士第1種養成大学院の認定の下で、心理相談センターを実習施設として開設した。平成23年には、発達障害支援に特化した支援施設として、九州内の大学では九州大学に続き2校目の発達支援センターを開設した。現在は、臨床心理士に加え公認心理師の養成、臨床研究の場、地域の関係機関・職域への研修の場の提供等、教育・研究・実務家養成の場としての充実も図っている。

両センターは、合わせて年間計1,200件以上の相談・支援を行っており、鹿児島市にとどまらず県内も含めた地域の相談機関の中核を担っている。両センターの相談・支援は、臨床心理士・公認心理師の両資格を有する研究科教員14名（心療内科医1名を含む）と委託相談・支援員5名（外部の有資格者）が担っている（共通基礎表2-10「附属施設の概要」）。

大学院学生は、両センターで一人当たり8～10ケースを担当し、修了までに300時間以上の実践的な実習を通して、臨床心理士・公認心理師としての臨床力を育むための体験を積める。大学院修了後も、希望すれば両センターの研修相談・支援員として、研究や臨床研修を継続できる体制も整えている。平成29年には公認心理師養成学部として心理臨床学科心理臨床実践コースが発足し、学部から大学院へと一貫した養成教育が実現できている。

両センターでの臨床活動や教育の実践、研究および研修会に関する1年間の報告として、「志學館大学心理臨床研究紀要」（資料V-1-1）を毎年発行しており、これまでに10巻を数える。そこでは、1年間の両センターの活動報告はもとより、近年では修了生と指導教員との共著による研究論文やセンターの事例研究も増えてきている。

### 2. 社会連携

「地域社会とともに歩む」との考えに基づき、学内組織として、社会連携センターを設置し、社会連携活動を推進している。社会連携センターは、産官学コミュニティ連携、生涯学習、大学間連携の3部門からなる（資料V-2-1表1）。

社会連携に係る教育研究を推進するために、「地域課題に係る教育研究のための学長裁量経費」「社会連携に参加する学生の公欠制度」など、学内制度を整備している（表2）。学外のような機関と連携しており、自治体では鹿児島市と指宿市、教育機関では大学地域コンソーシアム鹿児島、地域・産業界では鹿児島県中小企業家同友会、企業では（株）南日本新聞社等と包括連携協定を締結している（表3）。それらに基づき、かごしま近代化遺産パートナーシップ会議若手会（鹿児島市）その他、おしごと体験ツアー他（指宿市）、B&Sプログラム（学生が中学生の修学旅行の企画・活動を手伝う企画）（JTB 鹿児島支店）、鹿児島県中小企業家同友会との意見交換会、紫原校区まちづくり協議会構成団体への参画など行っている。これらの活動は、教育領域、IR活動、SD研修などに役立っている。

教育領域では、地域課題などについて理解を深めるために社会連携活動への参画をベースとした授業科目を教育課程内で12開講しており、ほかにも授業の中で社会連携を組み込んでいるものが4ある（表4）。学外に対しても、本学独自あるいは学外組織と連携しながら、社会人に対して各種の学習機会を提供している（表5）。

包括連携協定締結機関を中心に、本学の運営に必要な情報の収集（IR活動）に協力して貰うと同時に（表6）、本学の社会連携活動について、広く情報公開している（表7）。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第83条	○	大学の目的、学部等の教育研究上の目的及び三つのポリシーをDP・CPの一貫性に配慮しつつ定め、公表している。	1-1
第85条	○	二つの学部を置いている。但し書きには該当なし。	1-2
第87条	○	修業年限4年を学則に明記している。但し書きには該当なし。	3-1
第88条	○	該当なし。編入学、転入学以外では在籍期間への算入は行っていない。	3-1
第89条	○	該当なし。	3-1
第90条	○	入学資格は学則に定めている。飛び入学制度は設けていないので第2項には該当なし。	2-1
第92条	○	学長、学部長の職務は学則に、教員の職階ごとの職務は志學館学園管理及び運営に関する規則、教員選考規程に定め、それぞれを配置している。	3-2 4-1 4-2
第93条	○	教授会の権能は学則に定めている。	4-1
第104条	○	大学で学位規程を定め、学士及び修士の学位を授与している。	3-1
第105条	○	履修証明課程について学則で定め、規程を定めて運営している。	3-1
第108条	○	該当なし。	2-1
第109条	○	自己点検評価を行い、結果を公表している。認証評価を受審することは学則に定めている。	6-2
第113条	○	教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第114条	○	事務職員の職務は事務分掌規定に定めている。技術職員については現在は置いていない。	4-1 4-3
第122条	○	編入学制度を設けており、高等専門学校卒業者は制度の対象としている。	2-1
第132条	○	編入学制度を設けており、専修学校専門課程修了者は制度の対象としている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	○	学則記載事項は、すべて本学学則に記載している。	3-1 3-2
第24条	○	学籍簿、学修記録等を作成している。学生が進学する場合は、学生本人が、成績証明書を申請・受理し、転学先に提出している。	3-2
第26条	○	懲戒等の手続きは学則に定めている。	4-1

志學館大学

第5項			
第28条	○	第1項に列挙されたもののうち一部（標本、模型等の目録）を除き、大学に備えている。	3-2
第143条	—	該当なし（代議員会等は置いていない。教授会が置いている委員会はない。）	4-1
第146条	○	編入学、転入学制度を備えている。既修得単位の取り扱いについて、学則及び履修規程に定めている。	3-1
第147条	○	早期卒業は制度化していないので該当なし。ただし、第1～3号は定めており、学修の成果に係る評価の基準を定めること及び卒業認定の基準は学則に定めて、それらを公開している。	3-1
第148条	—	該当なし。	3-1
第149条	—	該当なし。	3-1
第150条	○	入学資格は学則に定めており、第6号を除く各号を含んでいる。飛び入学制度は設けていないので、第6号は該当なし。	2-1
第151条	—	該当なし。	2-1
第152条	—	該当なし。	2-1
第153条	—	該当なし。	2-1
第154条	—	該当なし。	2-1
第161条	○	短期大学からの編入学については学則に定め、実施している。	2-1
第162条	—	該当なし。	2-1
第163条	○	学年の始期及び終期は学則に定めている。入学は学年の始期と学則に定めている。卒業の時期は限定せず、学則に定める在学年数及び修得単位数を満たせば、各学期末いずれでも卒業できる。	3-2
第163条の2	○	学修証明書を交付することができる体系的な学修は学則に定めており、「持続可能な開発プログラム」ほかを開設している。	3-1
第164条	○	履修証明課程を開設できることは学則に定め、現在2件を開設している。	3-1
第165条の2	○	大学、学部、学科で三つのポリシーを定めている。教育課程編成の方針と学位授与の方針の一貫性には特に意を用いて、大学運営会議、教育課程編成会議で審議し、策定した。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	認証評価項目及び中期事業計画項目を統合的に点検・評価することとし、大学運営会議及び点検評価委員会を中心に行っている。	6-2
第172条の2	○	教育研究活動に関する情報、学生が修得すべき知識や能力に関する情報（DP等）は体制を整え、情報を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1

志學館大学

第173条	○	課程の修了者への卒業証書の授与は学則に定めている。	3-1
第178条	○	高等専門学校卒業者の編入学制度を学則に定めている。再入学、編入学及び転入学に関する規程で編入学年次を第3年次とすることで、控除する期間は2年としている。	2-1
第186条	○	専修学校専門課程修了者の編入学制度を学則に定めている。再入学、編入学及び転入学に関する規程で編入学年次を第3年次とすることで、控除する期間は2年としている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	内部質保証を重視し、内部質保証のポリシーを定め、設置基準を上回るよう努めている。教職員研修で設置基準について説明するなどし、構成員に設置基準の重要性を認識させている。	6-2 6-3
第2条	○	学部、学科ごとに教育研究上の目的を学則に定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	入試管理委員会（学長が委員長、学部長、研究科長、図書館長、学長補佐、事務局長が委員）が、募集要項の内容、運用に責任をもって、入学者選抜を行っている。	2-1
第2条の3	○	教職協働を学則で定めている。教員と事務職員等の役割分担と連携が取れている。事務職員等も大学の意思決定過程に適切に参画している。	2-2
第3条	○	教育研究領域に応じて二つの学部を置き、基準以上の教員を配置するなど適当な規模である。	1-2
第4条	○	二つの学部それぞれ二つの学科を設け、必要な教員組織を置いている。	1-2
第5条	—	該当なし。	1-2
第6条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	設置基準別表に定められている数以上の教員を各学部配置している。学部には学部長（人間関係学部では学科に学科主任）を置き、教員組織を形成している。教授以下の職階には標準昇任年齢を定め、年齢に偏りが生じにくいように工夫している。	3-2 4-2
第10条	○	主要授業科目は原則として専任の教授、准教授、講師又は助教が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	教育課程の編成には教育課程編成会議があたり、実務家経験を有する教員も委員として参加している。	3-2
第11条	—	該当なし。	3-2

志學館大学

			4-2
第12条	○	常勤の教員はすべて本学の専任であり、本学の教育研究に従事している。第3項については、該当なし。	3-2 4-2
第13条	○	教員数は、人間関係学部35人（うち教授15）、法学部22人（うち教授11）で、別表第二を満たす常勤教員を配置している。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長の資格は、学園の学長選任規程に定めており、候補者に教育研究歴、大学運営の考え方を提出させ、理事会が選考している。	4-1
第14条	○	教授の資格は教員選考規程に定め、教員選考手続規程、教員資格審査細則とともに運用している。	3-2 4-2
第15条	○	准教授の資格は教員選考規程に定め、教員選考手続規程、教員資格審査細則とともに運用している。	3-2 4-2
第16条	○	講師の資格は教員選考規程に定め、教員選考手続規程、教員資格審査細則とともに運用している。	3-2 4-2
第16条の2	○	助教の資格は教員選考規程に定め、教員選考手続規程、教員資格審査細則とともに運用している。	3-2 4-2
第17条	○	助手の資格は教員選考規程に定め、教員選考手続規程、教員資格審査細則とともに運用している。ただし、現在は配置していない。	3-2 4-2
第18条	○	収容定員は学科ごとに学則に定めている。編入学定員は募集要項に明示している。収容定員は教員組織、施設・設備等を考慮して定め、在学学生数を毎年モニタリングしつつ、収容定員に対し適正になるよう、入学者数を管理している。	2-1
第19条	○	大学全体で、学部、学科ごとの教育課程を体系的に編成している。専門の学芸、教養、総合的判断力、人間性の涵養等をDPに含んでいる。	3-2
第19条の2	—	該当なし。	3-2
第20条	○	教育課程は、授業科目は必修科目、選択科目（選択必修を含む）及び自由履修科目に区分し、配当学年を決めて編成している。	3-2
第21条	○	授業科目の単位数の決定法は学則に定めている。開講している各授業科目の単位数は学生便覧に明示している。	3-1
第22条	○	学則に定め、学事歴で概ね40週として運用している。	3-2
第23条	○	授業は15週（試験期間を含まず）にわたって行っている。集中講義で行うものはこの限りではないが、授業総時間数は15週による場合と同じである。	3-2
第24条	○	個々の授業科目を受講する学生数は教室サイズ等を勘案して管理している。授業の特性から、受講者数の上限を定めている場合もある。	2-5
第25条	○	授業は、講義、演習、実験、実習に区分して開講している。授業の全部又は一部を外国で開講、多様なメディアを用いて開講、学外で開講しているものもある。	2-2 3-2

志學館大学

第25条の2	○	年間授業計画は学生便覧で、個々の授業の内容・方法はシラバスで年度初めに明示している。学修成果の評価、卒業認定基準はASP等として明示している。学務委員会、教授会が適切に運用に当たっている。	3-1
第25条の3	○	FD推進委員会を置き、FD研修等を行っている。	3-2 3-3 4-2
第26条	○	該当なし。	3-2
第27条	○	試験等に基づいて単位を授与することを学則、履修規程に定め、適切に運用している。	3-1
第27条の2	○	CAP制を定め適切に運用している。成績優秀者への履修登録単位数上限緩和措置を定めている。	3-2
第27条の3	—	該当なし。	3-1
第28条	○	他大学等での修得単位、留学による修得単位の認定は、学則、履修規程で定めて、適切に運用している。	3-1
第29条	○	他大学等での学修その他学修の単位認定は、学則、履修規程で定めて、適切に運用している。	3-1
第30条	○	既修得単位の認定は学則、履修規程に定め、適切に運用している。	3-1
第30条の2	○	長期履修制度は学則、履修規程に定め、適切に運用している。	3-2
第31条	○	科目等履修生、履修証明課程の学生への単位の付与は、学則に定めている。両制度は、教育に支障を及ぼす規模では行っていない。	3-1 3-2
第32条	○	卒業要件単位数は学則に定め、適切に運用している。第2～5項は該当なし。	3-1
第33条	○	該当なし。	3-1
第34条	○	校地、校舎、休息や交流その他の空間は整備している。	2-5
第35条	○	運動場、体育館等を校地内及び至近の校地外に有している。第6項は該当なし。	2-5
第36条	○	設置基準に規定された施設を備えた校舎及び体育館を有している。第6項は該当なし。	2-5
第37条	○	設置基準に規定された校地を有している。第2・3項は該当なし。	2-5
第37条の2	○	校舎の面積は16,008.4㎡で、設置基準に規定された面積以上である。	2-5
第38条	○	設置基準に規定された施設を備えた図書館及び教育研究上で必要な資料等を整備している。	2-5
第39条	—	該当なし。	2-5
第39条の2	—	該当なし。	2-5
第40条	○	学部又は学科に必要な機械、器具を備えている。	2-5
第40条の2	○	該当なし。	2-5
第40条の3	○	教育研究上の目的を達成するために必要な経費を確保している。	2-5

志學館大学

		教育研究にふさわしい環境を整備している。	4-4
第40条の4	○	大学の名称は大学として適切で、学部及び学科の名称は教育研究上の目的に整合している。	1-1
第41条	○	大学に事務局を置き、専任職員を配置し、組織は学園の規程と大学の事務分掌規程に定めて、適切に運用している。	4-1 4-3
第42条	○	学務課と学生支援センターを置き専任の職員を配置し、学生の厚生補導業務を行っている	2-4 4-1
第42条の2	○	教育課程の実施及び厚生補導には学務委員会と学務課が、卒業後の資質向上には進路支援センターと進路支援課が、有機的に教職協働で当たっている。	2-3
第42条の3	○	職員の能力開発に係る研修（SD研修）は、学則に定め、学園及び大学が活発に行っている。	4-3
第42条の3の2	—	該当なし。	3-2
第43条	—	該当なし。	3-2
第44条	—	該当なし。	3-1
第45条	—	該当なし。	3-1
第46条	—	該当なし。	3-2 4-2
第47条	—	該当なし。	2-5
第48条	—	該当なし。	2-5
第49条	—	該当なし。	2-5
第49条の2	—	該当なし。	3-2
第49条の3	—	該当なし。	4-2
第49条の4	—	該当なし。	4-2
第57条	—	該当なし。	1-2
第58条	—	該当なし。	2-5
第60条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	学士学位の授与は大学の学位規程に定め、適切に運用している。	3-1
第10条	○	学士学位に付記する専攻分野の名称は大学の学位規程に定め、適切に運用している。	3-1
第10条の2	—	該当なし。	3-1
第13条	○	大学で学位規定を定め、文部科学大臣に報告している。第2項は該当なし。	3-1

志學館大学

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第24条	○	建学の精神のもとで学校教育を行うことを寄附行為に定め、諮問機関として評議員会を置き、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保に努めている。	5-1
第26条の2	○	公告された18業種の一部を収益事業として寄附行為に定めている。収益事業の会計は区分され、収益の一部は寄付金として学校会計に充当し、監事・監査法人による監査を受けている。	5-1
第33条の2	○	寄附行為第35条第2項に寄附行為の備付、閲覧を定め、遵守している。	5-1
第35条	○	寄附行為第6条第1項に理事7人以上9人以内、監事2人又は3人と定め、理事のうち1人を理事長に選任している。現在は、理事8人、監事2人である。	5-2 5-3
第35条の2	○	私立学校法に準拠している。	5-2 5-3
第36条	○	理事会を置き、寄附行為第16条第1項から第13項に基づき、運営している。	5-2
第37条	○	理事長、理事、監事の業務については、寄附行為第12条、第14条、第15条第1項第1号から第7号、第15条第2項に定め、遵守している。	5-2 5-3
第38条	○	寄附行為第7条、第8条第2項に選任規程を定め、法令を遵守した理事8人、監事2人を選任している。	5-2
第39条	○	寄附行為第8条に、監事は理事、評議員又は学校法人の職員以外と定め、理事会で選出した候補者から評議員会の同意を得て、理事長が選任している。	5-2
第40条	○	理事・監事の補充は、寄附行為第10条に定め、遵守している。	5-2
第41条	○	寄附行為第19条第2項に評議員の選任規程を定め、17人を選任し、寄附行為第19条第3項から第12項に基づき、評議員会の運営を行っている。	5-3
第42条	○	寄附行為第21条に評議員会の諮問事項を定め、理事長は決定の前に評議員会の意見を聴いている。	5-3
第43条	○	寄附行為第22条に評議員会の意見具申等について定め、実施している。	5-3
第44条	○	寄附行為第23条に評議員の選任規程を定め、法令を遵守した評議員17人を選任している。	5-3
第44条の2	○	役員の実行責任については、寄附行為第47条に定め、運用している。	5-2 5-3
第44条の3	○	役員の実行責任については、寄附行為第47条に定めている。	5-2 5-3

志學館大学

第44条の4	○	私立学校法に準拠している。	5-2 5-3
第44条の5	○	私立学校法に準拠している。	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為第43条に、寄附行為の変更は理事会出席者の2/3以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けることとし、遵守している。	5-1
第45条の2	○	寄附行為第32条に基づき、予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について、理事会出席者の2/3以上の議決を得ている。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	寄附行為第34条第2項に定め、理事長は、毎年5月の評議員会で、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。	5-3
第47条	○	寄附行為第35条及び情報の公表に関する規程第5条に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿の作成、備付を行い、閲覧に応じている。	5-1
第48条	○	寄附行為第37条に基づき、別途に役員の報酬等の支給基準を定め、公表している。	5-2 5-3
第49条	○	寄附行為第39条に、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものと定めている。	5-1
第63条の2	○	寄附行為第36条、情報の公表に関する規程及び役員の報酬等の支給基準に基づき、公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第99条	○	大学院学則に、心理学の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる公認心理師や臨床心理士を育成することを目的と定めている。第2項、第3項は該当なし。	1-1
第100条	○	心理臨床学研究科を置いている。	1-2
第102条	○	第八十三条の大学を卒業した者に入学を許可することを大学院学則に定めている。第2項は該当なし。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第155条	○	学校教育法、その他の法令の規定に則り、大学院募集要項を定めている。	2-1
第156条	—	該当なし	2-1
第157条	—	該当なし。	2-1
第158条	—	該当なし。	2-1

志學館大学

第159条	—	該当なし。	2-1
第160条	—	該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	学校教育法その他の法令の規定によるほか、大学院設置基準に基づき、大学院を設置している。	6-2 6-3
第1条の2	○	公認心理師及び臨床心理士の養成に関する目的その他教育研究上目的を大学院学則に定めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	大学院募集要項に基づく選抜試験を実施し、研究科委員会が入試判定基準に基づく合否判定を行っている。	2-1
第1条の4	○	大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務を行っている。	2-2
第2条	○	修士課程を置いている。	1-2
第2条の2	—	該当なし。	1-2
第3条	○	心理学分野における研究能力の涵養に加え、高度な専門性が求められる公認心理師・臨床心理士としての能力を養うことを目的としている。第3項は該当なし。	1-2
第4条	—	該当なし。	1-2
第5条	○	心理学の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる公認心理師及び臨床心理士を育成するという目的に沿った専攻であり、内容、教員数等は適当な規模を備えている。	1-2
第6条	○	公認心理師及び臨床心理士を育成するという目的のもと、心理臨床学専攻の単一専攻を置いている。第2項は該当なし。	1-2
第7条	○	講義、演習、実習の位置づけや内容について、人間関係学部心理臨床学科と連携している。	1-2
第8条	○	公認心理師及び臨床心理士を養成する目的を達するために必要な教員を、院設置基準が定める人数置いている。	3-2 4-2
第9条	○	研究科教員の資格は大学院学則等に定め、心理臨床学に関して教育研究上の指導能力があると認められる教員を、文部科学大臣が定める人数置いている。	3-2 4-2
第10条	○	心理臨床学研究科の収容定員を20名と定めている。在学学生数を収容定員に基づき適正に管理している。第2項は該当なし。	2-1
第11条	○	授業科目の開設や研究指導計画の作成により、体系的に教育課程を編成している	3-2
第12条	○	授業科目の授業と研究指導を行っている。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は、資格審査を経た教員が行っている。他の大学院等で	2-2

志學館大学

		研究指導を受けられるよう、大学院学則で定めている。	3-2
第14条	○	該当なし。	3-2
第14条の2	○	授業ならびに研究指導の方法と内容は大学院便覧に明示している。学修成果と学位論文の評価基準をあらかじめ明示している。	3-1
第14条の3	○	学士課程のFDに加え、大学院対象のFD研修を実施している。	3-3 4-2
第15条	○	授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、入学前の既修得単位などの認定、長期にわたる教育課程の履修については、大学院学則で学則の規定を準用し、適切に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	2年以上の在籍、40単位以上の修得、研究指導を受けた上で修士論文の審査及び試験に合格することを、修了の要件としている。ただし書きには該当なし。	3-1
第17条	—	該当なし。	3-1
第19条	○	講義室、研究室、実験・実習室、演習室などは、学士課程と兼用している。	2-5
第20条	○	心理臨床学専攻の学修に必要な機材や検査道具を、教員数及び学生数に応じて備えている。	2-5
第21条	○	心理臨床学の学修に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の資料を、系統的に整理して備えている。	2-5
第22条	○	学部の施設や設備を、必要に応じて、教育研究上支障を生じない範囲で共用している。	2-5
第22条の2	—	該当なし。	2-5
第22条の3	○	必要な経費を確保し、中長期的な計画のもと、教育研究にふさわしい環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科の名称「心理臨床学研究科」は、心理学の理論および応用について高度の専門性が求められる公認心理師や臨床心理士を育成するという目的にふさわしい。	1-1
第23条	—	該当なし。	1-1 1-2
第24条	—	該当なし。	2-5
第25条	—	該当なし。	3-2
第26条	—	該当なし。	3-2
第27条	—	該当なし。	3-2 4-2
第28条	—	該当なし。	2-2 3-1 3-2
第29条	—	該当なし。	2-5

志學館大学

第30条	—	該当なし。	2-2 3-2
第30条の2	—	該当なし。	3-2
第31条	—	該当なし。	3-2
第32条	—	該当なし。	3-1
第33条	—	該当なし。	3-1
第34条	—	該当なし。	2-5
第34条の2	—	該当なし。	3-2
第34条の3	—	該当なし。	4-2
第42条	○	大学院の事務は、学士課程の事務と合わせた事務組織で行っているが、一部の事務には大学院専門の事務職員を配置している。	4-1 4-3
第42条の2	—	該当なし。	2-3
第42条の3	○	大学院が徴収する費用は、募集要項や大学ホームページで明示している。負担軽減を図る措置に係る情報では、「第一種奨学金返還免除候補者選考に関する規定」を定め、学生便覧に明示している。	2-4
第43条	○	職員を学園及び大学が行う職員研修に参加させている。	4-3
第45条	—	該当なし。	1-2
第46条	—	該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院心理臨床学研究科修士課程を修了した者に、修士の学位を授与している	3-1
第4条	—	該当なし。	3-1
第5条	—	該当なし。	3-1
第12条	—	該当なし。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

## VI. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表F-1】	理事長名、学長名等	
【表F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-3】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部、学科別在籍者数（過去5年間）	
【表2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去3年間）	
【表2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去3年間）	
【表2-4】	就職相談室等の状況	
【表2-5】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表2-11】	図書館の開館状況	
【表2-12】	情報センター等の状況	
【表3-1】	授業科目の概要	
【表3-2】	成績評価基準	
【表3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	F-1 学校法人志學館学園寄附行為	
【資料F-2】	大学案内	
	F-2 令和4年度志學館大学案内	
【資料F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	F-3-1 志學館大学学則	
	F-3-2 志學館大学大学院学則	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	F-4-1 令和4年度志學館大学学生募集要項	
	F-4-2 令和3年度大学院募集要項	
【資料F-5】	学生便覧	

志學館大学

	F-5-1 令和3年度学生便覧 F-5-2 令和3年度大学院便覧	
【資料F-6】	事業計画書	
	F-6-1 令和3年度志學館学園事業計画 F-6-2 志學館未来計画2016-2021	
【資料F-7】	事業報告書	
	F-7 令和2年度志學館学園事業報告	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	F-8 アクセスマップ、キャンパス紹介	
【資料F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	F-9-1 学校法人志學館学園規則等のページ F-9-2 志學館大学規程等のページ	
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料F-10】	F-10-1 理事会の開催状況、評議委員会の開催状況 F-10-2 理事・監事・評議員名簿	
	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	F-11 平成28～令和2年度計算書類及び監査報告書	
【資料F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	F-12-1 履修規程 F-12-2 ユニパ シラバスページ	
	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
【資料F-13】	F-13-1 大学及び学部・学科の三つのポリシー F-13-2 研究科の三つのポリシー	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	F-14 履行状況調査報告書	
【資料F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし。	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料1-1-1】	平成31年3月大学運営会議資料「教育研究上の目的の新設のための「大学の基本理念」等の改廃について」	
【資料1-1-2】	ホームページ「建学の精神・使命、目的・三つのポリシー」	
【資料1-1-3】	ホームページ「学長挨拶」	
【資料1-1-4】	IR報告書「近年の中央教育審議会答申に見られる大学教育をめぐる状況と課題」	
【資料1-1-5】	IR報告書「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査報告」	
【資料1-1-6】	IR報告書「卒業者が求める大学教育の質に関する調査報告」	
【資料1-1-7】	平成31年2月大学運営会議資料「志學館大学学則改正新旧対照表」	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料1-2-1】	平成31年3月大学運営会議資料「教育研究上の目的の新設のための「大学の基本理念」等の改廃について」	
【資料1-2-2】	平成31年3月理事会議題	
【資料1-2-3】	ホームページ「志學館大学の基本情報」	
【資料1-2-4】	平成31年4月合同教授会議事要旨	
【資料1-2-5】	令和3年度新任者研修資料	

志學館大学

【資料1-2-6】	コンプライアンス・チェックシート様式	
【資料1-2-7】	「大学の中期計画」令和2年度版	
【資料1-2-8】	平成30年1月大学運営会議資料「三つのポリシー改正案」	
【資料1-2-9】	令和2年3月心理臨床学研究科委員会議事要旨（3/11）	
【資料1-2-10】	令和2年3月心理臨床学研究科委員会議事要旨（3/17）	

基準2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	教育課程編成会議規程	
【資料2-1-2】	平成29年度第6回教育課程編成会議議事要旨	
【資料2-1-3】	令和3年度第2回入試管理委員会議事要旨	
【資料2-1-4】	志學館大学入試管理委員会規程	
【資料2-1-5】	令和3年度第1回入試管理委員会議事要旨	
【資料2-1-6】	令和2年度大学入試一般選抜前期日程試験に関する分析	
【資料2-1-7】	ホームページ「情報公開」学生に関すること	
【資料2-1-8】	心理臨床学科増員時の認可書	
【資料2-1-9】	人間文化学科・法学部増員時の認可書	
【資料2-1-10】	令和3年度第3回入試管理委員会議事要旨	
【資料2-1-11】	令和2年度第1回入試管理委員会議事要旨	
【資料2-1-12】	平成30年2月（臨時）入試管理委員会資料	
【資料2-1-13】	平成29年度第8回入試管理委員会議事要旨	
【資料2-1-14】	平成30年度第1回、第2回教育課程編成会議議事要旨	
【資料2-1-15】	IR報告書「志學館大学受験動向に関する調査報告書」	
【資料2-1-16】	大学院パンフレット等	
2-2. 学修支援		
【資料2-2-1】	学務委員会規程	
【資料2-2-2】	令和3年度新入生・在学生オリエンテーション日程	
【資料2-2-3】	令和2年度第12回学務委員会議事要旨	
【資料2-2-4】	ユニパ「オフィスアワー確認画面」	
【資料2-2-5】	出席状況調査様式	
【資料2-2-6】	保護者への通知文書様式	
【資料2-2-7】	障がい学生支援に関する基本方針	
【資料2-2-8】	教職員のための学生サポートハンドブック2019	
【資料2-2-9】	障がい学生支援リーフレット	
【資料2-2-10】	学生支援室利用案内	
【資料2-2-11】	令和2年度FD研修会資料	
【資料2-2-12】	令和2年11月大学運営会議議事要旨	
【資料2-2-13】	令和3年1月大学運営会議議事要旨	
【資料2-2-14】	学外スーパーバイザー委嘱状	
【資料2-2-15】	ティーチング・アシスタント規程	
【資料2-2-16】	令和2年度ティーチング・アシスタント勤務実績書	
【資料2-2-17】	心理臨床学研究科令和3年度TA研修会資料	
【資料2-2-18】	授業アシスタント規程	
【資料2-2-19】	対人援助基礎演習シラバス	
【資料2-2-20】	修業年限を超えて在学する学生への対応要領	
【資料2-2-21】	IR報告書「志學館大学における中途退学者及び除籍者に関する	

志學館大学

	報告書Ⅱ」	
<b>2-3. キャリア支援</b>		
【資料2-3-1】	学務委員会規程	
【資料2-3-2】	進路支援センター規程	
【資料2-3-3】	食と観光で世界を魅了する「かごしま」の地元定着推進プログラム平成27年度事業報告書	
【資料2-3-4】	令和2年度進路支援プログラム内容一覧および参加者数	
【資料2-3-5】	令和3年度大学主催合同企業説明会資料	
【資料2-3-6】	資格センター講座案内2021	
【資料2-3-7】	令和3年第1回教職センター運営会議議事要旨	
【資料2-3-8】	教職センター・オリエンテーション資料	
【資料2-3-9】	令和2年度第1回資格センター運営会議議事要旨	
<b>2-4. 学生サービス</b>		
【資料2-4-1】	学生支援センター規程	
【資料2-4-2】	特待生候補者の選考に関する規程	
【資料2-4-3】	学園奨学生候補者選考及び奨学金継続支給審査に関する規程	
【資料2-4-4】	志學館学園新型コロナウイルス感染症に係る貸与奨学金制度規程	
【資料2-4-5】	学費納入に関する規程	
【資料2-4-6】	再入学、編入学及び転入学に関する規程	
【資料2-4-7】	授業料等減免規程	
【資料2-4-8】	第一種奨学金返還免除候補者選考に関する規程	
【資料2-4-9】	IR報告書「令和元年度学生に対する生活調査の結果」	
【資料2-4-10】	ボランティア活動支援実施要項	
【資料2-4-11】	配慮願ひ様式	
【資料2-4-12】	学生支援体制	
【資料2-4-13】	大学運営会議共有ファイル「コロナ対応受付台帳」	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料2-5-1】	両センター備品一覧（検査用具）	
【資料2-5-2】	ホームページ「耐震化状況について」	
【資料2-5-3】	体育館サークル利用割当表	
【資料2-5-4】	コスモスホール配置図、写真等	
【資料2-5-5】	IR報告書「令和元年度志學館大学学生に対する生活調査の結果」	
【資料2-5-6】	心理相談センター・発達支援センターご利用案内	
【資料2-5-7】	令和3年第1回図書館委員会資料	
【資料2-5-8】	令和2年第1回図書館委員会議事要旨	
【資料2-5-9】	バリアフリー施設写真	
【資料2-5-10】	視覚障がい対応写真	
【資料2-5-11】	IR報告書「開講授業から見た施設利用の再検討報告書」	
【資料2-5-12】	志學館大学の施設利用改善計画について	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料2-6-1】	配慮願ひ様式	
【資料2-6-2】	授業評価アンケート実施要領	
【資料2-6-3】	IR報告書「令和元年度志學館大学学生に対する生活調査の結果」	
【資料2-6-4】	学友会役員・すみれ寮役員との懇談会次第	
【資料2-6-5】	学生投書とフィードバック	

基準3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料3-1-1】	三つのポリシー改正案新旧対照表	
【資料3-1-2】	ホームページ「目的・三つのポリシー」	
【資料3-1-3】	平成30年1月大学運営会議議事要旨	
【資料3-1-4】	令和2年3月心理臨床学研究科委員会議事要旨	
【資料3-1-5】	ホームページ「情報公開」	
【資料3-1-6】	シラバスの例	
【資料3-1-7】	「学生生活の手引き」コーディング（ナンバリング） pp. 66-67	
【資料3-1-8】	履修証明書が交付される特別の課程に関する規程	
【資料3-1-9】	ホームページ「研究科の目的・三つのポリシー」	
【資料3-1-10】	講義要項(シラバス)作成の手引き	
【資料3-1-11】	講義要項(シラバス)点検委員会規程	
【資料3-1-12】	科目成績評価に関する取り決め	
【資料3-1-13】	令和2年度各科目の成績分布状況	
【資料3-1-14】	シラバスの例（事前事後学習時間）	
【資料3-1-15】	「学生生活の手引き」講義に関するカレンダー	
【資料3-1-16】	監督補助時間割の例	
【資料3-1-17】	人間関係学部卒業論文評価基準	
【資料3-1-18】	質疑書様式	
【資料3-1-19】	他の大学等及び他の大学院における授業科目の履修に関する規程	
【資料3-1-20】	交換留学による授業科目の履修及び学修の単位認定要領	
【資料3-1-21】	「学生生活の手引き」特別な単位の認定 pp. 61-63	
【資料3-1-22】	再入学、編入学及び転入学に関する規程	
【資料3-1-23】	教務委員会単位読替の例	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料3-2-1】	文書取扱規程	
【資料3-2-2】	文書保存規程	
【資料3-2-3】	ホームページ「情報公開」	
【資料3-2-4】	ホームページ「研究者一覧」	
【資料3-2-5】	ホームページ「授業科目、授業の方法・内容、年間の授業の計画等」	
【資料3-2-6】	大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準	
【資料3-2-7】	大学院心理臨床学研究科教員資格審査細則	
【資料3-2-8】	平成29年度第9回教育課程編成会議資料	
【資料3-2-9】	志學館大学スタンダード	
【資料3-2-10】	アセスメント・ポリシー	
【資料3-2-11】	「海外英語研修」シラバス	
【資料3-2-12】	「学生生活の手引き」講義に関するカレンダー	
【資料3-2-13】	講義要項(シラバス)作成の手引き	
【資料3-2-14】	科目成績評価基準に関する取り決め	
【資料3-2-15】	履修証明書が交付される特別の課程に関する規程	
【資料3-2-16】	履修証明書様式	
【資料3-2-17】	管理及び運営に関する規則	
【資料3-2-18】	教員選考規程	
【資料3-2-19】	教員選考手続規程	

志學館大学

【資料3-2-20】	教員資格審査細則	
【資料3-2-21】	「フィールドで学ぶ環境科学」シラバス	
【資料3-2-22】	「キャリア概論（かごしま学）」シラバス	
【資料3-2-23】	「鹿児島地域経済演習」シラバス	
【資料3-2-24】	「鹿児島企業経営演習」シラバス	
【資料3-2-25】	「インターンシップ（長期）」シラバス	
【資料3-2-26】	「確率と統計の基礎」シラバス	
【資料3-2-27】	「文系学生のための数学の世界」シラバス	
【資料3-2-28】	Moodle利用科目の例「地理学概論Ⅰ」シラバス	
【資料3-2-29】	「専門演習ⅠB（キャリア教育）」シラバス	
【資料3-2-30】	臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ 総時間換算フォーム、臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）実施報告書	
【資料3-2-31】	大学改革学長裁量経費取扱要項	
【資料3-2-32】	大学業績点検及び教員業績評価・自己点検に関する実施要領	
【資料3-2-33】	「中小企業家同友会と志學館大学の意見交換会」記録	
【資料3-2-34】	「キャリアデザイン」シラバス	
【資料3-2-35】	シラバス様式	
【資料3-2-36】	授業評価アンケート実施要領	
【資料3-2-37】	FD推進委員会規程	
【資料3-2-38】	授業公開科目一覧	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料3-3-1】	内部質保証（大学の質保証）のポリシー	
【資料3-3-2】	「学生生活の手引き」コーディング（ナンバリング）について pp. 66-68	
【資料3-3-3】	志學館大学スタンダード（学生が卒業時に身につけていることが期待される力）	
【資料3-3-4】	志學館大学ディプロマサプリメントの例	
【資料3-3-5】	FKテストの例	
【資料3-3-6】	IR報告書「FKテストとGPAを利用した入試区分別の追跡調査と評価（2）」	
【資料3-3-7】	IR報告書「令和元年度志學館大学学生に対する生活調査の結果」	
【資料3-3-8】	IR報告書「卒業生に対する学修成果に関する調査報告」	
【資料3-3-9】	IR報告書「卒業生が求める大学教育の質に関する調査報告」	
【資料3-3-10】	志學館大学・鹿児島県中小企業家同友会 産学地域連携基本協定書	
【資料3-3-11】	中小企業家同友会との意見交換会の議題	
【資料3-3-12】	IR報告書「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査報告」	
【資料3-3-13】	IR報告書「志學館大学における中途退学者及び除籍者に関する報告書Ⅱ」	
【資料3-3-14】	資格、就職等の資料の例-教授会資料等	
【資料3-3-15】	平成30年度大学院心理臨床学研究科臨床心理実習連絡会	
【資料3-3-16】	令和2年度5月心理相談センター・発達支援センター運営会議議題	
【資料3-3-17】	学外スーパーバイザー委嘱状	
【資料3-3-18】	授業評価アンケート実施要領	
【資料3-3-19】	IR報告書「令和2年度前期学生による授業評価アンケート調査の結果」	
【資料3-3-20】	授業評価FBコメント票様式	
【資料3-3-21】	高大接続教育センター規程	

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料4-1-1】	学長選任規程	
【資料4-1-2】	学生懲戒処分等に関する指針	
【資料4-1-3】	管理及び運営に関する規則	
【資料4-1-4】	教員選考規程	
【資料4-1-5】	人間関係学部教授会規程	
【資料4-1-6】	法学部教授会規程	
【資料4-1-7】	合同教授会規程	
【資料4-1-8】	大学運営会議規程	
【資料4-1-9】	教育課程編成会議規程	
【資料4-1-10】	委員会名簿	
【資料4-1-11】	学部長選任規程	
【資料4-1-12】	研究科長選任規程	
【資料4-1-13】	IR報告書「令和元年度志學館大学における教員による業務実績に関する点検評価報告書」	
【資料4-1-14】	職員配置図	
【資料4-1-15】	事務組織及び事務分掌規程	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料4-2-1】	教員選考規程	
【資料4-2-2】	教員資格審査細則	
【資料4-2-3】	教員選考手続規程	
【資料4-2-4】	大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準	
【資料4-2-5】	大学院心理臨床学研究科教員資格審査細則	
【資料4-2-6】	人事基本方針	
【資料4-2-7】	志學館大学における教員人事・人件費管理中期計画	
【資料4-2-8】	IR報告書「令和元年度志學館大学における教員による業務実績に関する点検評価報告書」	
【資料4-2-9】	FD推進委員会規程	
【資料4-2-10】	鹿児島大学でのFD・SD研修参加者名簿	
【資料4-2-11】	フィリピン大学ビサヤス校との連携協定書	
【資料4-2-12】	大学院FD研究会の実施記録	
【資料4-2-13】	令和2年度FD研修会次第	
【資料4-2-14】	研修報告書	
【資料4-2-15】	教職員合同研修会（FD・SD）次第	
【資料4-2-16】	大学改革学長裁量経費取扱要項	
【資料4-2-17】	「ナイスティーチャー講演」のレジュメ等	
【資料4-2-18】	令和3年2月FD推進委員会議事要旨	
【資料4-2-19】	IR報告書「令和2年度前期学生による授業アンケート調査の結果」	
【資料4-2-20】	ランチFD懇談会	
【資料4-2-21】	令和2年度合同教授会資料	
【資料4-2-22】	心理臨床学研究科令和3年度前期FD議事要旨	
<b>4-3. 職員の研修</b>		
【資料4-3-1】	教職員合同研修会（FD・SD）次第	
【資料4-3-2】	志學館大学SD研修会 School of University Administration	
【資料4-3-3】	令和2年11月心理臨床学研究科委員会議事要旨	

4-4. 研究支援		
【資料4-4-1】	大学改革学長裁量経費取扱要項	
【資料4-4-2】	出版会会則	
【資料4-4-3】	ホームページ「志學館大学出版会について」	
【資料4-4-4】	公正な研究推進要綱	
【資料4-4-5】	研究者及び研究支援者の行動規範	
【資料4-4-6】	大学院心理臨床学研究科人対象研究倫理ガイドライン	
【資料4-4-7】	研究資料等保存要項	
【資料4-4-8】	研究倫理研修実施要領	
【資料4-4-9】	研究活動上の不正行為への対応要領	
【資料4-4-10】	令和3年3月倫理委員会議事要旨	
【資料4-4-11】	公的研究費運営・管理体制の点検及び不正防止計画	
【資料4-4-12】	大学院心理臨床学研究科令和3年度オリエンテーション	
【資料4-4-13】	教員研究費取扱規程	
【資料4-4-14】	服務規程	
【資料4-4-15】	心理相談センター規程	
【資料4-4-16】	発達支援センター規程	

## 基準5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料5-1-1】	コンプライアンス規程	
【資料5-1-2】	管理及び運営に関する規則	
【資料5-1-3】	第3次経営計画（2016-2021）6か年施設設備投資計画	
【資料5-1-4】	障がい学生支援に関する基本方針	
【資料5-1-5】	ハラスメント防止に関する規程	
【資料5-1-6】	ハラスメント防止委員会規程	
【資料5-1-7】	個人情報保護規程	
【資料5-1-8】	内部通報規程	
【資料5-1-9】	人対象研究倫理委員会規程	
【資料5-1-10】	就業規則	
【資料5-1-11】	服務規程	
【資料5-1-12】	就業規則・服務規程施行細則	
【資料5-1-13】	契約教職員就業規則	
【資料5-1-14】	契約教職員服務規程	
【資料5-1-15】	育児休業・育児短時間勤務に関する規程	
【資料5-1-16】	介護休業・介護短時間勤務に関する規程	
【資料5-1-17】	学校法人志學館学園 志學館大学危機管理基本マニュアル	
【資料5-1-18】	危機管理要項	
5-2. 理事会の機能		
【資料5-2-1】	理事会会議規則	
【資料5-2-2】	管理及び運営に関する規則	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料5-3-1】	管理及び運営に関する規則	
5-4. 財務基盤と収支		
5-5. 会計		
【資料5-5-1】	経理規則	

【資料5-5-2】	経理規則細則	
【資料5-5-3】	資産運用規定	

#### 基準6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料6-1-1】	内部質保証（大学の質保証）のポリシー	
【資料6-1-2】	令和元年8月 大学運営会議議事要旨	
【資料6-1-3】	志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度	
【資料6-1-4】	大学運営会議規程	
【資料6-1-5】	自己点検・自己評価に関する規程	
【資料6-1-6】	自己点検・自己評価要項	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料6-2-1】	3点検評価項目の対照表	
【資料6-2-2】	令和2年度自己点検・評価報告書	
【資料6-2-3】	松岡達郎著『教育の質保証』（志學館大学出版会）	
【資料6-2-4】	ホームページ「情報公開 報告書等」	
【資料6-2-5】	令和3年1月心理臨床学研究科委員会議事要旨	
【資料6-2-6】	平成29年11月心理臨床学研究科委員会議事要旨	
【資料6-2-7】	大学運営会議規程	
【資料6-2-8】	IR室設置要項	
【資料6-2-9】	既刊行のIR報告書一覧	
【資料6-2-10】	SD研修記録	
【資料6-2-11】	SD研修修了証書	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料6-3-1】	「大学の中期計画」令和2年度版	
【資料6-3-2】	令和2年度理事会資料	
【資料6-3-3】	内部質保証（大学の質保証）のポリシー	
【資料6-3-4】	志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度	
【資料6-3-5】	3点検評価項目の対照表	
【資料6-3-6】	令和2年度取容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況調査報告書	

#### IV. 特記事項

V-1. 心理相談センター及び発達支援センター		
【資料V-1-1】	志學館大学心理臨床研究紀要	
V-2. 社会連携		
【資料V-2-1】	志學館大学の社会連携活動	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。